

(七) 其他 (三) 合計 三三、五〇〇

(A) 完成或は現在工事中のもの

▲送電線関係

(イ) 安東送電線

一、〇〇〇KWターボ発電機一基に汽機一

基の増設工事(昭和十一年七月三十日竣工)

(ロ) 營口送電線

二、〇〇〇KWターボ発電機一基に汽機二

基の増設(奉天より移設せるものにして昭和

十一年十一月十二日完成)

(ハ) 齊々哈爾濱送電線

新京よりの二、八〇〇KWターボ発電機一基、

汽機一基の増設工事(昭和十二年三月二十九

日完成)

(ニ) 錦州送電線

奉天より移設の一、五〇〇KWターボ発電機

一基、汽機一基の増設工事(昭和十一年十一

月二十九日完成)

(ホ) 新京送電線

一四、〇〇〇KWターボ発電機一基、汽機一基

の増設工事(昭和十二年九月九日竣工)併一

五、〇〇〇KWターボ発電機一基工中

(イ) 哈爾濱送電線

二基の増設工事(昭和十二年五月二十日完成)

(ロ) 牡丹江送電線

道里よりの二、三〇〇KWターボ発電機一基、

汽機二基の増設工事(昭和十二年四月九日完

成)

▲送電線関係

(イ) 大連冶金送電線

周水子一次送電線より受電し新設四、〇〇〇

KW電線(三、〇〇〇—三、三〇〇V)(昭和

十一年七月二日完成)

(ロ) 周水子一次送電線

甘大線に連絡、大連並に青島店、南關方面

送電用として増設容量一五、〇〇〇KW電線

(六六、〇〇〇—二、二〇〇V)(昭和十一年

九月二十二日完成)

(ハ) 沙河子送電線

周水子一次送電線より受電、容量六、〇〇〇K

W電線(二、〇〇〇—三、三〇〇V)(昭和十

二年二月二日完成)

(ニ) 大東送電線

撫順より受電、容量一五、〇〇〇KW電線(四

四、〇〇〇—三、三〇〇V)(昭和十二年二月十

七日竣工)

(ホ) 新京送電線

吉林四平街送電用として改設容量一五、〇〇

〇KW電線(一、〇〇〇—四、〇〇〇V)

(昭和十一年十一月七日完成)

(イ) 安東送電線

新京より受電、新市街方面送電用として改

設増設容量九、〇〇〇KW電線(四四、〇〇〇

—三、三〇〇V)(昭和十一年十一月六日竣工)

(ロ) 安東送電線

新賓州、鶴崗山方面送電用として増設、容量

六、〇〇〇KW電線(三、三〇〇—一、〇〇〇

—二、二〇〇V)(昭和十二年六月二日完成)

(ハ) 八家子送電線

鞍山市内及海城、牛莊方面送電用、容量四、

〇〇〇KW電線(一、〇〇〇—四、〇〇〇

—三、三〇〇V)(昭和十一年十一月六日竣

工)

(イ) 首山送電線

容量三、三〇〇—八、七五KW二基、電線(四四、〇〇

—三、三〇〇V)(昭和十二年二月八日完成)

(ロ) 撫順送電線

撫順大官屯送電線より受電、鞍山、奉天方面

容量増加に應ずる為増設増設容量六、〇〇

〇〇KW電線(一、〇〇〇—一、五〇〇V)(昭和

V日下施行中)

(ハ) 鞍山送電線

撫順より受電、鞍山一帯及遼陽、首山方面送

電用として新設、將來は營口方面と連絡の條

定、容量七五、〇〇〇KW電線(五四、〇〇〇

—四、〇〇〇V)目下施工中

(イ) 營口送電線

大石橋、河北方面送電用として増設、容量六、

〇〇〇KW電線(三、三〇〇—一、〇〇〇V

目下施工中)

▲送電線関係

(イ) 錦州送電線

錦立山、佳木斯送電用電線(四四、〇〇V、

五長七六、五軒(昭和十一年十一月六日完成)

(ロ) 金石山に石炭送電線

金州送電線より石河原に復州送電所間を連絡

する電線(二、〇〇〇V、五長五五、九軒送電

線にして目下施工中)

(ハ) 遼陽送電線

鞍山、遼陽を連絡し撫順に連絡する送電線の

一部にして五長一六、三軒、電線(四四、〇〇V

線塔二回線目下施工中)

(イ) 綏芬河送電線

綏芬河、東寧を連絡し電線(二、〇〇〇V、五

長四五軒(昭和十二年六月二十二日完成)

(ロ) 撫順計装中のもの

▲送電線関係

(イ) 清河門送電線

五、〇〇〇KW新設

(ロ) 牡丹江送電線(齊々哈爾濱より)

二、八〇〇KW増設

(ハ) 錦立山送電線

一、五〇〇KW増設

(イ) 甘井子送電線(内用として)

四、〇〇〇KW増設

▲送電線関係

(イ) 石河電線

一五、〇〇〇KW新設

(ロ) 哈爾濱方面

綏化、呼蘭、松浦及阿城、平房店各送電所新

設、設備容量一、五〇〇—三、〇〇〇—五

〇〇(三相)二、〇〇〇KW



監官省指定工場



岡田電氣商會

滿洲配給所

奉天浪速通り
本店 東京・品川

代 理 店

伊 關 商 店
新京日本橋通り

山 岡 商 會
奉天富士町

和 登 商 行
哈爾濱道糧地段街

大 島 電 氣 商 會
哈爾濱石頭道街

成 清 商 行

齊々哈爾濱糧庫街

大連市若狹町二番地



義昌無線電氣株式會社

出張所
直賣所
新奉天 振興 電話
京天連 振興 電話
興宇市 振興 電話
安治連大(2)(2)
街町鎮連一一
二十街二二三
百六電二二三
十番車九七六
番地通番番

大連市土佐町五七番地



圓橋電氣合資會社

出張所
電話本局②
工場倉庫②
振興電話
奉天電話
哈爾濱電話
電話本局②
工場倉庫②
振興電話
奉天電話
哈爾濱電話
電話本局②
工場倉庫②
振興電話
奉天電話
哈爾濱電話
電話本局②
工場倉庫②
振興電話
奉天電話
哈爾濱電話

大連市山縣通り二番地 東拓ビル五階

★ 豐年製油株式會社大連支店

電話

三三三三
九八五五
四五九三
二四三四
四二〇五

大連市埠頭構内



福昌華工株式會社

電話代表二一四五一〇番

大連市外甘井子



滿洲曹達股份有限公司

電話 自四一九一 至四一九一八

テイチクレコード全滿總賣捌元



寶山洋行蓄音器部

電	電	電	電	新
奉	大	大	大	電
天	連	連	連	話
二	一	一	一	話
七	七	七	七	話
〇	〇	〇	〇	話
九	九	九	九	話
番	番	番	番	話
地	地	地	地	話
番	番	番	番	話
番	番	番	番	話
番	番	番	番	話

大連市紀伊町貳拾六番地

土木、建築
鐵材、工業
設計、施工



株式會社

高岡組

出張所
在張場地所

電話本局二一四八〇七番
奉天、鞍山、撫順、新京
哈爾濱、圖們、西安、阜新
大連、鞍山

資本金五百萬圓

大連市東公園町貳拾壹番地



東亞土木企業株式會社

出張所 鞍山、奉天、新京、哈爾濱、齊齊哈爾、牡丹江、錦縣
詰所 吉林、圖們、北安、白城子、南興安、老嶺

新京特別市大同大街二〇七號



滿洲鑛業開發株式會社

電話代※園二—二六一六

製氷、冷蔵、

凍菓 (アイスクリーム各種)
新京住吉町九丁目四番地



新 京 製 氷 所

工場	同	同	同	同	同
販賣所	同	同	同	同	同
凍菓部	同	同	同	同	同
電話	電話	電話	電話	電話	電話
(3) 三八三五番	(3) 二一八三五番	(3) 六五〇五番	(3) 六五〇五番	(3) 六五〇五番	(3) 六五〇五番
工	工	工	工	工	工
場	場	場	場	場	場
所	所	所	所	所	所
部	部	部	部	部	部
部	部	部	部	部	部
部	部	部	部	部	部
部	部	部	部	部	部

關 東 軍
南滿洲鐵道株式會社 御指定

奉 天 瀋

陽 館

特に團體客の設備完備

電話代表 (三) 四七一七番
園 (三) 四七一〇番
館主 田 實 大 次 郎



滿 洲 鉛 鑛 株 式 會 社

本

社 奉天城内通天街百番地
本社營業所 鞍山南三條町二番地
鑛業所 錦州省錦西縣楊家杖子

營業科目

測製度	量圖量	器用衡	械紙器	文和事	房務	具紙器	金鋼計氣	製算器	家具器	庫具器械
-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	------	-----	-----	------



株式會社內田洋行

大連支店	大連市銀座通	電話 伏見 (3) 3856-1929
奉天支店	奉天千代田通	電話 大連 1 2 3 4
小賣部	奉天春日町	電話 奉天 5 5 2
新京支店	新京中央通	電話 大連 2 3 4 9
哈爾濱支店	哈爾濱地段街	電話 大連 (3) 4744-3116
哈爾濱支店	哈爾濱財神廟街	電話 大連 5 9 8 7
本店	大阪市東區備後町	電話 大連 2 8 0 9
東京支店	東京市日本橋區室町	電話 大連 2 6 3 3
		電話 大阪 (24) 1955-1956
		電話 大阪 1 3 4 5 6
		電話 日本橋 (24) 7 5 8-4412
		電話 東京 7 2 2 5 8



地番八拾八通縣山市連大

店支連大店商山杉 名合社



番八九二七②局本話電
マヤギスンレイダ 號略信受
目丁二リ通南堀賣立區西市阪大 店本
天奉・屋古名・北臺・城京・戶神・京東 店支

目種業營

スチールサブリニューオモレーター鋼製建具一式
鐵骨橋梁設計製作建方工事一式
機械機器設計製作据付工事一式

日滿鋼材株式會社

本社 奉天青葉町四八番地 電話三三六四三番
工場 奉天西區南二路二番地 電話代表長三三六六一七番
出張所(鞍山) 鞍山北二條五二番地 電話二八三九番
出張所(大連) 大連市山縣通一八一番地 電話二一五七〇五番
出張所(新京) 新京大和通三七番地 電話二一五七〇五番
三機工業株式會社新京派員内 電話三三三三六六番
出張所(撫順) 撫順西九條通一二番地 電話二六四〇番

目種業營

鐵橋、鐵骨、鐵柱類、客貨車、運搬車、鐵道
線路附屬品及信號裝置、汽罐、煖房設備、各
種機械類設計製造据付及塗裝工事、普通及高
級鑄鐵管、各種鑄鋼品、普通及特種鑄造品、
各種砲金鑄造品、鑛山其他工作機械類、熔接
工事、酸素瓦斯、鐵製窓枠

株式會社滿洲工廠

資本金壹千萬圓

本社工場 奉天大東邊門外電話四一〇六一
大阪支店 大阪市東區備後町第二野村ビル
四階
新京出張所 新京大同大街二〇一號大興ビル
二階
出張所 哈爾濱外國五道街七九
出張所 大連市常盤町三六
出張所 撫順東九條通五六
天津出張所 天津法界三十號路十五號

近藤林業公司

哈爾濱大直街八八號
電話(二一〇四、三九九八番)
(四五〇六、五三三七番)

ホテル ニューハルビン

哈爾濱大直街八八號
電話七四四一—三番



土木建築請負 岡組



本社 大連市東公園町六十五番地
電話 事務部 三九九二番
技術部 本局(2) 七三二一番
組長室 九三六三番

營業所 奉天 紅梅町二一六
碎石工場 大連市外周水子泡崖屯
花崗石 金福線蠶廠屯驛前
採掘場 瓦房店、鞍山、鐵嶺、四平街、
支店出張 新京、吉林、圖們、安東、哈爾濱、
所所在地 濱、海倫、牡丹江、齊々哈爾、
博克圖、錦縣、阜新、京城、兼
二浦

土木建築請負業



吉川組

代表 永吉由藏

奉天浪速通り

寺島寫真館

電話(三)三二七七番

奉天春日町二番地

櫻正宗

山邑酒造株式會社
奉天支店

電話(四)三二七六五番
(三)五四六八番

營業種目
水陸產物ノ委託販賣
並ニ賣買其他



滿洲市場株式會社

奉天青葉町一番地

交通・通信

鐵道

滿洲の鐵道

近代滿洲を形成するに當つてその中樞的
原動力となつたものは鐵道である。過去及
現在に於て産業、文化の開發の基礎をなし
たる鐵道は實に、將來に於ても産業資源の
開拓及その培養育成に對して重大使命を負
ふてゐる。さて滿洲開拓の母とも謂ふべき
鐵道が始めて敷設されたのは二十世紀の初
期である。即ち遼東鐵道が全線の營業を
開始したのが明治三十六年(一九〇三年)七
月、次いで同年の秋には當時の京奉鐵道が
其の延長延長線現在の奉天(瀋陽)の一部を新
民遼通じた。爾來三十餘年、滿洲に於ける
鐵道の發達過程は大體左の四期に分つこと
が出来る。

第一期 遼東鐵道並に京奉鐵道の創業と
其の初期經營時代。
第二期 南滿洲鐵道株式會社の創設と其の

後に於ける培養鐵道建設時代。
第三期 支那側の利權回收並に自國資本及
び技術に依る鐵道建設時代。
第四期 滿洲國成立以後の鐵道統一及新線
建設時代。

第一期は滿洲に於ける鐵道發達の黎明期
である。此の時代を代表する東清、京奉の
二鐵道は、一は帝政露國の軍事的侵略機關
として、他は大英帝國の經濟的漸出機關と
して、共に支那を威壓して完成されたもの
である。かくして鐵道は産業、文化の開拓
を第二義とし政治的意圖の下になされた結
果、爾後の滿洲は常に鐵道を中心として列
強の抗争史として續られることとなつた。
殊に露國は東清鐵道の完成及其の南下政策
を採用するに到つて領土的野心が實現され
はじめ、茲に日露戦争への點火となつたの
である。

第二期は日露戦争の結果明治三十八年
(一九二三年)露和條約並に追加約款によ
り、東清鐵道の一部即ち長春以南の鐵道を

日本に譲渡した當時から、大正十三年(一
九二四年)奉天協定成立前後に至る期間で、
日本はまづ滿鐵會社を創立して英米の滿洲
に對する觸手を退け、鋭意培養鐵道を完成し
て大陸進出の基礎を築きつゝあつた時代で
あり、他方露國の手にある東清鐵道は革命
の餘波を受けて支那側の喰ひ込む間隙を與
へ、遂に大正十三年(一九二四年)の奉天協
定によつて一齊利權歸還と化した。要之此の
第二期は日本の勢力扶植時代であり、露國
勢力の退潮期であつた。

第三期に入ると滿洲は内外共多事であ
る。歐洲大戰が瀕らした弱小民族解放の思
潮は、繼て支那の國民運動に拍車を加へ、
國權回復が凡ゆる形に於て具現し、滿洲に
於ける鐵道利權の回收運動が斯くして擡頭
し、更に自國資本及び技術に依る鐵道敷設
となり、此の結果北に露西亞の持つ東支鐵
道(舊東清鐵道)回收に一步を進め、南に於
て滿鐵包圍政策を採り其の去勢を震動し
た。尙當時東北交通委員會に於ては、鐵道
網十五箇年計畫案が立案されて爾々其の歩
を進め、斯くして鐵道を據る日支抗争の解
決は絶望を告ぐるに至り、更に全面的抗日
政策は日を逐ふて烈しくなり、其の究極す
る所滿洲事變の勃發となつた。
第四期は滿洲國成立後に於ける全國鐵道

の統一及び新線建設時代である。滿鐵は昭
和八年(大同二年、一九三三年)二月滿洲國
有鐵道(舊東北政權下の鐵道)の委託經營を
受け、同年三月一日奉天に鐵道總局を新設
して之等を經營することとなつた。更に昭
和十年(一九三五年)三月滿蘇共同經營の北
滿鐵道(舊東支鐵道)が滿洲國に譲渡され、
これも亦鐵道總局の經營に委ね、茲に於て
滿洲に於ける主要鐵道は悉く滿鐵の經營下
に置かれることとなつた。越えて昭和十一
年(一九三六年)十月一日全滿鐵道の一元化
が實現するに至つた、即ち滿鐵々鐵部、鐵
路總局及北鮮鐵道管理局を打つて一九とす
る單一機關となり、之を鐵道總局と稱する
こととなつた。尙建國以來國防治安の維持
及び産業、文化の開發上鐵道網完成への計
畫が具體化し、之が建設も擧げて滿鐵が行
ふこととなり、急速なる勢を以て新線の敷
設が取り運ばれるに至つた。因に滿洲(總
局管轄北鮮線を含む)に於ける交通路線の
概況は左の如くである。

- 鐵道總局所管
- (一) 鐵道營業 計 八三三幹 (昭和十二年十
月一日現在)
 - 内 國 線 七六六幹
 - 社 線 一六七幹
 - 北 鮮 線 五〇九幹
 - (二) 自動車 計 六三三幹 (昭和十二年六
月二十日現在)
 - 現行營業 計 六三三幹

交通・通信—鐵道

註解 幹 八三三幹 (停止線を含む)
(三) 水 運 計 一〇七幹 (昭和十二年九
月一日現在)

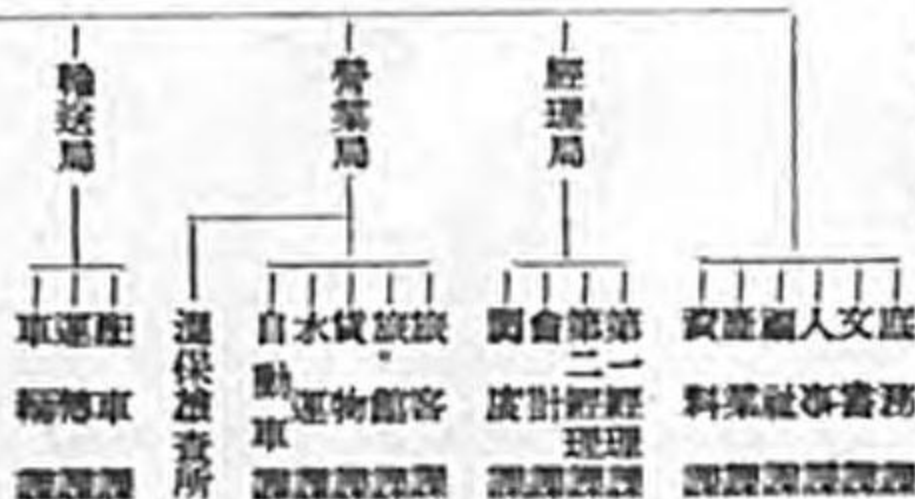
私設鐵道所管 計 一〇七幹 (昭和十二年九
月一日現在)
要之北鮮線を除く全滿の公私鐵道は現在
(昭和十二年十月現在) 總營業幹程九、二七
六幹で、内國有鐵道幹程七、八四八・六六幹、
昭和八年二月滿鐵が國有鐵道の委託經營を
受けた當時僅かに二、九三五・九九幹のもの
が茲五箇年足らずで四、九二二・七七幹を増し
てゐる。之等は勿論新設線であつて、更に豫
定線の計畫もある。之を滿洲事變前に比較
する時全く其の面目を一新してゐる。

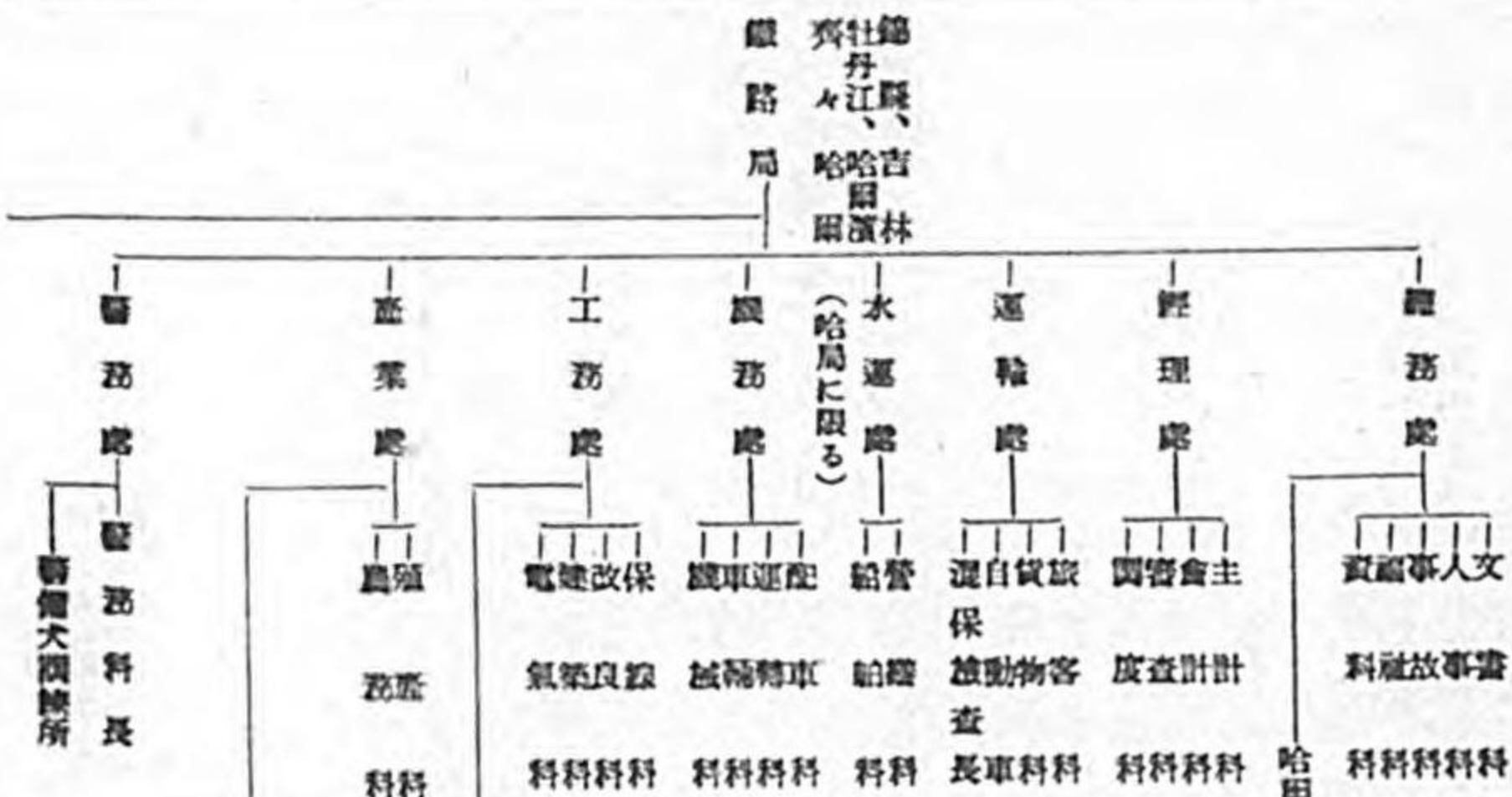
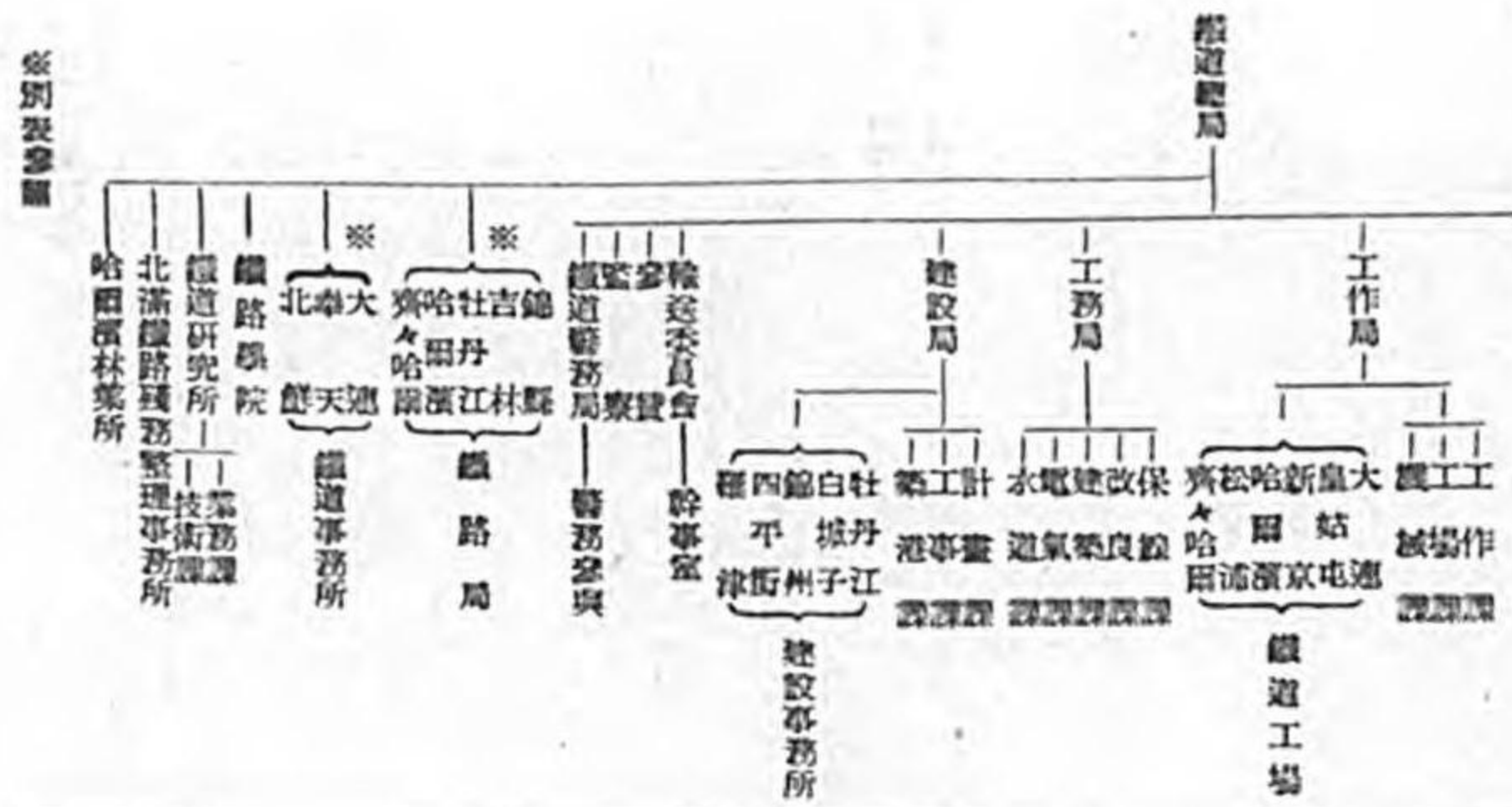
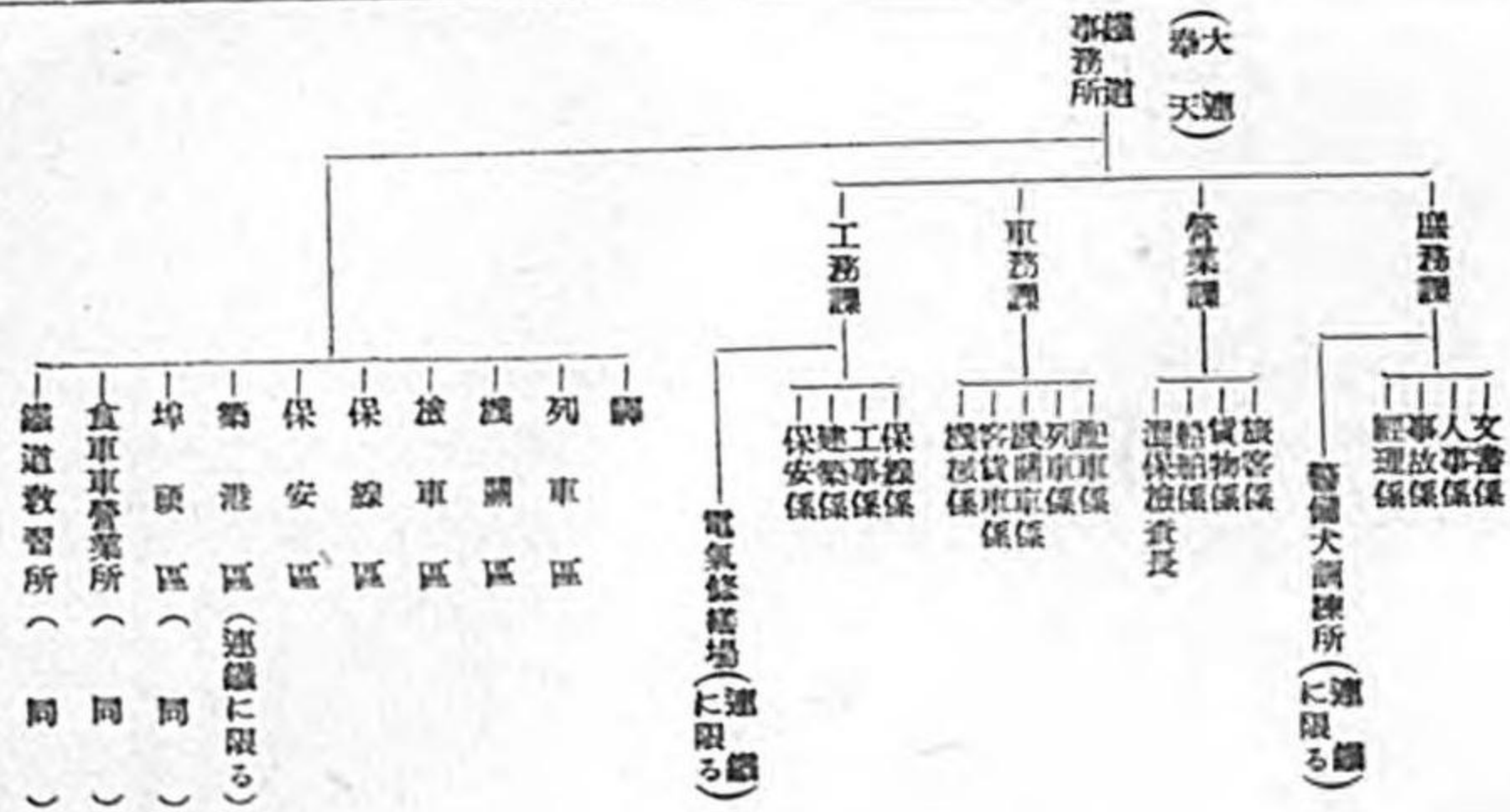
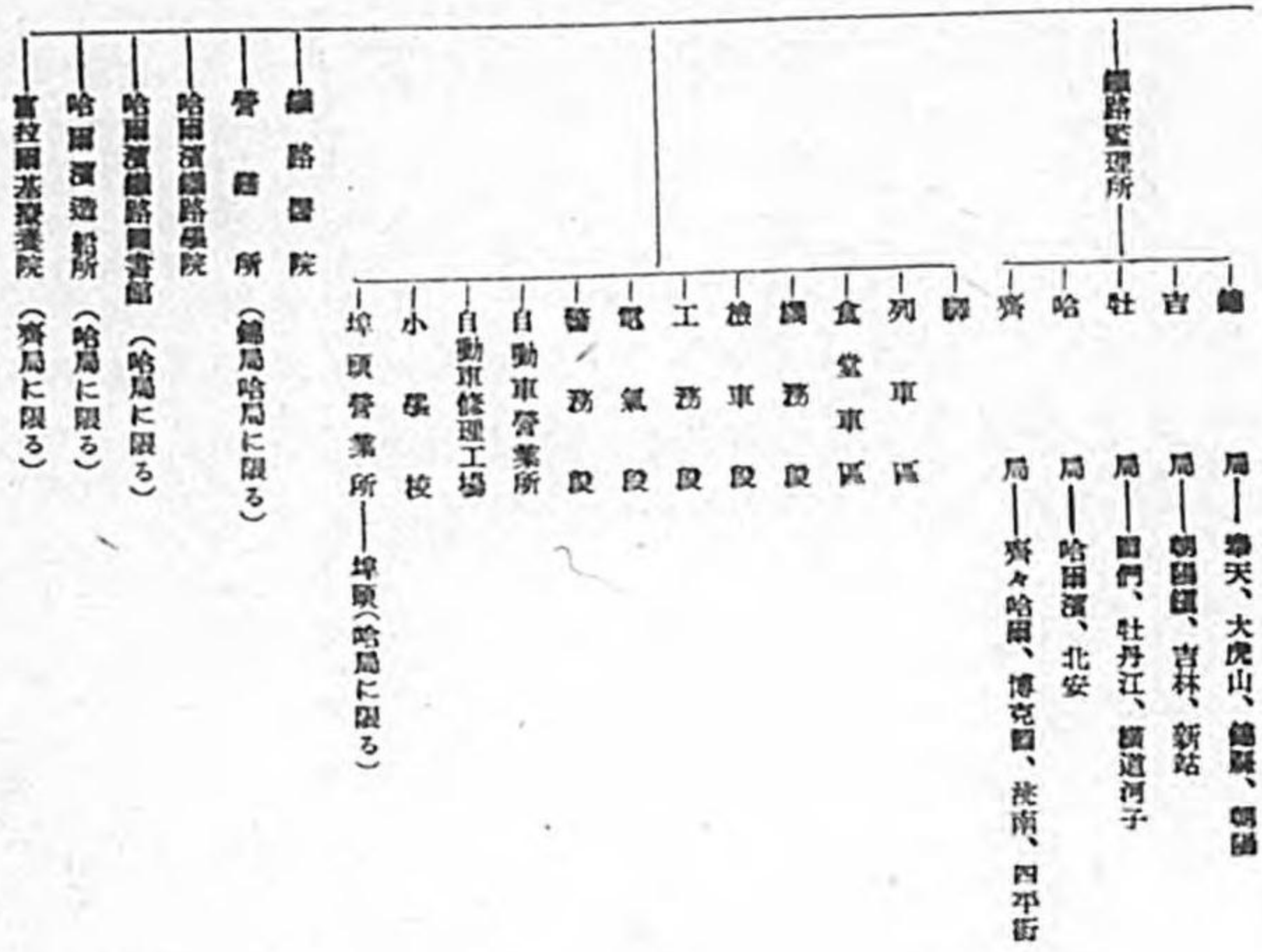
鐵道總局

滿洲國は舊東北政權管下の鐵道其他を經
營するに當り、昭和八年二月九日交通部佈
告及訓令を以て「大同二年二月九日に於て
國有鐵道、松花江官經水運事業及各項附屬
事業を南滿洲鐵道株式會社に委託して經營
せしむ」と發令し、同年三月一日滿鐵は奉
天に鐵道總局を設置して之が經營に當らし
めた。總局は昭和九年(康德元年)四月一日
管下九鐵路局を四鐵路局に廢合整理し一部
路線の合併改稱と同時に運送規定の改正統
一を行ひ、一方滿鐵鐵道建設局が滿洲國の
意を體して新設せる路線は完成と同時に總

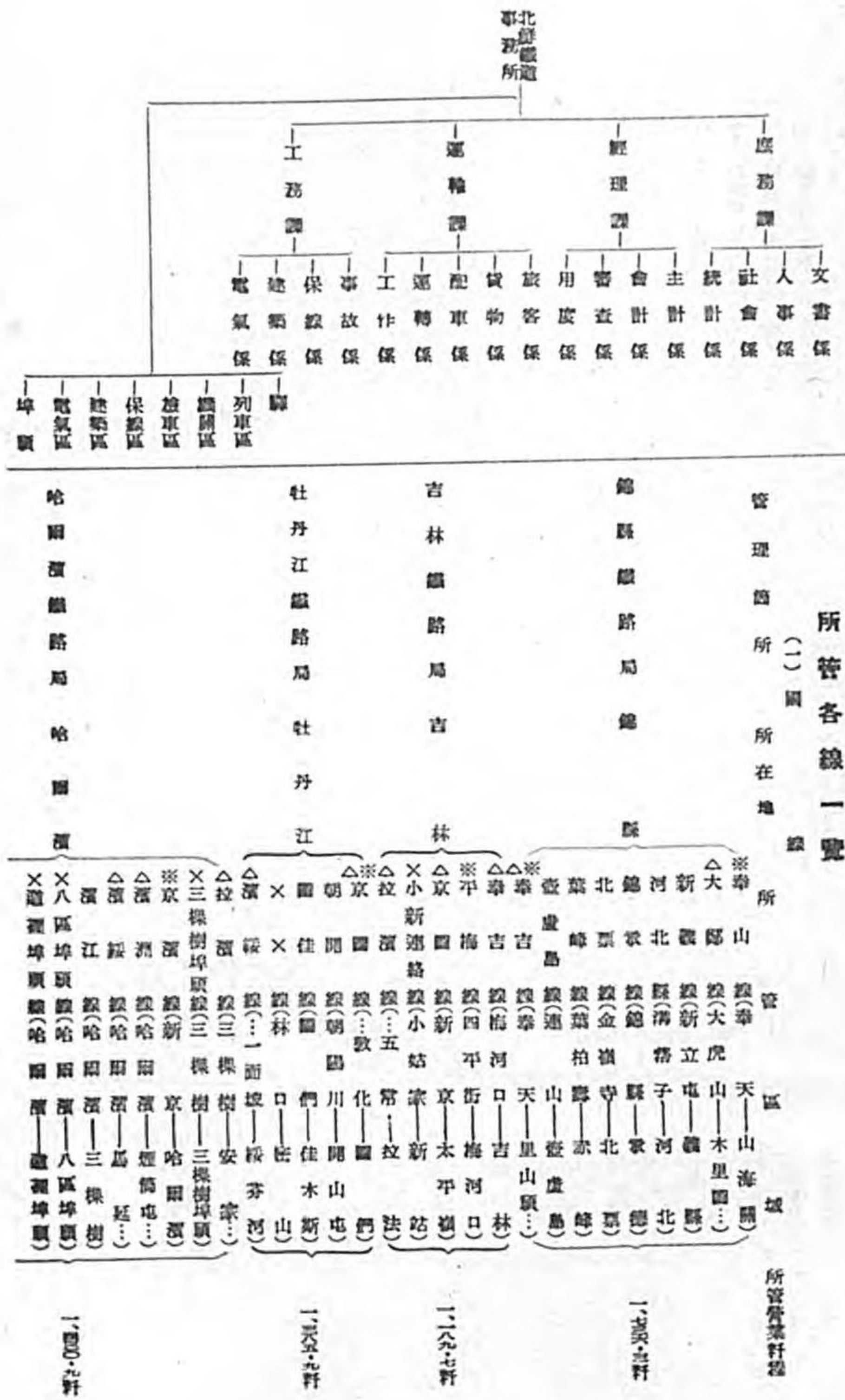
局に於て之を經營することとなり、更に昭
和十年(康德四年)三月二十三日滿蘇共同經
營の北滿鐵路の譲渡と同時に之を總局の管
下に移し、從て總局の業務は著しく擴充せ
られた。越えて昭和十一年十月一日滿鐵社
線、北鮮線(北鮮鐵道管理局線)及び國線
(總局管轄の國有鐵道)を統合し經營の一元
化となり、併而體制改正を行ひ、茲に鐵道
總局と改名して此等併立の各鐵道を擧げて
管轄せしむることとなつた、かくして從來
の鐵道總局は解消した。鐵道總局及管下機
關の組織は左の如くである。

組織一覽表





所管各線一覽



計	計	計	計
齊齊哈爾鐵路局	齊齊哈爾	齊齊哈爾	齊齊哈爾
大連鐵道事務所	大連	大連	大連
奉天鐵道事務所	奉天	奉天	奉天
北鮮鐵道事務所	北鮮	北鮮	北鮮

△二局の管轄に属するもの
×旅客營業をなさざるもの
○前項各線の所管營業里程に於て營業(旅客)をなさざる線の里程を含まず

營業狀態 (一) 旅客 (單位人)

項目	昭和九年度	十年度	十一年度
發送人員	三、六八〇、〇〇〇	三、七〇〇、〇〇〇	三、七二〇、〇〇〇
發送人員	八、八〇〇、〇〇〇	八、九〇〇、〇〇〇	八、九二〇、〇〇〇
發送人員	一、二〇〇、〇〇〇	一、二二〇、〇〇〇	一、二四〇、〇〇〇
發送人員	一、三〇〇、〇〇〇	一、三二〇、〇〇〇	一、三四〇、〇〇〇
發送人員	一、四〇〇、〇〇〇	一、四二〇、〇〇〇	一、四四〇、〇〇〇
發送人員	一、五〇〇、〇〇〇	一、五二〇、〇〇〇	一、五四〇、〇〇〇
發送人員	一、六〇〇、〇〇〇	一、六二〇、〇〇〇	一、六四〇、〇〇〇
發送人員	一、七〇〇、〇〇〇	一、七二〇、〇〇〇	一、七四〇、〇〇〇
發送人員	一、八〇〇、〇〇〇	一、八二〇、〇〇〇	一、八四〇、〇〇〇
發送人員	一、九〇〇、〇〇〇	一、九二〇、〇〇〇	一、九四〇、〇〇〇

(二) 貨物 (單位噸)

項目	昭和九年度	十年度	十一年度
發送噸數	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇二〇、〇〇〇	三、〇四〇、〇〇〇
發送噸數	三、〇二〇、〇〇〇	三、〇四〇、〇〇〇	三、〇六〇、〇〇〇
發送噸數	三、〇四〇、〇〇〇	三、〇六〇、〇〇〇	三、〇八〇、〇〇〇
發送噸數	三、〇六〇、〇〇〇	三、〇八〇、〇〇〇	三、一〇〇、〇〇〇
發送噸數	三、〇八〇、〇〇〇	三、一〇〇、〇〇〇	三、一二〇、〇〇〇
發送噸數	三、一〇〇、〇〇〇	三、一二〇、〇〇〇	三、一四〇、〇〇〇
發送噸數	三、一二〇、〇〇〇	三、一四〇、〇〇〇	三、一六〇、〇〇〇
發送噸數	三、一四〇、〇〇〇	三、一六〇、〇〇〇	三、一八〇、〇〇〇
發送噸數	三、一六〇、〇〇〇	三、一八〇、〇〇〇	三、二〇〇、〇〇〇
發送噸數	三、一八〇、〇〇〇	三、二〇〇、〇〇〇	三、二二〇、〇〇〇

運輸を見たが、同八年十一月から奉天、吉林間直通列車の運轉を開始した。更に京濱線のゲージ變更に伴ひ昭和十年九月から超特急あしが大連、哈爾濱間に直通運轉を開始し、又北鮮經路運送に關し京圖線には昭和十一年十月から急行列車を運轉することとなつた。一方滿洲事變以來杜絶してゐた北支との連絡も、昭和九年六月山海關に設定された東方旅行社によつて復活され、同年七月一日から奉天、北平間に直通旅客列車の運轉並手小荷物の直通扱ひを見るに至り、從來の一日一回を更に昭和十一年十月の時刻改正と共に一回増設、日・滿・鮮國際運送も昭和九年八月から開始し、又同年十一月には社線經由總局線と、大連汽船の上海、天津、漢口三航路連絡をなす三線運送を開始した。昭和十年三月北鐵接收に伴つて歐亞連絡旅客及小荷物運轉に、日滿連絡旅客及小荷物運轉に關し北鐵の事務を引継ぎ、更に昭和十一年七月第八回歐亞旅客及手小荷物運送會議に於て、總局提出の敷案件が可決せらるゝに及び總局の鐵道運轉は國際的に進出するに至つた。

又昭和十一年六月には、朝鮮郵船會社の北鮮航路との間にも運送運送を開始し、同年二月から國鐵運貨の改正統一を斷行した。尙近時航空輸送の發展に伴ひ、鐵道と航空との運送運送も考究されてゐる。而して昭和十一年十月一日鐵道總局の成立による社線・國線・北鮮の鐵道一元化を期して列車運轉時刻を改正し、又第十一回内・鮮・滿・露通商會議の決議に基づき、鐵道總局所管線に適用すべき東亞遊覽券取扱手續を制定、其他凡ゆる部門に互ひ改善を加へてゐる。

貨物關係 一方貨物關係から見れば昭和九年四月一日から鐵道總局運送規程を制定し、省線其他主要聯絡運輸機關との間に本格的聯絡運送を開始した。其他鐵道總局としては混合保管制度を採用し、又鐵道總局倉庫營業規定を制定した。尙貨物運賃率に於ては、總局開設當時の四地幣制を三地幣制に改正した後、更に遠距離運賃の強化と、東地幣制を根本目標とする全國鐵道運賃率の制定を斷行した。昭和十一年十月一日に於ては、全滿鐵道(北鮮を含む)の一元化となり、故に鐵道總局の出現を見、滿洲國の産業開發に對して之に參することとなり、今後の活動こそ本格的なものとなることが出るであらう。

鐵道及港灣建設

昭和七年三月滿洲建國となり、國有鐵道

投函線 拉 法 哈 爾 濱 三 吉 軒

昭和七年三月滿洲建國となり、國有鐵道の建設が開始された。このうち、投函線(拉法、哈爾濱、三吉、軒)は、昭和七年三月に開業した。これは、北滿鐵道の支線として、拉法と哈爾濱を連絡するもので、全長約100キロメートルに達する。この線は、主に郵便物の運送を目的として建設されたが、同時に旅客運送にも利用されている。また、この線は、北滿鐵道の輸送力増強に大きく貢献している。

投函線 拉 哈 納 河 吳 八 軒

この線は、拉哈納河と吳八軒を連絡するもので、全長約100キロメートルに達する。これは、北滿鐵道の支線として、主に郵便物の運送を目的として建設された。また、この線は、北滿鐵道の輸送力増強に大きく貢献している。

國 際 線 們 們 牡 丹 江 綏 化 七 軒

この線は、們們、牡丹江、綏化、七軒を連絡するもので、全長約100キロメートルに達する。これは、北滿鐵道の支線として、主に郵便物の運送を目的として建設された。また、この線は、北滿鐵道の輸送力増強に大きく貢献している。

興 林 線 牡 丹 江 一 林 口 同 二 〇 〇 軒

この線は、牡丹江、一林、口、同、二〇〇軒を連絡するもので、全長約100キロメートルに達する。これは、北滿鐵道の支線として、主に郵便物の運送を目的として建設された。また、この線は、北滿鐵道の輸送力増強に大きく貢献している。

林 義 林 羅 〇 〇 〇 〇 〇 軒

この線は、林、義、林、羅、〇、〇、〇、〇、〇、〇軒を連絡するもので、全長約100キロメートルに達する。これは、北滿鐵道の支線として、主に郵便物の運送を目的として建設された。また、この線は、北滿鐵道の輸送力増強に大きく貢献している。

板 凌 線 金 嶺 寺 嶺 一 凌 源 一 吳 八 軒

この線は、板凌、金嶺、寺嶺、一凌、源、一、吳、八軒を連絡するもので、全長約100キロメートルに達する。これは、北滿鐵道の支線として、主に郵便物の運送を目的として建設された。また、この線は、北滿鐵道の輸送力増強に大きく貢献している。

凌 泉 線 凌 源 一 平 泉 全 三 軒

この線は、凌泉、凌源、一平、泉、全、三軒を連絡するもので、全長約100キロメートルに達する。これは、北滿鐵道の支線として、主に郵便物の運送を目的として建設された。また、この線は、北滿鐵道の輸送力増強に大きく貢献している。

尙港灣及河川埠頭の成績は左の如くである。(海運水道の項参照)

大連埠頭營業收入 (單位圓)

年度	收入	支出	差引
昭和八年	2,754,847	8,552,333	5,797,486
同 九年	3,919,010	3,868,000	51,010
同 一〇年	3,750,556	3,333,000	417,556
同 一一年	3,333,333	3,333,333	0

自動車經營 鐵道總局設立と同時に、鐵道背後地の開發と治安保全の立場から自動車の運轉を開始した。即ち昭和八年三月まづ熱河線(北票・承德間)三三〇軒の區間に自動車の運轉を開始して以來、昭和八年度は十四區線二、四二〇軒、同九年度二十二區線一、五六六軒、同十年度十三區線一、三三〇軒、同十一年度は十八區線一、七三五軒、但し以上の路線の内には新鐵道開通によつて停止となつたものもあり、之等は其の都度營業を停止してゐる。尙昭和十二年六月二十日現在に於ては營業軒程六、三三三軒、停止軒程一、七八八軒に及ぶ。詳表は左の通りである。(自動車の項参照)

產業施設

鐵道沿線の產業施設は、鐵道總局產業課が之を統制し、直接には各路局產業處に於て之を管掌せしめてゐる。其の目的は鐵道沿線及背後地の資源開發及產業振興に資す

(三) 林産關係 總局創立當初より、國線の林業助長及綠化保護の見地から植林計畫を樹て、苗圃の設置、苗木の民間無償配布等を実施してゐる。

苗圃一覽表

苗圃名稱	面積 (單位圓)
錦州鐵路局管内	九三〇
吉林鐵路局管内	二二〇
哈爾濱鐵路局管内	三三〇
齊齊哈爾鐵路局管内	六六〇
牡丹江鐵路局管内	八八〇
合計	二二二〇

此の外之等の指導機關としては、土門嶺造林試驗所及遼東島、白城子、興隆山、飲馬河等には造林地がある。尙舊北線から接收した林區は左の如きものである。

礦産關係

總局は舊瀋海鐵路の所有に係る着石金銀鐵礦及奉天省内所在金銀六區を繼承し昭和九年より探鑛し居り、更に其後調査班を派遣して有望礦區の發見に努め之等は目下出願中である。

水産關係

從來滿洲には水産方面に關して何等の施設機關なく、從て産業上開發計畫も試みられなかつたが、總局は之

るもので、之が保護、援助、指導に對しては大體左の如き具體策を講じてゐる。

(一) 農産關係 沿線農産物の品質改善事業としては優良農産種子の配付、品質改善の開催採種田の設置及棉花事業の助成、移民團の開發、助成農産物の販賣、農業用品購買斡旋事業助成、鐵道と共存の立場にある事業に對する助成、尙直接事業には興城園藝試驗場、鐵路自營村農業修練所、葛根廟採田、教化採種田、教化試作場、海倫試作場等を設け、農事試驗並指導機關の設置經營をなし、又綏化、山城鎮、齊齊哈爾、五營、北安、土們嶺、索格營子、興城、葉拍等には氣象觀測所を設置して農業經營に資してゐる。其他毎年の作物調査、國線開發十箇年計畫等に參照してゐる。

優良農産種子配付數量 (單位圓)

年度	優良大豆	改良小麥	永春
昭和九年	2,200,000	1,000,000	1,000,000
同 一〇年	3,300,000	1,500,000	1,500,000
同 一一年	4,400,000	2,000,000	2,000,000

助成補助費 滿洲棉花協會滿洲農産協會中央會、富民協會、北滿移民、天照園移民、各種品評會其他に對しては昭和八年より十一年迄に二四四、六〇二圓の補助費を支出してゐる。

對して昭和九年末各河川湖沼の漁業調査及各主要都市の水産物需給並に製造加工狀況調査を行ひ、之等の調査資料に基き鐵道沿線の水産資源の開發利用を圖らんとするが、未だ具體的事業には未着手の状態にある。

商工業關係

商工業の繁榮策として、沿線及背後地の商會定期市並商團、奉天農産物販賣會、滿洲見本市、北滿大豆品位改善、雙陽村農家協同組合、天然氷貯藏設備、錦州市場及各地品陳列館、產業獎勵館、商工會、驛構内物産陳列所の助成等を計畫實施してゐる。

副業關係

國線沿線產業開發上の一項目として副業獎勵に對する計畫實施は、昭和十年十一月から各鐵路局をして行はしめてゐるが、之等は未だ試驗的なもので、今後態々本格的の助成をなさんとするが、先づ具體的なものとしては、自營村農産加工等が徐々に効果を奏しつつある。

土地並に市街經營

總局所管土地は昭和十二年三月末現在九億五千五萬平方メートルに達する(但し元鐵道部、舊北滿管理局所管土地及運輸處關係土地を含まず)之等の内總局自體の事業及諸官衙に要する特殊用地を除き他の餘剩土地は確實なる事業の經營

(二) 畜産關係 種羊、種豚、畜牛を講入して沿線農家に貸付けて品質改良を計り、或はルーサン栽培獎勵の助成を行ひ、各鐵路局主要箇所(奉天、山陽、山陽、同牛園子、同女兒河、京圖、吉林、濱北線綏化、白家、平齊線白城子、濱綏線愛河)には種畜場を設置し、北滿引繼ぎのものは、哈爾濱、齊齊哈爾、滿洲里の獸醫段及富拉基酸乳製造所、哈爾濱農事育成所等を経営してゐる。又家畜及畜産物に對しては疾病の豫防を施してゐる。

種羊地方別貸付頭數

年度	改良種	蒙古種
昭和八年	1,000	2,000
同 九年	1,500	3,000
同 一〇年	2,000	4,000
同 一一年	2,500	5,000

種豚に對しては昭和八年同十一年度内に於て、各鐵路局管内に計一、八三二頭を貸付け、畜牛は昭和十年より同十一年度内に於て七一八頭を前記管内に貸付け、更にルーサンに對しては之亦前記管内に昭和十一年度四、九六〇頭、六、六五〇頭、同十一年度一、六四四頭、一、七七六〇頭を貸付した。

者に對して貸付けを行つてゐる。尙市街施設としては所有地に對して之亦道路、公園、橋梁、溝岸等を計畫實行してゐる。

福祉施設

福祉施設の目的は、日・滿從業員に對して和衷協同相互扶助の精神を涵養し、更に環境風土に順應する生活の確立に資するにあるが、之は引いて一般沿線の居住者にも及ぼさんとするものである。具體的に云へば左の如きものである。

慰勞事業

慰勞事業として慰安列車、慰安自動車、慰安船(北滿河川)の試み、講演、講習、情報教育、俱樂部(國線にはクラゲ一四、集會所二二箇所)體育保健(運動施設、夏施設)教化事業、學校教育(滿人從業員子弟教育一三校生徒五、一八二人及國線沿線日人小學校委託一七校生徒約一萬人)兒童ホーム(三)社會教育(圖書館施設及巡回圖書等)福祉生計所(主として滿人從業員の生活必需品配給機關五三箇所)共濟制度等を實施してゐる。

鐵道警務及愛路施設

鐵道總局は其の創立に際して、滿洲國有鐵道の經營に當り行使し得る獨自の鐵道警備と、所管區域内の警務事務の執行に對し

て警務處を創設し之を統轄せしめた。昭和十年十月一日鐵道一元化と共に鐵道總局と改正され従て警務處も亦警務局と改名した。尙各鐵路局には警務局の統制下に在る警務處があり、現場には警務段を設けて鐵道、自動車、河川の警備及警務工作をなしてゐる。尙警務工作に對しては鐵道警備村(自動車路及河川路を含む)を設け、概ね鐵路兩側約五軒の地帯内にある村落と規定され、昭和十二年三月末現在に於て國鐵沿線總局自動車路、松花江水運路には三、五九三箇村の警備村が設定された。之等各路警備村の人口は約六百萬で滿洲國總人口の五分の一に當る。右の警備村に對しては凡有警備路工作に關する手段を講ずると共に、各種編組施設を實施して「守り四圍に在り」の目標の下に之が完備を期するものである。尙鐵路自警村の設置も漸々實施せられてゐる。右は所管鐵道沿線の治安維持と産業開發に資せんとするもので、現在日本人家族を左の如く入植せしめてゐる。

鐵道自警村 (昭和十二年三月末現在)

局	所	戸數	家族
奉天	山	1,200	1,200
長春	吉林	1,500	1,500
哈爾濱	龍江	1,800	1,800
齊齊哈爾	吉林	2,000	2,000
滿洲里	龍江	2,500	2,500
海拉尔	龍江	3,000	3,000
總計		10,000	10,000

愛護村現況一覽表 (昭和十二年九月末現在)

局	所	戸數	家族
奉天	山	1,200	1,200
長春	吉林	1,500	1,500
哈爾濱	龍江	1,800	1,800
齊齊哈爾	吉林	2,000	2,000
滿洲里	龍江	2,500	2,500
海拉尔	龍江	3,000	3,000
總計		10,000	10,000

鐵道運賃諸規程
貨物運賃率 運賃率は普通運賃及び特定運賃の二種に別れてゐるが、普通運賃率は各等毎に輸送距離に相應する遠距離減法、累加計算法に基き算出せる基礎率に發着の累加計算法として小口扱は百斤に付十錢、一車扱は一噸に付五十錢を加算せるものである。基礎貨率は百斤扱は左の基本率に

直接開發の努力を拂ふ外農業移民に對する客貨割引運賃を特定し滿洲移民事業促進に多大の貢獻をなして來たが更に國策移民の遂行を期するため農業移民特定割引運賃の全面的改正を行ふこととなつた。右改正は拓務省の立案による百萬戸、五百萬移民二十箇年計畫實現に對する積極的援助を主眼とするもので改正の要旨は左の如し。

○拓務省中種農業移民に對する割引運賃
一、入植時 (イ) 旅客 拓務省發行の移住乗車證を有するものに對しては所管管内に於て無賃を以て取扱ふ但しその家族に對しては入植時より三箇年以内に移住するものに限り之を適用す
(ロ) 貨物 移住者の引越荷物、自家用農具、家畜等一家族當り五噸迄は無賃
二、入植後 (イ) 旅客 入植後三箇年以内内地歸省一週を限り所定運賃の五割引
(ロ) 貨物 入植後三箇年以内一家族當り指定荷物三十噸を限り所定運賃の五割引
○拓務省乙種移住者及び一般移民に對する運賃
この運賃は從來通り入植時における旅客運賃に限り所管管内所定運賃の五割引農業者使用品特定運賃國鐵にも適用
從來農業者使用品に對しては特定運賃を制定し社線に限り三割引で輸送してゐたが滿洲産業開發の五箇年計畫の進展に伴ひこの種貨物輸送が著しく増加したのでこの特

定運賃を國線にも適用することとなつた。この適用を受けるものは苗木、家畜、播種用種子、藥品、灌溉用ポンプ等で滿鐵森林課長、總局産業課長、鐵道局産業課長の證明あるものに限られてゐる。
日滿直通小口扱貨物特定運賃 日滿貿易促進を主眼とする日滿直通小口扱貨物運賃は鐵道省、鮮鐵、鐵道總局、大阪商船、大連汽船、北日本、朝野その他日滿連絡船會社間で協議決定、鮮滿直通小口扱貨物運賃と共に實施することとなつた。この特定運賃は日本内地よりの對滿輸出主要品たる綿糸布、絹布、日用雜貨品を目標とするもので日鮮滿の貿易進展を期して小口扱貨物運賃の全面的大幅引下げを斷行すると共に年來難案となつてゐる大連、釜山、北鮮三港經由の日滿連絡三コースの運賃均等化を圖り且つ從來に比し著しくスピードアップされた朝鮮鐵道經由を基本として大連經由二割、北鮮經由三割程度の割安制を實施し日滿連絡三コースの均衡を圖ることとなつた。(昭和十二年十一月實施決定)

日鮮滿運送規定 社線、國線及び北鮮線の旅客、手荷物及び貨物運送規定の統一と共に日鮮滿の旅客及び貨物の運送運送規定を統一し完全なる一元化を圖ることとなつた。貨物運送規定の改正の要旨は左の如し。
(昭和十二年一月一日實施決定)
一、鐵道省線と國線との運賃の場合には鐵道省線の取扱額は僅か百十餘圓であつたが日本全國各路線三千圓に標準されることとなり、日滿直通小口扱貨物運賃の實施と相俟つて日滿貿易に多大の利便を齎すこと。
二、既設交通路線は從來社線とのみ運賃取扱をなしてゐたが之を國線取扱區域を擴張、滿鐵間直接取引が可能となつたこと。
三、朝鮮内各私鐵及び金剛鐵道と國線との運賃取扱ひが開始されたこと。
四、X線路は從來北鮮線とのみ運賃取扱ひをなしてゐたが之を社線及び國線にも擴張されるが同社の増資擴張計画と共に荷主へ對し利便は益々大となつたこと。
五、滿鐵所管管内運送の場合、小口扱ひ貨物一個の大きさは重量一噸、容積三立方米に制限されることとなつたが運送運送の場合には從來より重量三噸容積八立方米を超過した制限によること。
六、船車運送の場合には取扱上の都合により前記の通り三噸、八立方米の制限もあるが從來大連經由の貨物については内地鮮滿管内所定に於て取扱上支障なしと認められるものは取扱ひ得る最大限度迄之を擴張するやう特別の規定あり、之を運賃經由の場合にも適用すること。北鮮經由貨物の取扱運賃を調ること。
七、運賃小口扱貨物に對し集貨、配運制度を實施し運賃運送規定における取扱と相俟つて日滿間戸口より戸口への輸送確立を見たと。

八、従來國庫の關與する運送の場合には要價額(運送保証)の適用はなかつたが今度の改正と共に本制度の實現を見、荷主は低廉なる料金により損害要價が多大の便益を受けること。

空陸旅客及び荷物運送規則 昭和十二年四月一日から社線、國線と滿洲航空會社及び日本航空會社(省、局、蒙鐵、大阪商船及び近海郵船發着又は經由を含む)との間に旅客及び手荷物運送の取扱ひが開始されたがその運送規則の要點を擧ぐれば左の如し。

- 一、運送運送の種類旅客運送に限定し手荷物に關しては全區間運送又は鐵路によること、空陸運送取扱ひはこれをなさないこと。
二、運送運送區域安東、遼寧、營口、撫順、鞍山、瀋陽、平齊、長春、奉天、新京、三、運送運送取扱 大連、鞍山、遼陽、奉天、新京、四平街、公主嶺、安東、撫順、營口、哈爾濱、齊齊哈爾、海拉爾、滿洲里、錦州、山海關
四、乘車券の種類 片道乘車券に限定す、但し大連、哈爾濱間運送により哈爾濱大連間航空によるが如き場合は往路及び復路運送を別に記してあるが事實上往復と同一となつてゐるので之を取扱はざることにしたるも大連、哈爾濱間運送により哈爾濱、新京間航空によるが如き場合は之を取扱はざることにしたる。

五、乘車券の發賣方 鐵道、鐵路、航空は如何なる組合の乘車券を發賣するも善文なきものとし航空運送については乘車券請求に際し搭乗日及び航空便を指定せしめることとする。

空貨運送規定 (昭和十三年一月一日實施規定)

- 六、途中下車 航空運送に於ては原則として任意の途中下車の取扱をなさないこととする、但し運送したる場合は途中下車を認むることとしその取扱ひは搭乗日及び航空便を區別別に指定して之をなすこととし、七、航空事故の場合の取扱方 航空運送の故障又は天候障礙に因り不時着陸したる場合は運送運送取扱區域外と認むる取扱ひをなし得ることとした。
八、公務旅客運送割引 鐵道及び若くは鐵路に限り公務旅客に對し運賃割引の取扱ひをなすこととした。
九、乘車券の發賣期間 乘車券は使用開始日より七日以前に之を發賣することとする。
十、航空運賃の構成 航空運賃に不齊の場合の航空運賃の構成につき特別規定を設けたり。
十一、手荷物 この取扱は鐵道運送間及び航空運送間とは所定による手荷物取扱ひ、航空運送間は小荷物取扱ひとし運送運送間を運送して運送する形態を採る。
十二、手荷物運賃 この計算方は鐵道及び航空運送間とは所定の手荷物運賃、航空運送間。
十三、手荷物運賃 手荷物は隨價の中出ありたるもの、外側運賃に附しては隨價の無料取扱ふ。
十四、運送手續 航空旅客の手荷物に對する運送手續は鐵道に於て代辦し仕入書及び荷物運送書の提出に之を省略することとした。

空貨運送規定

(昭和十三年一月一日實施規定)

從來過渡的辦法として社線、國線、北鮮

線(北鮮線は朝鮮鐵道運送規定による)と各別に適用されてきた空貨運送規定の全面的統一を行ひ鐵道の綜合經營上に及ぼす支障を一掃することとなり、關係機關と連絡協議の結果最後案を得たので、監督官廳の認可を経て昭和十三年一月一日から實施の運びとなつた。その改正要點は左の通りである。

- 一、地方的法令と調和 運送規定の適用される地域は所管管轄の全部即ち滿洲國關東州、朝鮮の三地域に亘り従つて鐵道運送に關する法律法令も多少異なるので新規定改正に當つては是等地方的法令との調和を圖り相互の矛盾を一掃したること。
二、便運輸送との協和 内、鮮、滿運送運送の實施に備へる取扱は能ふ限り他運輸機關との協和を保ち現下の實情に適應せしむるやうにしたこと。
三、既存制度の尊重 社線、國線及び北鮮線の各線は夫々沿革、經濟事情、商取引の慣行を異にしてある爲に各線における従來の運送規定は充分之を尊重し規定の一元化によつて利用者側と與へる影響を最少限度に止めたこと。
四、取扱上の改善 従來の規定は其の扱一般債務の變化、倉庫運送取扱の充實等により内容に於て多少の不備點あり是等の點を改善、是正し客貨取扱の合理化、利用者側の便益増進を圖ること。
五、規定形式の改善 従來の倉庫運送運送規定の形式は旅客、手荷物運送は三段階であるのに反し貨物運送は二段階となつてゐた、今回の改正で旅客と同様に貨物運送規則及び補則を設けて之を三段階とし規則には對外的な重要事項を、補則には都内

取扱に關する事項を規定したこと。

六、規定構成の是正 従來社線及び國線における運送規定によれば旅客、手荷物、小荷物、貨物の各運送を別個獨立の章として手荷物中貨物と同様の取扱ひをなす事項については貨物運送規定を適用してあるが大が手荷物及び貨物は貨物運送として實際の取扱上大部分の共通性を有するのみならず手荷物の他は等しく物品運送に關する法令規定の適用があるもので之を一括して貨物運送の章中に規定すること。その他の事項を合せて百一十一條の範圍内に互らるものである。

保稅運送規程及び保稅倉庫營業規程 日鮮滿通商の圓滑なる發達と國內産業の積極的發展を圖らんがため滿洲國では保稅法規の制定公布をなすと共に保稅運送並に倉庫の設置を滿鐵に指定したので、その使命に則り鐵道運送及び倉庫營業と關聯して運用の圓滑を圖り一般社會の要請に應ずることとなり、茲に滿洲國保稅法規による貨物及び小荷物の保稅運送並に國內重要なる物資集散地における保稅倉庫設置に關する規程を制定した。この規程は關係法規との齟齬なきを期したると共に運送及び倉庫寄託の二制度に互り利用者の便益を擁護し取扱上の簡易を圖ると同時に適用諸料金についても亦荷主の負擔軽減を圖つたものである。

制定要旨左の如し。(昭和一一、一二、一實施) 規定概要

一、總則規定

交通・通信——鐵道

保稅運送及保稅倉庫營業に關し特異なる對外約款を明示すること、し其の他運送及倉庫營業に關する事項は即ち一般規定を適用すること、せり之が内部取扱手續に付ても亦同様の方針に出たり。

一、保稅運送取扱範圍

保稅運送は滿洲國稅關所在驛又は保稅運送取扱驛相互間に行ふこと、せり奉天、新京、哈爾濱及八區等に在りては當分の間聯運運送貨物に限ること、せり而して八區は貨物のみとし哈爾濱は小荷物のみの取扱を爲すものとす。

二、保稅區域出入者の責任

保稅區域に運送せる貨物に對しては會社は保稅區域設置者として關稅に付責任を有する爲同區域出入者の區域内に於ける作業其他に關する責任を規定せり。

三、運送及受寄貨物の制限

保稅運送貨物に付ては一般運送を禁止せるもの及保稅法に違反し得ざるもの貨物運送に運送せしむるものを除外せり而して保稅倉庫に寄託せらるべきものは保稅運送規定に依り運送せられたる貨物にして事後寄託の委託あるもの及貨物引取と同時に寄託の申込を爲したるものに限るものとす。

四、運賃料の收受

輸出の貨物保稅運送を爲さんとする貨物は輸出證書を受けたる後運送するものとし輸入後運送保稅運送に依り到着したる貨物は一般運送規定に定むる期間内に引取手續を爲し引取手續終了後過期手續を了し撤出迄の期間に對し運賃料を收受すること、せり。

七、掛圖の範圍 掛圖に付ては税關に於て許容し得る範圍に於て之を受理すること、し以て荷主の權利を擁護せり。

八、火災保險

引取手續終了後の貨物、託送前の貨物及寄託貨物に對しては會社は荷主の爲に火災保險に付すること、し荷主の不慮の損害を保護すること、せり。

九、倉庫料及運賃料

倉庫料は其の施設の新現なると購置其他の買掛に付設置者の其の處置から中絶して會社一般倉庫料金率と軌を一にすること困難なる點あれども本施設本來の主旨に鑑み國內産業助成の見地より北運送利用者其の運賃運送料爲一般倉庫に於ける料率と一致せしめたり。運賃料も亦此の主旨に關ふことに努めたり。

取扱上の注意事項

一、貨物撤出入の確証 保稅區域内に於ける貨物の撤出入に付ては直接税關の取扱上緊密なる關係を有するを以て之が時期の確証に付ては規定を履行するは勿論適切な處置を講し應酬ならしむること。

二、使用書類

使用書類は運送及倉庫寄託關係共に一般のものを使用するものとし特に本施設に依り必要あるものは別途之を配給す。

運賃料收受の場合は運賃料金領收書を使用すること

金福鐵道

現在に於ては滿洲に於ける日本人經營唯一の私鐵で本社を大連に置いて居る。金州から滿鐵線と分れて關東州境城子驛に至る

×××の廣軌線であり建設當時は匪賊討伐線といひはやされたものである。大倉系の資本による金福鐵道株式會社(資本金四百萬圓半額拂込)の經營に係り昭和二十年十月開通を見たが營業成績不振を續け滿鐵及び關東局から相當の補助を受けて來た。事業後は銀高等にも影響され營業成績も漸次好轉の形にあり更に城安自動車營業の開始によつて相當將來を有望視されてゐる。

昭和三十四年度	四〇八、七〇八圓
昭和三十三年度	三〇〇、六八三圓
昭和三十二年度	二二六、二三五圓
昭和三十一年度	二五七、〇七七圓
昭和三十年度	三二七、一六二圓
昭和二十九年度	四三三、三三三圓
昭和二十八年度	四三〇、七九四圓
昭和二十七年度	五〇〇、一二四圓

而して同會社の損益計算五年度は四萬九千九百餘圓、六年度は三萬八千七百餘圓の損失となつたが七年度から俄然好轉を見るに至つた。

運費率 運費率は滿鐵と全然別個に制定され殊に貨物運賃に適用される營業料は實料の二倍二三四料となつてゐる。貨物取扱規定は全然滿鐵と同一である。

昭和三十一年度損益計算書

收入之部	三六一、八三三、四七
支出之部	三六一、八三三、四七

つてゐるが、建國後廣信公司持株は中國銀行、吳俊陞の持株は政府のそれ、の所有となつたので、現在では大體滿洲國政府の手に收まつた形である。年約二十萬噸の石炭を輸送してゐる。

其他の鐵道

齊昂鐵道 齊々哈爾、昂々溪間二九軒軌幅一米の輕便鐵道、滿洲國官商合辦で明治四十三年開通。
瀋陽鐵道 本溪湖、牛心寨間二四軒軌幅二呎六吋の輕便鐵道、日滿合辦で大正三年二月開通したが牛心寨炭の輸送を主として一般旅客貨物の取扱をなしてゐる。昭和十二年九月一日より國鐵に包含された。
この他に通裕線(二八軒九)の廣軌線があるが目下運轉休止中である。

私設鐵道法

滿洲國政府では國內主要鐵道は滿鐵委託經營による國營の方針で進んでゐるがこれ等幹線國有鐵道の培養線として、かつまた

は翌一九二五年三月である。本線は最初石炭運搬の専用線として敷設したものであるが、一般客貨の便を計つて一九二六年春期より其の取扱を開始した。然るに奥地即ち密山街道沿線に出入する客貨が頗る激増し本街道の終端驛たる×樹溝に二、三年にして人口約二萬を擁する一都市が現出することとなり、本鐵道の移民的意義を頗る重大にして貨物輸送の統計は詳かでないが年約×十萬噸の石炭を輸送してゐる。

鶴立鐵道

本鐵道は松花江の下流佳木斯の對岸麻花口を基點とし、鶴立鎮を経て所謂鶴崗炭礦の所在地たる興山鎮に至る延長五五軒六の探炭鐵道であるが、外に約十二軒の引込線がある。經營主體は鶴立煤礦公司(資本金三百萬元)で敷設費は百二十萬元であつたといふ。敷設工事着手は一九二六年夏期にして、同年十一月竣工運轉を開始した。軌幅は五呎であるが、これは敷設材料及び車輛等を北鐵より購入したためである。なほ本線は運炭を目的としその専用線として敷設せられたものであるが、一般客貨の輸送をも取扱つてゐる。なほ鶴立煤礦公司の資本金のうち八五パーセントは滿洲國建國前までは廣信公司及吳俊陞の所有とな

× 稜鐵道

本鐵道は濱線××千原より×樹溝(×稜炭礦)に至る延長×三軒軌幅五呎の鐵道であるが、露南スキデルスキーと吉林省との合辦になる資本金六百萬圓の露支合辦煤炭礦會社の經營であつて、敷設資金及び技術に於て北鐵より多大の援助があつた。敷設工事着手は一九二四年春期にして開通

客車收入	一五四、八七六、〇三
貨車收入	一九六、五四一、〇七
運賃收入	二、九六五、二七
其他收入	七、四四一、一〇
合計	五一、七四一、〇六
客車支出	四一三、五六四、五三
貨車支出	一五、〇〇〇、〇〇
其他支出	五、五六〇、三〇
合計	八六、五六〇、三〇
補助金	五〇〇、一二四、八三
合計	五〇〇、一二四、八三

地方開發鐵道としての私設鐵道の發達を助成することとなり、昭和十年九月四日先づ私設鐵道法を公布して私設鐵道の統制を圖り更に十一月私設鐵道法施行規則を交通部令を以て公布したが更に目下私設鐵道獎勵法の制定を急ぎつゝある。滿洲國私設鐵道法は大體日本の私設鐵道法を準用したものであるが國境培養、地方開發の特別な條件を充分考慮に入れておりその主なる要項は次の如くである。

- 一、日本では地方鐵道法と軌道法の二つに分れてゐるが滿洲國では全部を私設鐵道法に包括する體格的規定を設けてゐる。
- 一、日本では動力に制限(人力、馬車も動力とするものは認めず)を附してゐるが滿洲國の交通状態は未だ過渡期にあるため之が制限を附せず。
- 一、日本では鐵道の公共的責任を重視し、内容の堅實を期するため鐵道の營業を許可しないが滿洲國では鐵道のみの營業は成立せずとし交通部大臣の認可を得て營業を許可することにしてゐる。
- 一、日本では社債募集は自由主義であるが滿洲國では認可制度としてゐる。
- 一、日本では政黨關係等から鐵道經營の權利のみの讓渡を認めてゐるが滿洲國では利權の質的を認める上から禁止してゐる。
- 一、專用鐵道及私設鐵道に類する無軌道、噴道鐵道に關する規定は別に都合で規定する。
- 一、滿洲國の公司法では會社の第一回拂込みを額面の二分の一以下にすることを得ずと規定されてゐるが鐵道會社に限り之を五分一まで下ることを得る。

私設鐵道補助法

滿洲國國有鐵道は建國以來滿鐵の委任經營により急速なる發達をとげ主要幹線並に産業交通上重要鐵道の完成を見つゝあるがこれと共に民間資本により地方的線路の培養を圖り一般産業交通の發展を期すべく豫て政府において私設鐵道補助法の制定を急ぎつゝあつたが、諸般の手續を完了したのが九月二日附私設鐵道補助法並に同施行規則を公布即日施行した。同法の實施に對しては滿鐵も政府と協力し鐵道敷設計畫其他につき便宜援助を圖る方針で補助法の主要點は左の如く、滿洲國の特殊事情を考慮し資金補助制度を採用し又開業後における補助率を増加し開業を促進せしめる一方工事着手及び開業期限指定を嚴重にする方針である。私設鐵道補助法左の如し。

- 一、補助を受けるべきものは鐵道經營を目的とする株式會社に限定す。但しその營業及び附帯事業は補助の範圍より除外す。
 - 一、補助金は當該會社の鐵道經營に要する株式拂込金額に對し開業前は年四分、開業後は年六分の限度内に於いて交付する。但し開業後は拂込金額に對し一分の資金保證を認める。
 - 一、建設用途に供する社債借入金に對しては年四分限度の利息を補助す。
 - 一、補助期間は會社設立登記の日より十年以内とする。
 - 一、補助すべ私設鐵道の軌間は一米四三五に限定す。
 - 一、區間別補助を認め補助期間は鐵道建設のための資本金額増加又は拂込資本金額變更登記の日より起算することを認める。
 - 一、補助金の總額は年二萬圓以内とする。
- なほ現在國內にある私設鐵道で補助法の適用を受けるものは一社もない。

南滿洲鐵道株式會社

會社の設立 南滿洲鐵道株式會社は明治四十年四月一日にその業務を開始したが、これに先立ち明治三十八年九月五日ポーツマスに於て締結された日露講和條約第六條に據り、日本は東洲鐵道の南部線中、長春(新京)、旅順間の鐵道及びその一切の支線、並びにこれに屬する一切の權利、特權、財産及び岩坑等を露國から譲渡されたため、政府は直ちにこの鐵道及び一切の附帶事業の經營準備に着手し、翌三十九年六月には會社設立に關する勅令が發せられ、設立委員の任命を見て設立事務の管理に關する命令書が交付され、定款の認可を得て會社の幹部が任命され、會社設立の認可を受けたが、同年十一月二十六日會社の創立總會を開き、同月二十七日一旦會社を東京に置いて、設立委員長から一切の事務と財産目録とを引継ぎ、翌十二月七日設立の登記を完了し、同時に鐵道現地に於ては重役以下の赴任と共に、營業開業の準備を進め、その翌四十年四月一日には野鐵鐵道提理部その他の官廳から鐵道その他一切の引繼を受け、本社を大連に移し支社を東京に置いて、前記の通り業務を開始することになつた。

資本及び株式

會社設立當初に於ける資本金は二億圓であつた。而して其の半額は政府出資財産を以て充て、残りの一億圓を株式とし日清兩國人民間に募集せんとしたが、清國政府はこの手續を執らなかつたため、止むなく我國民間に募集株式の全部を引受させることとし、明治三十九年より大正六年まで前後三回に互つて募集を行つた。次に大正九年四月資本金を四億四千圓に、更に昭和八年三月に八億圓に増資したが、雙方共依然半額政府半額民間の方針を執つてゐる。

左に昭和十二年三月末現在資本及び株式を示せば

Table with 2 columns: 資本金總額 (Total Capital) and 株式 (Shares). Rows include 日本政府持株 (Japanese Government Shares), 一般募集株式 (General Collection Shares), 新株式 (New Shares), 株式總額 (Total Shares), 株式引受額 (Share Subscription Amount), and 株式未納額 (Share Unpaid Amount).

一 股新株 一億七千九百七十九萬二千圓 計 一億七千九百七十九萬二千圓 社債 社債に對し日本政府の保證は鐵道の營業又は附帶事業經營のため發行する社債及び該社債を整理償還するため發行する社債に對し、日本帝國政府よりその利子の保證を受け、且つ必要あらば元金支拂を保證されることもある。唯斯く保證を受くべき社債の總額は拂込金額の二倍以内で總資本額を超過することを得ざる約束である。又一方社債の發行限度は拂込額の二倍に至ることを得るも、資本總額を超過することを得ずと規定されてゐる。昭和十一年六月但書を削除し拂込株式の二倍迄發行することに改正された。尙昭和十一年度の社債發行成績を見るに、十一年五月第四十九回社債六千圓、同年六月第五十回社債三千五百萬圓、同年九月第五十一回社債五千圓、第五十二回社債千圓及第五十三回社債七千圓計一億二千五百萬圓を募集し同年四月及十月第六回社債償還額二百七十萬圓の内二十二萬五千圓(第十七回、第十八回償還)、同年五月第三十二回社債五千圓、同年九月第二十七回社債五千圓計一億二千五百萬圓を償還した。而して年度末現在社債總額は七億七千七百七十七萬五千圓で社債發行限度は拂込株式金額の二倍

なるを以て本年度末に於ては十二億四千四百一十一萬六千圓にして之に對する發行餘力は四億六千三百二十四萬一千圓を有し内既に株主總會の決議を經、何時にても發行し得る金額は九千六百二十四萬八千圓である。

社債募集及び償還狀況

Table showing the status of bond issuance and redemption from 1907 to 1922. Columns include 年 (Year), 募集額 (Issuance Amount), 償還額 (Redemption Amount), and 年度末現在 (Year-end Balance).

交通・通信—鐵道

利益配當 會社の利益配當に關しては日本政府の明治三十九年八月一日付命令書のうちに左の如く規定されてゐる。 第十二條 毎營業年度におけるその社の利益配當が株主の拂込金に對し年六分の割合を超過せざるときは政府の持株に對し配當をなすを要せず。 第十四條 株主の拂込金に對する利益配當年六分の割合を超過するに至りたる時はその超過の金額は先づ社債の利子に充當すべし。 第十五條 その社の利益が前條の社債利子を支拂ひなほ剩餘ある時は該剩餘は株式の各持込高に對し配當割合均一に至るまでこれを日支兩國政府持株に配當すべし、但し日支兩國政府持株に對する利益配當が年四分四厘三毛の割合に達したる時は株主の拂込(金)に對し年四分の割合を超過する範圍内において更に第二配當をなすことを得るものとす。 (以下昭和四年三月追加公布)日支兩國政府持株に對する利益配當が年四分四厘三毛の割合を超過するに至りたる時はその超過の割合を限度とし株主の拂込金に對し年二分の割合を超過する範圍内において第二配當を増加することを得。

貸借對照表

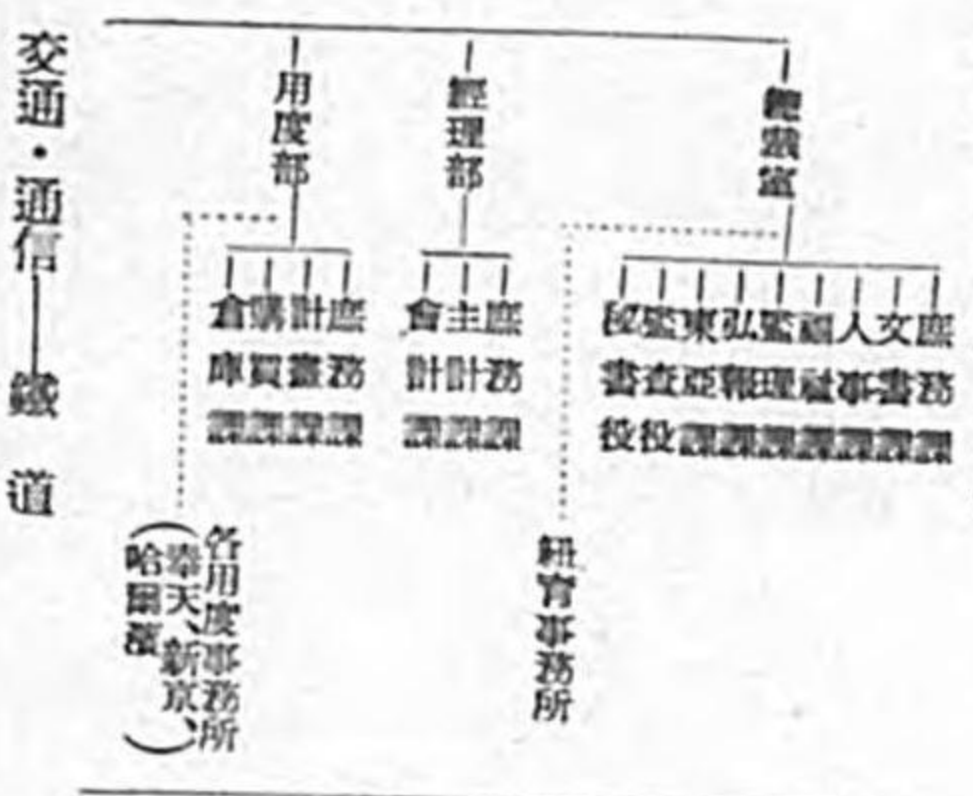
Table showing the balance sheet for the year ending March 31, 1923. It lists assets (資產) and liabilities (負債) in various categories.

假受 一四、二五六、九六九
前年度利益金 一六、三三三、七二九
本年度利益金 五〇、一七三、九七一
計 一、二〇九、四一八、四七〇

監督官廳 會社に對する第一次監督官廳は會社創立當初より關東都督であつたが、大正六年七月關東都督府官制は改革せられ從來會社に對し業務監督の位置にあつた都督は會社の業務を統裁することとなり、會社總裁、副總裁は廢止せられ新たに理事長を置き都督の命を受けて會社の業務を執行することとなつた。併し本制度も實施後二年にして大正八年四月關東都督府廢止せられ新たに關東廳を置き關東長官は從前の單なる會社監督機關の地位に復歸し、爾來長く會社業務の監督に當つてゐたのであるが本制度も亦事變後の新情勢に副はざるに至り昭和九年十二月關東廳官制改正せられ在滿洲國大使館に關東局の設置を見滿洲國駐劄特命全權大使が會社業務の監督に當ることとなつた。

中史監督官廳は會社設立當時は選任大臣でその後内閣總理大臣に移り昭和四年六月拓務省官制發布と共に拓務省となつたが九年十二月再び内閣總理大臣となつた。尙會社業務の事後監督機關として監理官制度があり共に變遷したが、現在は關東局監理部長及對滿事務局長殖産課長の兩名を以て當ら

で鐵道總局長は副總裁と決定してゐるが會社重大問題に關しては重役會議制を執つてゐる。正副總裁の下に理事八名他に監事五名あり、總裁直屬機關として總裁室、總理部、用度部、鐵道總局、產業部、機關機關、地方部、中央試驗所、東京、新京兩支社、天津、上海、歐洲事務所がある。なほ支那事變勃發に伴ひ滿鐵では輸送關係を初めこの方面に關する滿鐵の擔當に就き萬全を期すべく、理事一名、部長一名、次長一名、班長八名の綜合機關北支事務所を新設、天津事務所の機能を一時停止したが、これは臨時事變措置として扱はれたもので正式の職制としては規定されてゐない。

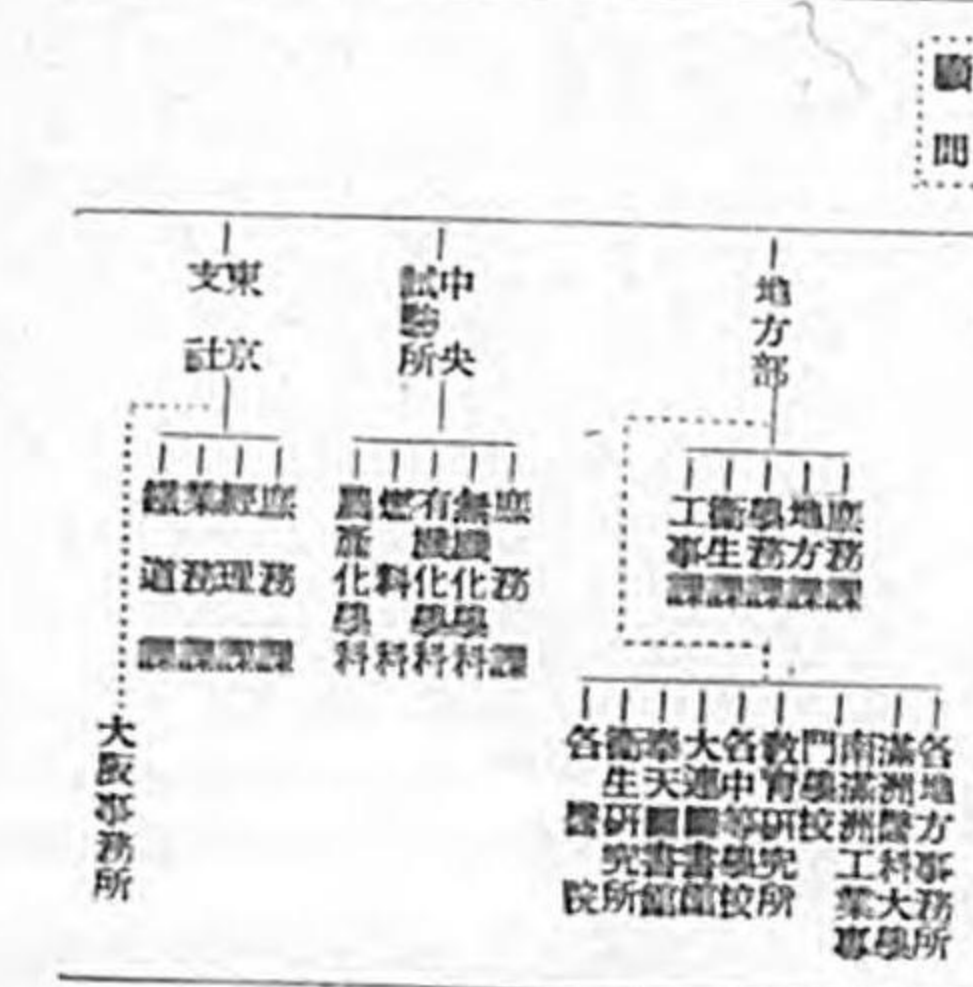


交通・通信—鐵道

せることになつてゐる。會社の會計及び營業に關する規定は豫め政府の認可を要し、毎營業年度の事業計畫、事業費、營業收支の豫算及び利益配當の割合も政府の認可を受けなければならぬ。

會社の組織 會社は創立以來鐵道を中心とし炭礦、製鐵の三生産部門と地方經營の消費部門とを根幹とし、この四部門の結成又は統制は前後十數回の變遷を経て來たが製鐵部門は昭和八年五月昭和製鐵所の設立によつて分離し、滿鐵製鐵の販賣部門たる商事部も昭和十一年十月日滿商事會社の設立によつて獨立し、漸次滿鐵は鐵道經營一本の所謂滿洲國の一會社一事業主義の重要産業統制方針の理想のゴールに進みつゝあり、地方行政の滿洲國移譲も昭和十二年中には實現を見る豫定である。然し乍らなほ昭和十一年三月末現在の滿鐵は投資會社としても八十の多數を有し依然滿洲における産業開發の中心的機關となつてゐる。會社の重役は總裁、副總裁、理事及び監事であるが總裁副總裁は勅裁を経て政府が任命し、理事は百株以上の株主より政府が之を任命し、監事は株主總會に於て株主中より選任する。而して正副總裁の任期は五箇年、理事四箇年、監事三箇年であるが創立當初より今日に至る歴代首腦者を擧ぐれば

職名	氏名	任期
總裁	後 藤 新 平	自明治三二年
副總裁	中 村 是 公	自明治三三年
副總裁	野 村 龍 太 郎	自明治三五年
副總裁	中 村 雄 次 郎	自明治三七年
副總裁	國 澤 新 兵 衛	自明治三九年
副總裁	野 村 龍 太 郎	自明治四一年
副總裁	早 川 千 吉 郎	自明治四三年
副總裁	川 村 竹 治	自明治四五年
副總裁	安 藤 伸 一 郎	自明治四七年
副總裁	山 本 采 太 郎	自明治四九年
副總裁	仙 石 實 買	自明治五一年
副總裁	内 田 康 哉	自明治五三年
副總裁	林 博 太 郎	自明治五五年
副總裁	松 岡 洋 右	自明治五七年



社 員	職名	氏名	任期
總裁	後 藤 新 平	自明治三二年	
副總裁	中 村 是 公	自明治三三年	
副總裁	野 村 龍 太 郎	自明治三五年	
副總裁	中 村 雄 次 郎	自明治三七年	
副總裁	國 澤 新 兵 衛	自明治三九年	
副總裁	野 村 龍 太 郎	自明治四一年	
副總裁	早 川 千 吉 郎	自明治四三年	
副總裁	川 村 竹 治	自明治四五年	
副總裁	安 藤 伸 一 郎	自明治四七年	
副總裁	山 本 采 太 郎	自明治四九年	
副總裁	仙 石 實 買	自明治五一年	
副總裁	内 田 康 哉	自明治五三年	
副總裁	林 博 太 郎	自明治五五年	
副總裁	松 岡 洋 右	自明治五七年	

交通・通信—鐵道

員、職員の三様に別れ昭和十二年三月末現在の社員數十一萬六千二百九十三人、これを地域別に見ると内地人五萬一千二百二十八人、滿洲人六萬六千二百七十七人、露西人一千三百七十七人である。

會社の事業 會社は日本政府の明治三十九年八月一日附命令書に基き、鐵道運輸事業を經營すると共にその便益のため附帶事業として、倉庫業、車輛工場、炭坑及びこれに附随する各種化學工業、海運業、港灣を經營し、滿洲國有鐵道の直營、同新線の建設受託、會社附屬地内地建物の經營、土木、教育、衛生及び産業に關する各種の施設をなし、廣く東亞の各地に亘つて調査事業を遂行する傍ら製鐵、瓦斯、電氣、蒸業、旅館、船渠、石炭業、輸入組合、炭山、採木業、運送業、土木業、倉庫業等を育成、又は助成してこれが發展に資する等單なる鐵道事業に止まらないが、會社創業以來事業の變遷を概括すれば次の如くである。

大正六年三月には鞍山における製鐵事業を企業化するため本社に鞍山工場準備會社を設立し、同會社を五年五月には鞍山製鐵所を設置し、同會社事業を開始した。製鐵所は法により漸次完成し、同會社に製鐵所のため昭和八年五月昭和製鐵所にその施設一切を譲り、製鐵事業は滿鐵より分離した。大正六年七月には朝鮮國有鐵道の經營及び附帶事業の取扱を朝鮮國府より委託され京城に京城管理局を置いて經營の任に當つたが大正十四年四月に至り之を返

還した。會社は創業以來北支那一帯に亘り海運業に従事してゐたが大正十一年七月に至り海運業は擧げて大連汽船にその經營を譲渡した。電氣、瓦斯事業も創業以來基礎固となつたが獨立事業とするを便として瓦斯事業は大正十四年七月、電氣事業は翌十五年五月夫々分離獨立した。昭和八年三月一日には滿洲國有鐵道は擧げて會社に委託經營せられることとなり、會社は之が經營機關として奉天に鐵道總局を置き各路線を管轄せしめることとし、尙滿洲國との間に新線の建設請負契約を締結し、之が遂行機關として鐵道建設局を設置し滿洲開發の大動脈たる幹線敷設の任務に當らしめ、工の上はその經營は順次鐵道總局に委託されてゐる。なほ北滿鐵路も昭和十年三月滿洲國に譲渡されたので總局の管理に入られた。

事業費支出額

種別	昭和十一年度決算額	前年度比
鐵道	一、七〇〇、〇〇〇	増
製鐵	一、〇〇〇、〇〇〇	増
海運	一、〇〇〇、〇〇〇	減
倉庫	一、〇〇〇、〇〇〇	増
車輛工場	一、〇〇〇、〇〇〇	増
炭坑	一、〇〇〇、〇〇〇	増
化學工業	一、〇〇〇、〇〇〇	増
地方施設	一、〇〇〇、〇〇〇	増
計	八、〇〇〇、〇〇〇	増

昭和十一年度決算額

種別	金額
借入及除却費	一、〇〇〇、〇〇〇
償還	一、〇〇〇、〇〇〇
計	二、〇〇〇、〇〇〇

營業收支 (昭和十一年度)

種別	收入	支出
鐵道	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
製鐵	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
海運	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
倉庫	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
車輛工場	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
炭坑	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
化學工業	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
地方施設	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
計	八、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇

一、本年度借入及除却費の總額 二六、九七二、七九七
 二、右項科目は次の如し。
 別途收支勘定 一五、四〇二、九八八
 滿鐵の關係事業 滿鐵は直營事業のほか滿洲における日本人事業の助成を圖る立前から、會社創業當時より各種の滿洲におけ

る諸事業に全額または其一部投資を行つて来たが、更に滿洲事業後は國策的見地からまた日滿經濟提携促進の立場から幾多の新設會社に投資し、事業後の新設會社に投資した社數だけでも三十二社、滿鐵關係會社は(昭和十二年三月末現在)八十社の多きに達してゐる。即ち昭和十二年三月末現在滿鐵關係會社一覽表は次の如くであるが、滿鐵はこれ等關係會社の業務處理監督機關として監視課を設け乙ある。なほ滿鐵では從來から鐵道運輸主業と、内地産業資本の滿洲開發促進の立前からこれ等關係會社の民間開放方針を執つてをり、殊に資金調達に關係會社の株開放がその一部門を支持つこととなつて以來、既に南滿瓦斯、滿洲電業等の株を一部開放したが昭和十二年度中には電業株二八二、七八二株(特定配當付五五圓一七〇、〇〇〇株、配當落五三圓五〇錢一一二、七八二株)を開放した。

關係會社一覽表 (昭和十二年三月末現在)

會社名	本社所在地	創立年月	資本	株式組合	年	最	業	配當
交通運輸會社	大連	大正二	千円	100.0%	十一年上	千円	千円	年
大連汽船	大連	大正二	千円	100.0%	十一年下	千円	千円	年
交通・通信—鐵道						三〇九		

交通・通信—自動車

項目	昭和十一年	昭和十一年	昭和十一年	昭和十一年	昭和十一年	昭和十一年	昭和十一年	昭和十一年	昭和十一年
哈爾濱土地建物	六九五	五〇〇	五〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
鞍山不動產信託	六三〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
元山海濱	六三〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
六社計	一,九五〇	七〇〇	七〇〇	一,一〇〇	一,一〇〇	一,一〇〇	一,一〇〇	一,一〇〇	一,一〇〇
通信私報	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇
通信電話	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇
滿洲弘報協會	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇
二社計	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
其他	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇
三社計	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇
八〇社計	二,一〇〇	八〇〇	八〇〇	一,三〇〇	一,三〇〇	一,三〇〇	一,三〇〇	一,三〇〇	一,三〇〇

自動車

概説 滿洲に自動車運轉事業が現はれたのは歐州大戰後のことで、民國七年七月國府令を以て長途汽車條令、長途汽車營業規則等が公布されたが當時滿洲の道路橋梁等は其の施設が不完全で降雨期に入れば泥濘を流し河川氾濫して交通絶絶となり従つて自動車の利用は主要都邑を除いては

見るべきもの無く、只冬期河川、山野、田畑等の結氷を待たず僅かにこれを利用する有様であつた。次いで張作霖が東北の實權を把握するや要所主要道路の修築を敢行したため民國十七年頃より漸次自動車運轉業者の増加を見るに至つた。然し乍らなほ事業者の資力貧弱と免許規則の不備はこの營業を一、二線の車輛を以て同一路線を十數人が競争營業を行ふが如き状態を生じ業

績、實績共に不振の状態にあり、しかも昭和六年滿洲事變の勃發は一時大多數の營業停止となつたが滿洲國の建國に伴ふ治安の急進的恢復と、地方道路の新設、改修によつて自動車營業は事業前とは比較の出來ぬ急激な發達を遂げて來た。滿洲國政府は大正二年五月三十一日敕令第四十三號に依り交通部をして自動車運轉事業監視制

を主管せしめた。國策的見地から最重要とされる路線は國營線として指定し、かつ國有鐵道の滿鐵委任經營と共にその附帶事業として等しくこれを滿鐵經營下に置くこととなり爾來滿鐵は鐵道總局をしてこれが經營に當らしめてゐる。

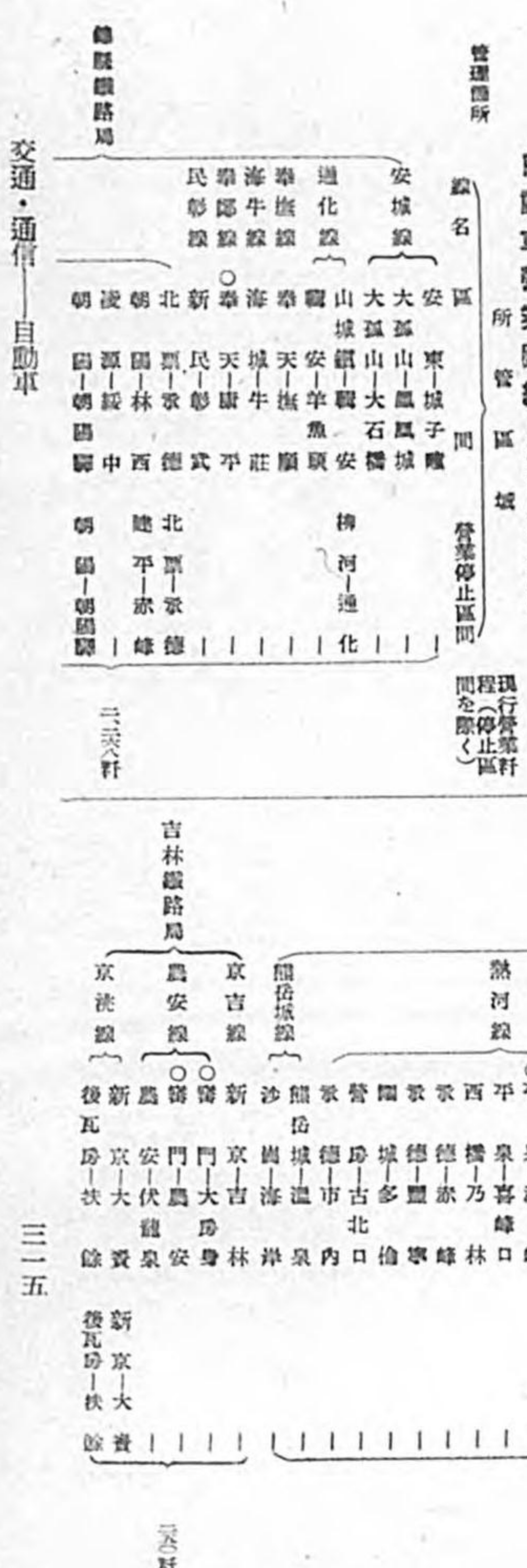
自動車運轉事業の統制並特許 滿洲國當初の自動車法令は中華民國の制定した諸法令を適用してゐたがこれ等は主として手續事項が大部分を占め内容の區々たるは勿論許可税及車捐の増収に重きを置いたため統制の實効らず滿洲國政府ではこのため合理的な新法規の制定を急いでゐる。次いで自

動車運轉の特許に關しては國營及民營路線の二分分野を定め大體左の條項によりこれを特許する方針を採つてゐる。

- 一、國有鐵道に代るべき路線、既成國有鐵道に併行又は近接する路線、國有鐵道線に繋がる路線、その他國策上重要とする路線はこれを國營とし、その他路線を民營とする。
- 一、特別の事由なき限り特許は一路線一營業とする。
- 一、事業費用の擴大と事業達成の確保を履き經營は逐次大規模とする。
- 一、該項のあつた場合は既營業者が自衛上直接關係を有する路線は公共關係の所在地域内における路線の經營出願に對しこれを優先考慮すること。

鐵道總局自動車事業

滿洲國政府では別記の如き理由から國營指定線の自動車營業は全部鐵道總局に委任經營の立前をとつてゐるが總局では本局に自動車線を現場に自動車營業所を設置してこれの運管に當りつゝあり。一九三三年三月熱河線北票承德間三三〇軒の自動車經營を開始したのを始めとし漸次新線を増加し滿洲國開發の見地より多大の犠牲を拂ひつゝ交通機關の使命達成に邁進してゐる。現在總局經營の自動車路線は次の如し。



自動車業務收支表 (單位圓)

年度別	收入		支出		差引損益
	營業	其他	營業	其他	
昭和八年	2,350,000	100,000	2,000,000	500,000	450,000
昭和九年	2,500,000	150,000	2,200,000	600,000	850,000
昭和十年	3,500,000	200,000	3,200,000	700,000	1,600,000
昭和十一年	4,000,000	250,000	3,800,000	800,000	450,000
昭和十二年	4,500,000	300,000	4,200,000	900,000	1,400,000

自動車貨物運送噸數 (單位噸)

年度別	一般貨物		郵便物		合計
	營業	其他	營業	其他	
昭和八年	150,000	10,000	5,000	5,000	170,000
昭和九年	180,000	15,000	6,000	6,000	207,000
昭和十年	250,000	20,000	8,000	8,000	286,000
昭和十一年	300,000	25,000	10,000	10,000	345,000
昭和十二年	350,000	30,000	12,000	12,000	404,000

自動車業務停止原因

路線	停止原因	停止期間
三岔河線	滿洲國軍收買	昭和八年九月
三岔河線	滿洲國軍收買	昭和九年九月
三岔河線	滿洲國軍收買	昭和十年九月
三岔河線	滿洲國軍收買	昭和十一年九月
三岔河線	滿洲國軍收買	昭和十二年九月

滿洲國民營自動車

滿洲國民營自動車は主として地方的通路

民國自動運送事業一覽 (康德四年九月現在)

公司名	運行區間	特許時日	運行開始日
滿洲自動車運送株式會社	鐵嶺、治庫	大正八年	大正八年九月
新鐵嶺、大甸子	新鐵嶺、大甸子	大正八年	大正八年九月
大甸子、白旗	大甸子、白旗	大正八年	大正八年九月
新鐵嶺、白旗	新鐵嶺、白旗	大正八年	大正八年九月
新鐵嶺、法庫	新鐵嶺、法庫	大正八年	大正八年九月
新鐵嶺、法庫	新鐵嶺、法庫	大正八年	大正八年九月
新鐵嶺、法庫	新鐵嶺、法庫	大正八年	大正八年九月
新鐵嶺、法庫	新鐵嶺、法庫	大正八年	大正八年九月
新鐵嶺、法庫	新鐵嶺、法庫	大正八年	大正八年九月

の交通機關として營業されてゐるものであるが、康德四年九月末現在滿洲國交通部の認可を得て現に營業中のものは左の通り

で、總延長は實に六、八一五・六新に達してゐる。

認可自動車運送事業一覽 (康德四年九月現在)

公司名	運行區間	特許時日	運行開始日
昭和自動車公司	打虎山、康安	大正八年	大正八年九月
警日水道交通株式會社	警日、大官屯、田庄	大正八年	大正八年九月
吉寧自動車株式會社	公主嶺、伊通	大正八年	大正八年九月
南鐵嶺、興安、通化	南鐵嶺、興安、通化	大正八年	大正八年九月
永興、化安	永興、化安	大正八年	大正八年九月
八棵樹、梨樹	八棵樹、梨樹	大正八年	大正八年九月
梨樹、孤家子	梨樹、孤家子	大正八年	大正八年九月
孤家子、草市	孤家子、草市	大正八年	大正八年九月
開原、孤家子	開原、孤家子	大正八年	大正八年九月
下肥地、孤家子	下肥地、孤家子	大正八年	大正八年九月
孤家子、草市	孤家子、草市	大正八年	大正八年九月
草市、山城鎮	草市、山城鎮	大正八年	大正八年九月
草市、山城鎮	草市、山城鎮	大正八年	大正八年九月
草市、山城鎮	草市、山城鎮	大正八年	大正八年九月
草市、山城鎮	草市、山城鎮	大正八年	大正八年九月
草市、山城鎮	草市、山城鎮	大正八年	大正八年九月

船の出入が停滞する。解氷の前後から船舶の出入が盛んになるが、夏季七、八月の候は洪水の虞れが、秋十一月は淡水の憂ひがあつて、一年の過半は水運利用の途が少いのである。因に、河川工事官署として行はれ、下流域、江口域では制水堤が築造され、安東には滿鐵會社の護岸施設がある。安東より江口に至る滿洲國側江岸は安東の港をなしてゐるが潮流干満の影響を受ける上に水深浅く船舶の往來には不便な點が多い。その結果安東の貿易は多く陸上貿易で海路貿易は營口にも劣る状態である。かゝる不便を補ふため多島島間三八軒を結ぶ多島鐵道會社が王子系資本を以て昭和十年七月創立された。

海運

概説 滿洲に於ける海運の歴史は相當に古く、渤海灣の沿岸航路に終始した時代と、遼河口の營口を中心として英國系統の海運力が活躍した時代もあつたが、日露戰役の結果、滿鐵が大連港の經營に當り爾後施設の完備は近代港大連の出現となり大

連港中心の海運市場が結成された。海岸線の貧弱な滿洲では良港少く、海運市場も大連、安東、營口の南滿三港と滿洲國の建國後急速に發達した。北鮮三港の四つに大別し得るが安東營口は既に中心的海運市場とは云ひ難く、北鮮三港また未完成港であり且つ背後地との輸送關係が發達とは云ひ難く、結局滿洲に於ける海運市場王座は大連によつて占められてゐると云へよう。なほ以上において判る如く滿洲國それ自體においては領土面積廣大なるに比し海岸線貧弱なるため良港なく、僅に營口、安東の二港に止めを刺すが、これがため海運を發達せしめ貿易を伸張するため滿洲國經濟建設綱要に於て左の如き方策を明示してゐる。

而して遼東島は滿洲國では鐵道總局に命じ康徳二年より應急施設を行はしめてゐるが康徳四年五月一先づ必要施設の完成を見たので開港場に指定した。

滿洲國置籍船

Table with columns for ship names, tonnage, and agents. Includes entries like 哈爾濱船務局, 營口船務局, 安東船務局, 遼東島分局.

關東州置籍船一覽

Table listing ship names and tonnage for the Kanto region, including 哈爾濱一〇三九, 營口八五三, 安東一七七, 遼東島九一, 計三七六〇.

Table showing shipping statistics for various routes: 大連—青島, 大連—上海, 大連—歐洲, 大連—滿洲. Columns include ship names and tonnage.

海運市場 滿洲の海運市場は結局において大連港が代表されるべきもので、これを大別するには輸出貨物別並に主要仕向海運別に分たれ、石炭、大豆、豆粕、豆油の品目別と、大連—瀋陽(石炭、豆粕)大連—上海(石炭)間の近海市場と大連—歐洲(大豆、豆油)間の遠洋市場が代表的なものである。昭和十一年における大連—瀋陽間石炭運賃最高値は四月より七月迄の二圓三十銭で最低は一、二月並に八月より十一月迄の一圓八十銭で大體に於て荷動きの度合に比較して平調を持し、大連—歐洲間の大豆運賃では最高十二月の四十一志二、最低五、六月の二〇志であつた。

大連積出運賃累年表

Large table showing annual freight rates for various routes from Dalian. Columns include year, route (e.g., 大連—瀋陽, 大連—上海), and highest/lowest rates.

大連港

概説 東洋一の設備を有する大連港も、三十餘年前は青泥窪と稱する一漁村に過ぎなかつた。大連港が大連と稱されたのは明治二十五年李鴻章が柳樹屯に砲臺及棧橋を築造し水雷營を置いた時で、同二十七

交通・通信—海運

への投資額は僅に九千萬元を突破し、一億圓に垂々とするもので、施設の完備せる點は東洋第一と稱せられてゐる。なほ對岸甘井子には石炭の積込みのため埠頭が築造されてあるが、こゝから石炭以外に鉄礦、硫安其他滿洲輸出物資積卸も行はれてゐる。

各港との距離

Table showing distances between various ports. Columns include destination (e.g., 小樽, 函館, 青森), distance (e.g., 125km), and other details.

(三) 關稅事務 大連港は無稅港であるが大連經由對滿洲國輸出入品の關稅事務を取扱はしむるため便宜上大連に滿洲國稅關が設置されてゐる。
大連港の貿易 大連港の貿易は明治四十年には僅に輸出入貨物總額七十二萬噸と云ふ劣勢振りであつたが、其後逐年増加して滿洲事變前數年の實績では輸出が五百二十萬噸乃至七百萬噸、輸入が百萬乃至百五十萬噸と云ふ所まで輸出が常に輸入よりも遙に多くその割合は大體輸出が八〇乃至八五%、輸入二〇乃至一五%であつた。然るに事變後は滿洲國の經濟産業建設の線に沿つて建築材料、鐵鋼品の重量貨物が増加する反面輸出は停頓状態で大豆の歐洲輸出の減少、石炭の減退等に原因して輸出總額は漸減の一途を辿つてゐるため輸出と輸入の割合は接近し十一年度の輸出は金額では八千三百八十七萬圓の増加ながら數量では十一萬噸の減少となり、輸出對輸入の割合は六五・八%對三四・二%とその差は益々縮小された。十一年度の輸出入貨物總額は總額八百九十一萬噸で、輸出五百八十六萬噸、輸入三百五萬噸であるが勿論日滿經濟プロツクの強化と共に對日貿易が過半以上を占めてゐる。

附屬營業即ち船舶の發着學留、貨物の船内作業、貨物の陸揚積積及受渡、貨物の保管並びに操替、給炭、給水、運送代辦等に関する業務も臨港鐵道と共に滿洲が經營してゐる。大連埠頭に於ける同社の營業を大別すると埠頭營業、倉庫營業、鐵道運送營業の三となる。
埠頭及倉庫營業、鐵道運送營業は共に一定の規則に準據して行はれ、それに附隨する一切の荷役作業は福昌華工會社の供給する滿人苦力(華工)によつてなされ、同社の監督責任下に取扱はれてゐる。
大連は完備した施設により海陸連絡運送が圓滑に行はれ、且つ船客も日滿ラインは埠頭より大連港、或は大連埠より埠頭へと充分な直通連絡が行はれ船客に便利を與へてゐる。埠頭營業の諸料金は左の如くである。

Table of port charges and fees. Columns include item name (e.g., 埠頭費, 倉庫費), unit, and amount.

交通・通信—海運

埠頭使用料 圖を加上 圖を加上
一、埠頭使用料 圖を加上
二、埠頭使用料 圖を加上
三、埠頭使用料 圖を加上
四、埠頭使用料 圖を加上

Table of international trade statistics. Columns include year (e.g., 昭和十一年, 昭和十年), value, and other details.

Table of international trade statistics. Columns include year (e.g., 昭和九年, 昭和八年), value, and other details.

Table of international trade statistics. Columns include year (e.g., 昭和七年), value, and other details.

道路

建國以前の道路

政 策 滿洲國建國以前は自然的、人文的兩條件共に最も恵まれず、道路交通の發達は甚だ遅々たるものであった。既存の道路を概観すると都市と都市とを連絡する所謂官馬大路が清朝時代から發達してゐる外、部落間を連絡する大小道が設けられてゐるが、此等の道路は新築後管理を全然爲さぬが爲官馬大路も官道も民道も差別出來ぬ程に荒廢してゐる。此れ等の道路は軍閥が自己の軍事上の必要に迫られて築造したものであるから産業經濟上の關係は殆んど考慮されてゐない。従つて軍事上必要な道路は維持修繕も行はれたであらうがその他の道路の保全は地方官憲に委ねられ地方機關も止むを得ざるに至りたる時地方住民の勞務と費用とを以て修繕をなさしむるに過ぎずして今日に及んでゐる。既存道路が道路政策上軍事目的以外何等考慮してゐないことは、技術的にも非常に幼稚で清路の附屬物たる橋梁の如きは最も重要なものにも拘はらず流失又は破損に委せ永久的な構造施設を爲したものは殆んどない。又道路は概ね沖積平地を通じ路面も舗裝工事なき爲雨

水の爲め土砂が流失し、却つて道路の両側が高く中央が低く雨期には流水の通路となり河道を通ずるの觀がある。概ね粘土又は微砂土より成る爲雨期には泥濘車輪を没し乾燥期には、所謂黃塵萬丈歩行甚だ困難を極めるので、平時に於ても旅人一日の最長行程は五十軒内外に過ぎず、貨物の運搬は更に困難を極め大車(荷馬車)に依り三千斤内外の貨物の運搬には馬七、八頭を要し一日最大行程四十軒内外にして解氷並夏季降雨時には交通は殆ど杜絶するの狀態である。

道路網概況 道路修治條例には清路の種別に依り幅員を規定し且その路線も限定されてゐるが、此の法令が運用された程度は圍は甚だ疑はしいのであるから建國以前の道路の幅員等は國道、省道、縣道、里道に依り差別も殆んどなく又實際に委せて管理保全を爲さぬ爲此の區別は實際に判別し得ない。又道路標識とか、土地標識等も全然皆無であるから資料や記録の上からも此れを判別することは出来ない。但し平原を通ずる道路等は相當な幅員を持ち奉天から山海關を経て北平に通ずる官路等は道幅百米を有してゐた。然し官路は普通六米、大路は四米平均で其の他の小路は道幅二米を越すものは極めて稀な状態であつた。

である。然し此の幅員等は築設後維持管理を爲さぬ爲と道路が殆んど盛土等を爲さず平地との高差がないため長い間に路線が變つたり道路の境界が不明になつたりしてゐる所が尠くない。

滿洲の河川は夏期河水の豊富なるときは船舶に依る便多く冬期結氷するときは河川は自然の道路となり人馬の通行は勿論大車自動車に便である。今も尙冬期結氷時に於てのみ自動車の運轉を爲し夏時解氷期には運轉を爲さぬ地點が尠くない。又道路交通の發達を阻む大きな原因として冬期結氷期には地下敷尺迄結氷するため農作物の耕作は勿論不可能なるを以て強いて道路に依らずとも平地は總べて人馬車の通行可能なり、目的地に最短距離を選んで適し得るのである。

斯くの如く道路交通の發達は遅々たるものであり又道路の幅員境界等も不明瞭な點があるが、建國後將來の道路網計畫のため民政部土木司に於て各省に命じて各縣内既存道路の調査報告を爲さしめたること大同年より大同二年末迄に奉天、吉林、黑龍江、熱河四省一六一縣中報告書提出縣一五五縣である。未提出縣は地理的關係及治安狀況等に依り調査不可能な縣であるから假令調査したとしても領路らしきものは殆

んどないと思はれる。而して此の調査に基づき之を八米以上を境界とし各省別に示すと左の通である。

各省別現存主要道路延長

省 名	八米以上 八米以下	道 路	橋 梁	渡 船
奉 天	八、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
吉 林	八、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
黑 龍 江	八、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
熱 河	八、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
合 計	三、二〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇

建國後の道路網

概 況 民政部土木司では大同元年より二回に至り各省を通じ各縣内の既存道路に就て調査報告せしめたること前述の通り吉林、黑龍江、奉天、熱河四省一六一縣中報告書提出縣は一五五縣、之に依ると八米以上の中員を有する道路二七、四三三軒、八米以下のもの九、三三九軒、計三六、六七二軒橋梁數六二七、渡船場一一五である。

此の調査に基づき道路網計畫を樹立し以後康徳三年度迄に新設及維持改良せる道路及橋梁の延長を示せば左の如くである。

道路橋梁新設維持改良延長表

大同元年度 都市支那買上して國庫より約五十萬圓補助を得奉天、吉林、黑龍江、熱河四省に於て道路橋梁の新設維持改良の成績を左の如くである。

大同二年度	大同元年度	康徳二年度	康徳三年度	計
道 路	2,386,000	1,600,000	1,600,000	5,586,000
橋 梁	6,000	1,000	1,000	8,000
渡 船	1,000	1,000	1,000	3,000
合 計	2,393,000	2,600,000	2,601,000	7,594,000

國道建設工路線工事費並

年 度	延長	工 事 費
大同元、二年度	三、〇〇〇	七、〇〇〇,〇〇〇

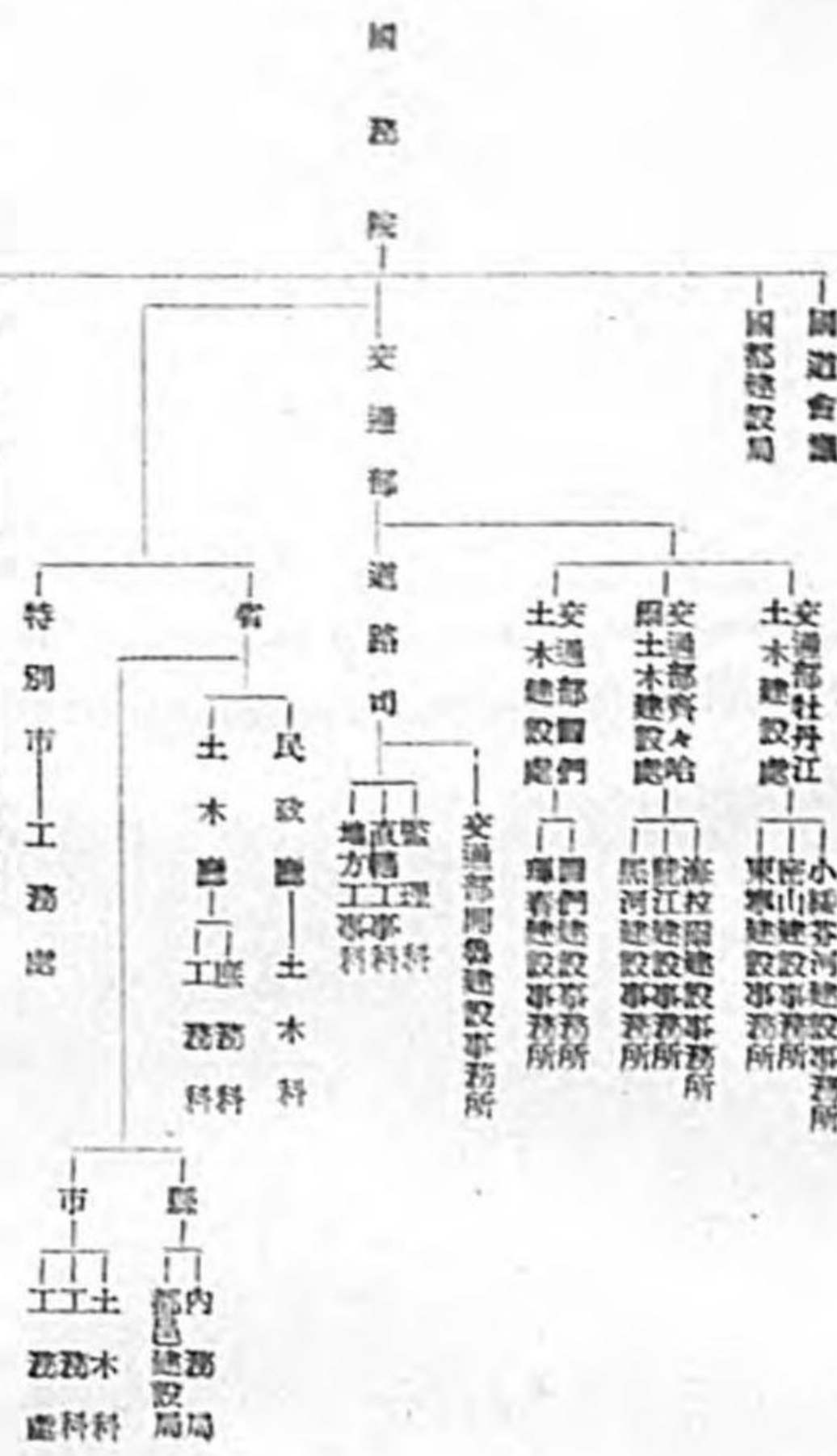
康徳元年度 三、〇〇〇 三、〇〇〇,〇〇〇
 康徳二、三年度 三、〇〇〇 三、〇〇〇,〇〇〇
 計 六、〇〇〇 六、〇〇〇,〇〇〇

即ち康徳三年末迄に於て所謂國道の總功路線八、八六一軒四〇、地方道の新設及改良一〇、三一一軒〇二で計一九、一七二軒四二二である。即ち建國以前の既存道路三六、六七二軒の半數に相當する道路が新設又は改良せられた。

道路行政 建國後道路行政機關として國務總理大臣管理の下に國道局が設けられ國の直轄する道路の建設に當り民政部に土木司が設置されて一般土木行政を主管し道路に付ては地方一般道路の建設に監督を掌ることとなつた。國道局に於ては所謂國道、主として軍用道路の建設に當り奉天、齊々哈爾、哈爾濱に夫々建設處を設け更に建設處の下に建設事務所を設けて事業の執行を圖つて来た。一方民政部土木司に於ては一般地方道路の工事の監督並に執行を爲し各省民政廳に土木科を、新京、哈爾濱兩特別市には工務處を、市には土木科を更に縣には内務局に工務股を設けて工事を執行を爲して来た。尙此の他都邑土木に付ては民政部土木司都邑科の立案に成る都邑計畫案に基づき主要都市に都邑計畫事業として都邑内の道路を新設し國都新京には國

建設局が設けられて國都建設區域内の道路の整備を爲して来た。然るに康徳四年一月一日土木行政機構の改革ありて民政部大臣の監理の下に土木局が設置せられ、國都局及土木局が合一合併し滿洲國の土木行政は統制せられ直轄工事執行の爲め齊々哈爾濱、牡丹江、瀋陽の三箇所に建設局を設け更にその下に建設事務所を設けた。此れと同時に奉天、吉林省公署に土木局が設置され六月には浙江省にも土木局が設けられた。更に七月一日には滿洲國中央行政機構の改革に依り土木行政は都邑計畫關係を除き舉げて交通部の所管する所となり、此の結果鐵道、道路、河川、港灣、水運等に関する事項は交通部大臣の主掌となつた爲め道路行政、交通行政は統一せられ陸上交通行政の圓滿なる運営が期し得られることになつた。此の道路行政機構としては國務院に國道會議があり、國の直轄する道路に關する重要な事項に付き審議し且つ國務總理大臣に建議することが出来る。

都邑計畫事業に基く都邑内の道路に付ては内務局に設けられた都邑計畫課の監督指導の下に都邑計畫法に依り指定された都邑内の道路の建設を執行してゐる。此れを圖示すれば左表の通りである。



尚道路法制としては民國八年公布の道路修治條例及同施行規則を採り用するの外康徳二年民政訓令第四四八號を以て道路の維持修繕上の規程たるべき道路維持修繕規程を公布し、更に康徳元年民政部令第六號を以て土木工事取締規則を公布して道路工事の監視取締の責を國道建設課に執行に關しては大同二年暫行國道建設課工事施行規程を制定してその圓滿なる進捗を圖つて来た。

康徳四年度道路工事概況 國道建設に就ては第一期國道計畫を終り第二期計畫に着手し本年度に於ては純工事費六、二五六、三二二圓を以て特殊國道の新設約一、三〇〇圓、改良約二、八〇〇圓を工事中である。

次に治安産業國道及地方道路に就ては本年度(四年度)預算中總工事費及建設改良延長は別表の通りである。

地方土木費中總工事費一覽表

省	第一種道路建設費補助金	第二種道路建設費補助金	第一種道路維持費補助金	第二種道路維持費補助金
吉林	200,011,000	2,762,000	2,800,000	50,000,000
江蘇	2,000,000	4,000,000	10,000,000	5,000,000
浙江	500,000,000	100,000,000	100,000,000	10,000,000
江西	500,000,000	100,000,000	100,000,000	10,000,000
湖南	1,500,000,000	300,000,000	300,000,000	30,000,000
福建	1,500,000,000	300,000,000	300,000,000	30,000,000
廣東	1,500,000,000	300,000,000	300,000,000	30,000,000
廣西	1,500,000,000	300,000,000	300,000,000	30,000,000
雲南	1,500,000,000	300,000,000	300,000,000	30,000,000
貴州	1,500,000,000	300,000,000	300,000,000	30,000,000
四川	1,500,000,000	300,000,000	300,000,000	30,000,000
湖北	1,500,000,000	300,000,000	300,000,000	30,000,000
河南	1,500,000,000	300,000,000	300,000,000	30,000,000
山東	1,500,000,000	300,000,000	300,000,000	30,000,000
山西	1,500,000,000	300,000,000	300,000,000	30,000,000
遼寧	1,500,000,000	300,000,000	300,000,000	30,000,000
熱河	1,500,000,000	300,000,000	300,000,000	30,000,000
察哈爾	1,500,000,000	300,000,000	300,000,000	30,000,000
綏遠	1,500,000,000	300,000,000	300,000,000	30,000,000
陝西	1,500,000,000	300,000,000	300,000,000	30,000,000
甘肅	1,500,000,000	300,000,000	300,000,000	30,000,000
寧夏	1,500,000,000	300,000,000	300,000,000	30,000,000
青海	1,500,000,000	300,000,000	300,000,000	30,000,000
總計	1,700,000,000	300,000,000	300,000,000	30,000,000

建設費改良延長表

道路の種類	建設費	改良延長
第一種道路	1,700,000,000	300,000,000
第二種道路	300,000,000	30,000,000
第一種道路維持費	300,000,000	30,000,000
第二種道路維持費	30,000,000	3,000,000
特別市土木事業費補助金	10,000,000	1,000,000
都邑計畫補助金	10,000,000	1,000,000
橋樑補助金	10,000,000	1,000,000
港灣補助金	10,000,000	1,000,000
河川補助金	10,000,000	1,000,000
水運補助金	10,000,000	1,000,000
特別市工務課	10,000,000	1,000,000
都邑計畫課	10,000,000	1,000,000
橋樑課	10,000,000	1,000,000
港灣課	10,000,000	1,000,000
河川課	10,000,000	1,000,000
水運課	10,000,000	1,000,000
特別市工務課	10,000,000	1,000,000
都邑計畫課	10,000,000	1,000,000
橋樑課	10,000,000	1,000,000
港灣課	10,000,000	1,000,000
河川課	10,000,000	1,000,000
水運課	10,000,000	1,000,000

簡所である。

次に同年度に於ける治安産業國道及地方道路の施行預算延長は左の通りである。

康徳五年度道路維持費延長

從つて本年度に於ける國道の建設改良、維持合計延長は建設五、七〇〇圓、改良二、一五〇圓である。尙此の外國道及地方道路の維持修繕に關しては地方住民の援助無視すべからざるものあり、交通部に於ては然るべく地方町村をして道路養護を設立せしめ之に對して多少の補助金を支給し以て道路養護の思想的普及に努むると共にその功績の大なる機任向け、又地方保甲長をして進んで賦役工事に服する機奨勵し成績優秀なる者等に對しては褒獎の手段を採り僅少の工事費を以て多大の効果を收むる機努める方針である。

次に道路法規に關しては目下採用中の舊法規たる道路修治條例及同施行令規則及建設公佈の道路維持修繕規程、土木工事取締規則及暫行國道局工事施行規程のみなるを以て道路行政の根本法規たる道路法の制

定は緊急必要なるに就き目下交通部に於て
鋭意研究中である。

新京の街路網

道路計畫 街路を幹線、支線、補助線の
三に区分し、幹線は六〇米乃至二六米、支
線は一八米乃至一〇米、補助線はそれ以下
の幅員を有する。これらは地域によつて、
或はまた市の地勢に従つて併用されるが、
幹線、支線は總て車道と歩道とに分けられ
る。即ち幹線道路の車道は二筋に分ち、中
央を自動車メスのやうな高速度車用とし、
その兩側を馬車、人力車、自轉車などの緩
速車用とし、更にその兩端を歩道とするの
である。各道の間には四列に竝木が植えら
れる。

また路面はすべて舗装される。交通の頻
繁な主要街路は瀝青舗装とし、荷物車専用
路は舗石または硬質煉瓦道とする。歩道の
主要部分はコンクリート板石張とするほ
か、街路には電信、電話、電燈に要する架
空線其他の路上施設を禁止し、埋設其他の方
法を講ずるから、完成すれば世界的と云つ
て、いゝ街路が到るところに出現する。とも
あれ、市面積の二一パーセントに當る大小

幾百の街路は、既に計畫事業遂行の途上に
ある。街路系統は放射線式、方形式、環狀
式等の長と短とが最も巧みに織り混ぜられ
てゐる。

街路系統 街路系統樹立に際して考慮さ
れたのは各種中心の設定であるが此の都市
が其の主要構として政治中心都市たること
が主要計畫である故に大體次の如く各中心
地を配置された。

- 1 國家政治中心 都市の中核部に設け安民廣場より
順天大街一帯に互り順天廣場を相照して、官廷に接せ
しめ此處に各部局官廳を配列す。
- 2 都心 乃ち都市の經濟的中心にして大同廣場の
周圍に主要銀行、國策會社、市公署、警察廳等を配
列す。
- 3 文教中心 南滿洲州附近に設置し、兵營、陸兵場
に相對せしむ。
- 4 社會中心 公會堂、博物館、圖書館等を設置し、
盛況大街、和平大街交又點附近一帯にこれを定
む。
- 5 學業中心 滿洲州人を目的とし伊通河西部の一區
劃を、日本人を主とするものに順天街一帯に沿ふ一
區劃を設定した。
- 6 交通中心 鐵道に依る交通が主とされ、從つて新
設する南新京區を交通中心とす。

次に新京を中心とする主要國道は

- (一) 農安、扶餘鐵路(新京、農安、扶餘間一六〇軒)
 - (二) 懷德、公主嶺鐵路(新京、懷德、公主嶺間一〇〇軒)
 - (三) 奉天鐵路(公主嶺經由新京、吉林間二七〇軒)
 - (四) 伊通鐵路(新京、伊通間七二軒)
 - (五) 雙陽鐵路(新京、雙陽間一九〇軒在道)
 - (六) 吉林鐵路(四平經由新京、吉林間二四四軒)
 - (七) 哈爾濱鐵路(前門經由新京、哈爾濱間二三五軒)
- の七線にして起點を大同廣場に定め、幹線
に依つて主要街路を連絡する。又一般街路
系統は方形式に放射線式を加味したもの
で、二路線直交を主眼とし交通、治安、美
觀に考慮を拂ふは何れの都市街路とも同じ
く其の軌を一にしてゐるが、特に重要な
大街路交又地點には交通整理の目的を以て
安全道を建設レロタリ・システム即ち
圓環式交通整理方法を採用してゐる事は踏
りとするに足るであらう。
- 舗装道路 新京に於ける街路の舗装は、
在來殆んどタールマカダムの標式をのみ採
用してゐたが國都建設局では、左の種別を
施行し効果をあげつゝある。大同元年以降
康徳三年度までの出來高累計を示せば左の
通り。
- アスファルト舗装 一三五、二六七

路面に改築してゐる。

航空

總説 滿洲に於ける航空路には日本航
空輸送株式會社の内地、滿鮮聯絡航空、滿
洲航空株式會社の大連、滿洲里線を幹線と
して全滿各方面に互る航空路及直通航空股
份有限公司の大連、天津線がある。日本航
空輸送株式會社は昭和四年九月、滿洲航空
株式會社は昭和七年十一月設立せられたも
ので、兩線は新義州で聯絡し日鮮滿航空聯
絡に就航し、直通航空股份有限公司は日支
合辦により昭和十一年十二月創立せられた
支那法人で日本航空機と聯絡し日鮮北支間
の航空輸送に任じて居る。尙昭和十二年六
月日本航空輸送株式會社に依つて急行便が
増設され、京城を経て東京新京間及大連に
於て直通航空機と聯絡して、東京、京城、
大連、天津間の一日連絡を實施して航空輸
送のスピード化に努めて居る。

關東州内の航空に關する事務は昭和二年
六月航空法施行、同年七月同法を關東州に
適用せらるゝに及び、之を關東通信局の所
管に加へられたもので、管内の航空は大正

小 舗 石 鋪 裝	一四八、七九二
コンクリート舗裝	なし
タール・砂石舗裝	三九一、五二三
磚 石 道	一八九、七四〇
側 溝 舗 裝	一九一、八七〇
歩道タイル舗裝	二二、八八二
道 間 工 事	四、九九一、三六二

關東州、鐵道附屬地道路

關東州内 關東州内の道路は關東州廳の
管掌に屬し明治三十九年九月同設置以來
觀音州内の道路網完成並に改良に盡瘁した
結果現在大連、旅順の兩都市は完備に近き
街路を以て四通八達し金州、普蘭店の街路
も大體に於て完備し一方市外道路も主要地
間を連絡する幹線道路及會屯を接續する支
線道路の築設改良に盡した結果殆んど完成
の域に通してゐる。

街路は中央を車道とし左右に石材又は混
凝土、煉瓦等の側溝を造り更に歩道を兩側
に設け側溝との間に「アカシヤ」、「ポプラ」、
白楊、櫻等を種植して綠化に努め並木街の
美觀を呈してゐる。車道は硬質及高級、簡
易の三舗装に區分せられ、硬質舗装として
は花崗石硬質煉瓦「ソリデット」舗装を主

交通・通信——航空

十五年九月以後日本航空株式會社に於て試驗飛行をなしつゝあつたが、昭和四年度から政府の補助を受ける日本航空輸送株式會社に於て東京大連線定期航空輸送を實施し、大連、新義州、平壤、京城、蔚山、福岡、大阪、東京各地間の郵便物並びに貨物の輸送を始めた。なほ昭和九年十月一日より名古屋寄航を十二年二月一日より大邱寄航を實施した。即ち日本航空輸送株式會社では昭和四年四月一日から先づサルムソン機で郵便物、六月二十一日から貨物の輸送を開始したが同年九月十日より旅客輸送をも開始するに至つたものである。更に東京、新

日本航空輸送株式會社（東京市芝區田村町一丁目）、同大連營業所（大連市連鎮街常盤通）、同大連支所（大連市外周水子大連飛行場内）昭和三年五月第五十五帝國議會に於ける航空機補助に關する決議に基き資本金一千萬圓を以て航空機に依る旅客貨物

及び郵便物の輸送業務を営むため、昭和三年度に於て本社創立を爲し、且つ諸設備を整へ昭和四年度より定期航空を開始した。

Table with columns for routes (e.g., 東京, 大連, 新義州), distances, and flight frequencies. Includes a section for '經營航空路 (現在運航)'.

支所所在地 東京、名古屋、平野、大阪、福岡 (名島)太刀洗、京城、大連。 出張所所在地 平壤、蔚山、新義州。 營業所所在地 東京、名古屋(九月一日)、大阪、福岡、京城、大連。

三三六

Table listing fares for routes between Tokyo, Manchuria, and Korea. Columns include route names and fare amounts.

滿洲行手荷物 日本航空會社線より連絡する滿洲行手荷物は、新義州以遠は別に滿洲航空會社の定むる超過料金を要す。 航空郵便 通信の章参照。 惠通公司 同公司是資本金四百四十萬圓で日支双方各半額を出資し航空路は天津を以て中心とし、天津大連間、天津錦州間、天津承德間、天津張家口間の四線である。なほ大連、天津間は日本航空會社の東京、大連線と接続現在東京、天津間一日連絡を行つて居る。

遊覽飛行 日本航空輸送株式會社大連支所では嚴冬を除いて毎月一回日曜又は祭日に遊覽飛行を行ひ周水子上空三十軒を飛ぶ約十五分で旅客一五圓である但相當人數の團

體申込の場合は半額に割引する。 滿洲航空輸送株式會社（本社奉天商埠地五經路九緯路三號）滿洲國政府では豫て歐亞を結ぶ空の大幹線を完成するため、航空輸送を研究調査中であつたが、昭和七年九月二十六日創立された滿洲航空株式會社は滿洲國政府滿洲及び住友會社の委任の出資に依る日滿合辦の株式會社で滿洲國に其の國籍を有するものである。而して名目は株式會社であるが日本政府及び滿鐵より積極的援助に依る公益法人とも見るべきもので公稱資本金國幣三百八十五萬圓全額拂込で内滿鐵出資は百六十五萬圓、百萬圓を政府補助とし、奉天の本社のほか支店出張所は左の如くである。昭和七年十一月三日空輸開始。

Table listing branch offices and flight fields for the Manchurian Aviation Transport Company. Columns include office names and locations.

交通・通信——航空

航空路及旅客運賃 營業線と軍用線とに別れて居り、軍用線に於ては軍用のほか座席その他に餘裕ある時、旅客貨物郵便の取扱を行つてゐる。營業航空路及び旅客運賃は左の如くである。

Table listing branch offices and flight fields for the Japanese Aviation Transport Company. Columns include office names and locations.

三三七

Table listing fares for routes between Tokyo, Manchuria, and Korea. Columns include route names and fare amounts.

交通・通信—通信

二、航空機の修理及機材の製造等。
三、本會社は前項に掲げる事業の外管理官廳より命
又は認可を受けたる下記事業。
(一) 航空機の賃貸事業
(二) 其の他航空機を以てする一切の事業
(三) 航空事業の便宜の爲にする附帯事業
一、本會社の資本總額は滿洲國通貨(以下額と稱す)三
百八十五萬圓とす。
一、本會社は本店を奉天に支店を東京に置く。
一、本社の株式は七千七百株とし一株の金額を額五百
圓とす。

通信

日本側の通信

沿道及制度 滿洲に於ける日本側通信事
業は、日露戦後當時の野戰郵便及び軍用電
信等軍事通信がその濫觴である。戦後明治
三十九年七月關東都督府官制の公布に續き
勅令第九十七號を以て「關東都督府郵便
電信局官制」が布かれ、同九月一日よりこ
れら各種施設を繼承今日に至つたものである。この間時勢の推移に伴ひ數次に互る官
制改正を見たが、現在の制度は昭和八年八
月滿洲電信電話會社の設立を見、電信電話
業務は專ら同社に移管されたため、この
新情勢に即すべく同月三十一日勅令二百三
十一號を以て公布、九月一日より實施され

通信機關年比較

Table with columns for Year (年度), Post Office (郵便局), Telephone (電話), and other communication metrics. It compares data from 1911 to 1939.

た「關東總通信官署官制」に依るものであ
る。その後昭和九年十二月在滿行政機構改
革が斷行され關東總通信官署と改正された。
その中央機關は大連所在關東總通信局(總務、
經理、監督、電氣の四課より成る)で、外
に大連及奉天の兩地に貯金管理所が設けら
れてゐる。前者は郵便、爲替、貯金、保險、
年金、航空、電信電話、電氣、瓦斯事業及
び滿洲電信電話會社の監督に關する事務を
掌理し、後者は郵便爲替及郵便貯金の検査
計算に關する事項を分掌する。更にその下
は地方現業機關として郵便局、郵便所及び
飛行場がある。昭和十二年八月末現在職員
は通信局長以下委任官十三人、利任官五九
五人、雇員一、八五三人、備員二二五人總
計二、五八六人以上る。管内通信機關年表
左の如し。

し、日滿間發着がその大部分を占めてゐ
る。

通帶郵便物數

Table showing the number of mail items transported (通帶郵便物數) from 1911 to 1939, categorized by year and type.

運送経路 郵便物運送は管内相互間發着
のものとは主として滿鐵及金福線の鐵道便及
び日滿兩航空會社の航空便その他一、二の
通帯道路及船便等を併せ行ひ、内地及朝鮮
發着の通常郵便物は朝鮮鐵道及滿鐵線によ
り、内地發着小包郵便は神戶大連間便船に
依つてゐるが、外に管内より朝鮮及内地間
には定期航空便による運送も行はれてゐ
る。滿洲國發着のものは管内主要都市に交
換局を開設し、こゝに郵便物の交換を行ひ

それ、運送されてゐる。また支那との間
に發着するものはその方面により鐵道便或
は船便に依つて運送さる。以上記述せる外
の諸外國發着郵便物はソ聯、歐洲諸國、阿
弗利加、黑河及地中海沿岸の亞細亞諸國宛
のものは西伯利亞鐵道、また南北亞米利
加諸國宛のものは西伯利亞鐵道由の指定な
き限りそれ、最速の経路を選び船便鐵
道便等を併せ利用してゐる。

郵便線路里數

Table showing the number of kilometers of postal routes (郵便線路里數) from 1911 to 1939, categorized by year and route type (陸路, 水路).

交通・通信—通信

東京大連間航空郵便發着表

(昭和十二年六月一日より施行)

東京	六・五〇
名古屋	五・二〇
大阪	四・三〇
京都	四・一〇
福岡	三・九〇
山形	三・七〇
仙台	三・五〇
大宮	三・三〇
東京	三・一〇
平塚	二・九〇
大宮	二・七〇
東京	二・五〇
大宮	二・三〇
東京	二・一〇
大宮	一・九〇
東京	一・七〇
大宮	一・五〇
東京	一・三〇
大宮	一・一〇
東京	〇・九〇
大宮	〇・七〇
東京	〇・五〇
大宮	〇・三〇
東京	〇・一〇
大宮	〇・〇〇

滿洲國側の通信 滿洲國は建國の趣旨に鑑み、大

同元年四月一日郵政の自主権を中外に宣言した。これに對し南京政府はその報復手段として全滿の郵局を閉鎖し従業員も七月二十四日を最後として全部國內引揚を断行、ここに於て滿洲國政府は郵政の一日も忍びし得ざる重要性に鑑み、七月二十六日斷固これを接收、次いで翌二年二月熱河省内の郵政をも接收し全滿の郵政自主権を確立、全國的統一を見ることとなつた。接收直後はその制度及業務共支那郵政當時のものをその儘踏襲したが、同年九月郵政管理局官制及郵局官制を公布實施し、その制度を改めると共に漸次従業員の補充を行ひ更に郵政管理局、郵局、代辦所、信櫃等の新増設や業務規定の制定並に改正を断行し、漸々郵政機關の擴充、内容の刷新に努めた結果、治安の確立、交通網の整備と相俟つて、年々飛躍的發展を遂げ、今日に於ては建國前に比し全く面目を一新するに至つた。

郵政飛躍の端 大同元年十月先づ航空郵便制度を創め、同二年二月には軍事郵便を創設、更に同年十二月には年賀郵便を開始した。又大同二年九月日滿小包郵便料金の引下を初め翌三年一月外國郵便料金の引下及日滿航空郵便料金の改正を行ひ、更に康徳元年三月郵便料金書狀四分を三分に、葉

書二分を一分五厘に引下げた。又同二年四月より小包郵便配達制度を開始、先づ新京奉天、哈爾濱の三大都市に之を實施、三年度これを國內主要都市全部に擴充した。康徳三年十二月には劃期的な郵便法及郵便規則を制定公布し、翌四年四月一日より實施し、新に内容證明、訴訟審査及評定書類郵便、集金郵便、切手別納制度などを創設、同時に全面的郵便料金の改正を行つた。更に同年六月よりは連通郵便を開始する等その改善充實は全面的で、舊制を一新、先進諸外國に比し、殆んど遜色を見ないまでの發展飛躍を遂げ得る。この間制度の整備としては地方郵政事務管理機關として奉天、哈爾濱の外に新京にも郵政管理局を設け(康徳元年十一月)全國を三郵政管理局管區とし、更に現業機關の定員定率制度を確立した。

對外關係に於ては滿洲國の支那側郵政接收を契機として兩國間に紛議を醸し郵便連絡の斷絶を見たが、北支停戰協定の成立を機に先づ山海關の滿支兩郵局間に現地協定が成立、停戰協定區域を限り郵便物交換が開始され、漸次支那本土に區域を擴張、續いて通車問題の解決により康徳元年十二月滿支通郵問題が圓滿解決を遂げ、通常郵便物は翌二年一月十日より小包郵便は同二月

一日より公に復活、滿洲國側の郵便切手も正式に容認されることとなり滿支間の郵便連絡は完全にその障礙が排除された。日滿間に於ては建國の意義に鑑み當初より極めて圓滑なる連絡を見、兩國間の關係は日に月に緊密を加へて行つたが、就中康徳二年十二月二十六日調印を見た日滿郵便條約は兩國郵便連絡を根本的に規整せる意味に於て眞に劃期的である。本條約の成立により従來日滿兩國郵便交換關係の規準であつた日支間郵便物交換約定、日支間小包郵便物交換約定、日支間郵便物交換約定及び日支間諸約定は滿洲國に關する限り當然廢止され、之に代つて右新條約及之に基く業務協定の實施を見ることとなつた。右條約は三年一月二十六日より實施され滿洲國もこれに對應して日滿郵便規則及日滿郵便物交換規則を公布實施、更に同年十二月には日滿郵便條約に依る業務協定の修正追加を見兩國關係は愈々緊密を加へるに至つた。以上の外、滿洲國は建國の初め萬國郵便聯合加盟の申込を爲したが、その後國際聯盟の滿洲國不承認原則採擇の経緯からこれが加盟を拒否したといへ、滿洲國の新制郵便切手承認の可否は右不承認決議とは全然別個の問題として拘束されず、從つて新切手貼付の滿洲

國發郵便物は從來通り何等支障なく送達され、實質的には郵便聯合に加盟せると何等異ならず、次いで康徳元年五月の聯盟不承認委員會は「滿洲國はその提供せる總ての業務に對し報酬を受くべき權利を有するにつき滿洲國に對しては國家承認と關係なき旨諒解せしめ事實上の折衝支なき」ことを決議し、事實上郵便聯合に加入せる各國郵政廳と同様圓滑なる業務の遂行を爲し得ることとなり、滿洲國の對外郵便は漸次國際間に重きを爲してゐる。

郵政機關 交通部大臣の下に郵務司があり郵政事務の中樞的機關として活動してゐるが康徳四年六月の行政機構改革に際し郵務總局と改稱、外交部の外局として獨立した。地方管理機關としてその下に郵務管理局(新京、奉天、哈爾濱)地方現業機關として郵局、郵寄代辦所及信櫃等がある。建國當初は電信電話事業も管掌し郵政管理局とは別に奉天、哈爾濱に電政管理局があつたが、大同二年八月滿洲電話會社設立によりこれら事業は同社に移管され電政管理局は廢された。郵政の最高機關たる郵政總局は新京に在り庶務、經理、規則、郵務、儲蓄、電政、保險の七科より成りそれ／＼所管事項を分掌各管理局及郵局以下現業機關を統括してゐる。

康徳四年六月末現在全國郵局所數は一千七百十四箇所を算し、年と共に邊境の地まで郵便網を整備充實し今や如何なる邊境と雖も郵便物の配達を見ない所は無く、こゝにも滿洲國郵政の飛躍が見られる。

全國郵局所數年比較

大同元年	1,000
大同二年	1,100
大同三年	1,200
大同四年	1,300
大同五年	1,400
大同六年	1,500
大同七年	1,600
大同八年	1,700
大同九年	1,800
大同十年	1,900
大同十一年	2,000
大同十二年	2,100
大同十三年	2,200
大同十四年	2,300
大同十五年	2,400
大同十六年	2,500
大同十七年	2,600
大同十八年	2,700
大同十九年	2,800
大同二十年	2,900
大同二十一年	3,000
大同二十二年	3,100
大同二十三年	3,200
大同二十四年	3,300
大同二十五年	3,400
大同二十六年	3,500
大同二十七年	3,600
大同二十八年	3,700
大同二十九年	3,800
大同三十年	3,900

通常郵便物數

大同元年	100,000
大同二年	120,000
大同三年	140,000
大同四年	160,000
大同五年	180,000
大同六年	200,000
大同七年	220,000
大同八年	240,000
大同九年	260,000
大同十年	280,000
大同十一年	300,000
大同十二年	320,000
大同十三年	340,000
大同十四年	360,000
大同十五年	380,000
大同十六年	400,000
大同十七年	420,000
大同十八年	440,000
大同十九年	460,000
大同二十年	480,000
大同二十一年	500,000
大同二十二年	520,000
大同二十三年	540,000
大同二十四年	560,000
大同二十五年	580,000
大同二十六年	600,000
大同二十七年	620,000
大同二十八年	640,000
大同二十九年	660,000
大同三十年	680,000

交通・通信—通信

小包郵便物数	合計
昭和二年	1,250,000
昭和三年	1,350,000
昭和四年	1,450,000
昭和五年	1,550,000
昭和六年	1,650,000
昭和七年	1,750,000
昭和八年	1,850,000
昭和九年	1,950,000
昭和十年	2,050,000
昭和十一年	2,150,000
昭和十二年	2,250,000
昭和十三年	2,350,000
昭和十四年	2,450,000
昭和十五年	2,550,000
昭和十六年	2,650,000
昭和十七年	2,750,000
昭和十八年	2,850,000
昭和十九年	2,950,000
昭和二十年	3,050,000
昭和二十一年	3,150,000
昭和二十二年	3,250,000
昭和二十三年	3,350,000
昭和二十四年	3,450,000
昭和二十五年	3,550,000
昭和二十六年	3,650,000
昭和二十七年	3,750,000
昭和二十八年	3,850,000
昭和二十九年	3,950,000
昭和三十年	4,050,000

郵便法 満洲國郵便法は民國十年十月制定公布の支那郵政條例を踏襲したものであるが、その内容不備にして缺陷多く實情に適せず附屬地内通信行政權接收を控へ日滿郵便の不可分關係益々緊密となつたので、滿洲國独自の民情と文化の現状を考慮しつゝ、先進諸國の長を採りこれが制度を整備を圖ることとなり康徳三年十二月二十五日郵便法及郵便規則を制定公布、翌四年四月一日より實施した。同法は通信事業の公共性に鑑み利用者の利益を考慮し私權保護に十分な注意を拂ひ又勸業學術の獎勵に資する爲第五種郵便物を創設、更に從來の特種たる書留、價格表記、配達證明、代金引換、快捷(後に速達に改正)、引受時刻證明、配達小包、約東郵便(立卷新聞紙)、

交通・通信—通信

行すること、(ホ)小包の重量段階を増加し料金を一部低下したこと、(ハ)關東州及附屬地より滿洲國宛に小包を差出し得ること、(ニ)小包差出手續が簡略となつたこと、(チ)滿洲國の郵便切手で第三國宛の小包を差出し得ることとなつた事等である。

日本向航空速達郵便 日本向航空速達郵便は日本航空輸送會社の手により行はれてゐるが、大同元年(昭和七年)九月滿洲航空會社の設立により兩者の連絡成り、滿洲航空の定期線に連絡、更に康徳四年六月日本航空の優秀機隊客整備により新京東京間一日連絡成り、續いて七月より毎日運行が開始され郵便物のスピード化が行はれた。

三四二

日滿郵便關係 日滿間の通信連絡は日支間に締結された郵便約定をそのまゝ踏襲してゐるが、日滿兩國の關係益々緊密化の實情に鑑み且は獨立國家の面目に徴するも頗る遺憾の點が多いので、日滿兩國郵便連絡の圓滑と、可及的兩國業務の接近單一化を圖り、兩國の一體不可分關係を強化する見地から、日滿新郵便條約締結の議が起り折衝の結果康徳二年(昭和十年)十二月二十六日日正式條約の調印を見翌年一月二十六日を以て實施された。新條約は基本的事項のみを縮約、細目は業務協定(同年十二月修正追加する)に譲つてゐるが、日滿間を共同單一の郵便領域とし兩國の郵便制度を可及的に接近せしめ、更に滿鐵附屬地との郵便關係を原則として關東州と同一としたこと等はその大なる特色である。内容は郵便と爲替に分れてゐるが郵便關係に於ては(イ)郵便物取扱交換局を増設したこと、(ロ)特殊取扱金額の最高金額を五百圓より一千圓に引上げたこと、(ニ)返信切手券を新に發

以來この不便除去の爲め大通に内地稅關吏を常駐せしめ通關検査を行ひ且つ小包差出人より關稅納付の途を開いてゐる。又内地稅關向小包も大連及安東に於て滿洲國稅關吏の検査を受けてゐるが、現地受取人の不便から事情に領み昭和十一年七月より新京、奉天に於て通關事務の取扱を開始した。

日滿間電信電話 日滿間の電信電話は大同二年九月滿洲電信電話會社の營業開始前は關東廳電信局の施設により連絡されてゐたが、同社の創立により有線、無線電信電話は凡て同社に移管された。その詳細は「滿洲電信電話會社」の項に譲り、こゝには觸れないがその中期的の事象は和交電報が滿洲國內の主要都市郵局に取扱はれることとなつたこと、現在電報取扱局六百二十餘箇所の中和電報取扱局所五百九十餘箇所上つてゐる。

概説 滿洲に於ける電信電話及放送事業を總括する滿洲電信電話株式會社は昭和八年五月日滿兩國間に締結された條約に基づき、同年八月三十一日創設にかゝる半官半民、資本金五千萬圓の國策代行會社である。即ち從來日滿兩國政府の經營下にあつた滿洲に於ける電信電話事業は同社の創立により擧げて同社に移管され、こゝに滿洲に於ける電氣通信事業は略一元的統制下に置かれることとなつた。抑々通信事業は文化の向上、産業經濟の發達のみならず國防に治安維持に重大な關係を有する公共的性質に鑑みればこれが合理的運営と施設の整備充實は緊急事であつて、かゝる見地から日滿兩國政府が既設各種施設を現物出資し更に民間資本をも吸收して統制會社を創設したのは蓋し最も時宜を得たものである。同社はかゝる國策的使命に鑑み事業開始以來毎年約九百萬圓乃至一千萬圓の起業費を投じ全滿に於ける在來の不完全なる施設を改善し或は必要なる地點には新たに施設を行ひ、電信電話並に放送事業の全面的整備充實を圖りつゝあり、今や電氣通信網は全滿に普く、同社創立前に比すれば雲泥も當ならぬ飛躍的發展擴充を見、面目を一新するに至つた。因に同社の資本關係左の如し。

○資本金總額(日本通貨) 五、〇〇〇萬圓

政府所有 日本國政府(甲種株) 三三三萬株
滿洲國政府(乙種株) 一一一萬株

株式所有 金圓配當株式(甲種株) 四二五萬株
國幣配當株式(乙種株) 一〇〇萬株

三四三

交通・通信—通信

Table with 2 columns: 有線電信 (Wired Telecommunications) and 無線電信 (Wireless Telecommunications). Rows include 株式 (Shares), 金種 (Gold), 銀種 (Silver), 銅種 (Copper), 鉛種 (Lead), 錫種 (Tin), 鋅種 (Zinc), 鉄種 (Iron), 鋼種 (Steel), 銅種 (Copper), 鉛種 (Lead), 錫種 (Tin), 鋅種 (Zinc), 鉄種 (Iron), 鋼種 (Steel).

有線電信 有線電信施設は當初日滿兩國政府の現物出資によるものであり、昭和二年(昭和十年)十月北滿接收により北滿沿線通信施設を併せ、又同三年(昭和十一年)四月朝鮮總督府と協定、間島地方の施設を傘下に収め、全滿電信事業の完全なる一元的经营を見ることとなつた。尚ほその取扱制度及料金は非常に複雑し、地方により料金を異にしてゐたので、創立と同時に全国的に料金制を統一し、また設置諸制度諸施設の整備充實に努めた結果電報取扱局所は現在約倍加して六百二十箇所を算し、中和文電報を取扱ふもの五百九十箇所に上つてゐる。またその電報通数は康徳三年度(昭和十一年度)有線電報通數一千二百萬通を突破し、康徳元年度の約七百萬通に對し約倍増してゐる。

有線電報取扱數

Table showing the number of wired telegrams handled in Manchuria and Korea from 1914 to 1933. Columns include Year (Year), Manchuria (滿洲), and Korea (朝鮮).

無線電信 滿洲の如く、廣汎にして通信の利用集約的ならざる地域に無線電信事業の發展を見るは當然で、電報電話何社の對外通信は殆んど新京無線電報によつてゐる。即ち對米は榮港との間に二十キロの間に同じく、對獨及對佛は伯林、巴里との間に同じく二十キロ電力により、それ以外は無休連絡通信を行つてゐる。また日滿間には有線電信の補助回線として數回線の無線回線を持つてゐる。

三四四

ち、國內に於ても重要都市間に有線の補助又は豫備として無線施設を有してゐる。新京無線電報は一箇年半の歳月と二百萬圓の工費を費して成つた世界的無電報である。尚ほ哈爾濱よりは天津、上海、芝罘との間に無線連絡がある。

電話事業も日滿官營電話を繼承したものであるが、中には施設不良のものも多く繼承以來巨額の資金を投じてこれが改善に努力し更に事業の急激な電話需要に應へて定期的に、或は臨時に電話の大増設を行ひその需給緩和を圖つた。また滿洲には縣營或は民營になる地方電話が各地に存してゐたので創立の趣旨に鑑み、これを買収した。同時複雑なる料金制を地域的に統一し、康徳三年末迄に買収を終へた地方電話事業は三十三、その加入者約九千三百で、尚ほ地方には買収未了の小局が多くこれらも早晩統一を見る豫定である。かくして電話事業の統一は漸々成り、電話取扱局所は現在約四百九十箇所に上り、その加入者數も三年末六萬三千三百七十四を算し、創立當時に比し何れも倍加、目覚ましい躍進を遂げつてゐる。

電話取扱局所及加入者數

Table showing the number of telephone exchange offices and subscribers in Manchuria and Korea from 1914 to 1933. Columns include Year (Year), Manchuria (滿洲), and Korea (朝鮮).

通話度數

Table showing the number of conversations in Manchuria and Korea from 1914 to 1933. Columns include Year (Year), Manchuria (滿洲), and Korea (朝鮮).

一段に認識され、通話區域の擴張と共に漸次通話度を増しつゝある。滿洲側は送信所を新京郊外寛城子に、受信所を蓋家屯に置き、日本側は送信所を英城縣名崎村、受信所を埼玉縣小室町に置き、毎日午前八時より午後十一時迄受け付け通信連絡を行つてゐる。尚ほ康徳四年三月から大連對内地間の無線電話の便も開かれ、従来の通話料金の待合時間が可成り短縮された。通話料金は三分間七圓(至急倍額)、通話區域は大連、奉天、新京、哈爾濱その他の主要都市と日本内地の六大都市以下三府三十餘縣に互つ

てゐる。日滿連絡ケーブル完成 日滿電報電話は事業以來急激に増加し、今後益々増加の趨勢にあるので、その擴張を緩和し連絡を緊密ならしむる爲め内地通信省及朝鮮總督府と協力、約一千四百萬圓の巨費を投じ三箇年計畫を以て内鮮連絡長距離ケーブルを敷設するに決定、滿洲側は康徳二年より安東奉天間の工事に着手、同四年三月開通を見るに至つたが、朝鮮側は未だ竣工を見ず、内鮮連絡全部の完成連絡は五年末の豫定である。

交通・通信—通信

Table showing the number of telegrams in Manchuria and Korea from 1914 to 1933. Columns include Year (Year), Manchuria (滿洲), and Korea (朝鮮).

ラヂオ施設は現在新京の一〇キロ放送及一〇〇キロ放送の二重放送を初めとし大連奉天各一キロ、哈爾濱三キロ、牡丹江一〇ワット、承德一〇ワットの六放送局を有し、更に大連の二重放送(四年十月頃開始)、安東の一キロ放送が計畫されて

Table showing the number of radio stations in Manchuria and Korea from 1914 to 1933. Columns include Year (Year), Manchuria (滿洲), and Korea (朝鮮).

三四五



移民

邦人移民

事變前の概況

事變前の邦人農業移民は除隊兵移民、愛川村移民、大連農事會社移民の三つである。除隊兵移民 大正三年より同六年に互り滿鐵は鐵道守備隊除隊兵中より農業に従事して滿洲に定住せんとする者を滿鐵附屬地に收容し四箇年に於ける收容者は合計三十四戸を數へた。土地の貸付、農舎の建築、農具の購入、經營の指導等あらゆる便宜を與へたが成績上らず昭和八年の殘留者は十七戸を算するに止つた。

金州愛川村 大正三年、當時の關東都督福島大將の案に依つて長野縣その他よりの移民を集め、専ら水田を主眼として經營してきたもので灌水不足、米價暴落等によつて幾多の辛苦に遭つたが、關東州廳では徹底的更生策を慎重研究の結果、十年六月關東局の認可を得て水田四十町歩、畑地六十町歩の移住地を指定した。

事變後の移民計畫

移民部創設 昭和八年二月關東軍特務部内に參謀部、特務部、大使館、總領事館、拓務省、朝鮮總督府、關東廳、滿鐵を打つて一九〇とした移民部を編成し、滿洲日本人

十町歩時價約十萬圓の官有地を無償譲渡した。愛川村の移民たちは田畑三分の一を大連農事會社と金州農會に賣却し負債を一氣に返済する事となり、目下更生途上へと邁進してゐる。

大連農事會社 昭和四年四月の設立にかゝる資本一千萬圓(半額拂込) 鐵の全株所有傍系會社で、本社を大連市に置き専ら自作農の創定を主眼とし、昭和五年より移民の招來を開始した。現在迄に買収した土地は關東州内に於て四、五二七町歩、移住契約を了り入地せる農家は六五戸(五三四町歩)外に一年契約による移住者五戸あり總計七十戸であるが成績振はず、第一回移民を入れたのみで移民募集を中止した。

移民事業の中心的統制指導機關とした。移民部は創設以來(イ)日本人移民實施要綱案、(ロ)滿鐵移住協會設立案、(ハ)内地人自由農業移民助成法案案、(ニ)移民訓練所設置案、(ホ)日本人移民實行機關の設立に至る期間の暫定方策案等を立案し、また實行方面に於ては拓務省の第一次、第二次、第三次各移民團に對し移住地の商租通信用聯絡、調辦品の輸送等の援助をなすと共に特別安定方策を決定して同移民の進行に努め、又その他の自由移民に對しても側面より援助をなした。しかし同部の使命ともいふべき日本人移民實施要綱案は中央政府の容るゝところとならず、移民部は解消し、關東軍參謀部第三課に包含されるに至つた。

新京移民會議 しかし移民問題は永く放置するわけに行かぬので更に不動の根本案を確立すべく昭和九年特務部は新京に移民會議を開いた。内地側および現地側の學者實際家並に滿鐵、拓務省、滿洲國政府、大使館、朝鮮總督府の關係者ら五十名出席し大體法小農法が、企業農自作農かについて激論が闘はされたが機械を用ひざる自作農法によるべしとの説が多數を占めた。これは今後の日本の對滿移民の根本主義をなすもので會議終了後關東軍特務部では左

の如く發表した。

(前略) この會議の結果、從來一部人士の間に想像されてきたる農業移民の方法如何によつては立派にやつて行けると云ふことが出頭委員並に實際家によつて滿鐵一致で承認されたのは注目し、即ち農業移民は入植當初に於て若干の補助を與へさすれば五年後には一浪自作農として立派に經營を勤め、更に北滿には殆んど無産と云ひ得る野草あり、これにより牧畜業及び植樹事業の發展は必然的に考へられる、極めて大量に生産し得る馬鈴薯の如きも將來理想的發展を期待される、製糖工業、酒精工業(代用燃料)等も原料として大量生産の可能ありその他製粉、製糖、製糖工業等滿洲市場消費を對象とする農産關係工業の勃興發展に伴ひ、移住農家の投資は一層好轉すべきにより農業移民の有望なることは農學理論の餘地のないことである。

自衛移民

拓務省の特別の農業移民は大規模の本格的農業移民を行ふまでの試験移民で最初武裝進軍を入植したので自衛移民又は武裝移民と稱される。昭和七年、八年に各五百名、昭和九年、十年に各三百名、計千六百名の入植を見たが、何分最初の試みで幾多の豫期せざる困難に逢着した上に屢々匪賊の害を蒙り、除名、脱退者等も少くなかつたが、移民團全體としては堅忍不拔、大體に於いて當初の目的たる滿洲邦農移民の實驗的役割を果した。拓務省は一集團毎に農事指導

移民—邦人移民

員および警備指導員を配屬せしめ更に移住定着に必要な補助金を左のごとく交付してゐる。

家賃	二〇〇圓	(内 大人八〇圓 二人)
薪費	七五圓	
農具	一五〇圓	
住居	二五〇圓	
被服	三〇圓	
生活費	八五圓	(一ヶ月五圓)
計	七九〇圓	

この他小學校、醫療施設費、共同宿舍、共同浴場、共同團庫の建設費等共同設備の頭朝りを加へれば一戸當り國庫補助金は約一千圓である。

第一次滿鐵村 事變の餘蘊未だ収まらぬ昭和七年十月、滿洲開拓の希望に燃へた五百名の所謂「武裝移民」が松花江を流下して三江省佳木斯に上陸、翌年二月佳木斯の東南約十四里の永豐鎮に入植したが、對滿集團移民の先驅である。此地は北緯四十六度の高緯度にあるが、北滿の常として、四月の解氷期以後は氣温急速に上昇し日照時數大なる爲めに農作上には有利である。無霜期間は一二〇日内外、最高氣温は三一度前後、最低は零下三七度内外、年降雨量は五六〇耗前後である。表土は腐植質に富む壤土で地味は一般に肥沃であり、地

區は四方を丘陵性の山岳に圍まれた中央盆地で、區内には潤葉樹よりなる粗林がある。交通は入植當時は非常に不便であつたが、昨年末國佳線(國門、佳木斯間)全通して地區内を貫通し著しく便利となつた。彌榮村役場、彌榮共助組合、小學校、病院其他の共同施設は全部、移住地西端、彌榮鎮彌榮鎮のある永豐鎮部落(王家崗とも云ふ)に設置されて居る。此部落は事變當時は殆んど荒廢に瀕して居たが、移民團が入植し治安が確立されるに至つて繁榮に赴き現在三百餘戸の集團部落を形成して居る。

第二次千機郷 國佳線は本地區の中央より稍東寄りの地點を南北に貫いて居り、第一次彌榮村の南方八里に位置し緯度に於ては彌榮村と大差はないが高度に於て五十米内外低く且つ四方開闊なる爲め、無霜期間は彌榮村より約十日長い。本移民團は、當初現在地區の東南方約四、五里の七虎力地方に昭和八年七月入植したのであるが、翌九年三月七龍山事件の影響を受けて今の湖南營地區に移轉して現在に及んで居る。此地は入植前から開墾が比較的進捗して居た爲め、地區内先住者たる滿人數も相當多數に上つて日滿雜居の姿を呈し、滿人農家の非常に少い彌榮村地區と好個の對象をなして居る。千機郷、千機農産加工組合、

病院學校其他の共同産業施設の有る湖南營部...

第三次移民團の開拓組合 第三次移民團の入植地たる...

所在地たる綏遠があり又克魯河より東方約二十町を距て...

第四次哈達河移民團 本地區は、前記の基子河地區の東方に隣接し...

依つて良く開拓された地方であつて、他の諸條件は第四次地區と大差ない...

呼倫貝爾開拓組合 前記鏡泊湖團が事業に行詰りを生じた際、團生の中約二十名が...

安保持並産業開墾を目的として、國庫の兩側帯狀地帯に入植し...

天理教村 天理教團青年會が哈爾濱郊外阿什河の東亞勸業實收地を譲り受け...

Table with columns: 移住地別, 入植時, 現在, 人口数, 耕作面積, 反別, 食糧, 自生生産物. Includes data for various settlement groups like 第一次 鏡泊湖村, 第二次 千振村, etc.

移民—邦人移民

昭和十一年各移住地主要作物耕作面積

移住地別	第一回		第二回		第三回		第四回		合計
	面積(町)	割合(%)	面積(町)	割合(%)	面積(町)	割合(%)	面積(町)	割合(%)	
水田
大豆
小麦
粟
黍
高粱
其他
合計

昭和十一年各移住地主要作物作柄状況

移住地別	第一回		第二回		第三回		第四回		合計
	作柄(町)	割合(%)	作柄(町)	割合(%)	作柄(町)	割合(%)	作柄(町)	割合(%)	
水田
大豆
小麦
粟
黍
高粱
其他
合計

満洲拓植公社 満洲拓植株式會社は、我が對滿移民の助成機關として設立せられたものであつたが、百萬戸移住計畫の樹立せらるゝに及び、右會社は其の規模などに於て、この重要使命遂行の目的を達成するに充分でないで、日滿兩國政府は、その規模に於て百萬戸移住國策の遂行に備へ政府の緊切なる庇護の下に鞏固なる基礎を有し、兩國政府協同の監督の下に立つ日滿合辦の移民助成機關を設立することを必要と認められた。依つて兩國政府は其の具體的方法につき、審議を重ねたが、満洲拓植株式會社を改組擴充する精神の下に、條約を以て日滿兩國の協同の移民助成會社を設立するの議案が満洲拓植公社設立に關する協定を締結することとなり、審議を重ねた結果昭和十二年八月二日右條約が兩國間に締結せらるゝに至つた。なほこの満洲拓植公社に對する日滿兩國政府の監督を合理適正ならしむるため、新京に兩國政府より任命せらるゝ委員及隨員を以て構成せらるゝ満洲拓植委員會を常設することとなつた。(満洲拓植公社及滿洲拓植委員會の構成その他に付ては、後記滿洲拓植公社の設立に關する日滿兩國政府の協定文参照)而して右協定に基き爾來設立の準備中であつた満洲拓植公社は設立に關する一切の手續を終つて、八月三十一日成立し、九月一日より業務開始の運となつたと同時に、満洲拓植株式會社は満洲拓植公社に買收せらるゝこととなり、清算手續を完了した。また満洲拓植委員會については、九月一日兩國政府より委員及隨員の任命委嘱あり、同日その事務機關たる事務局を構成する委員の選任、委員會規程及滿洲拓植公社に對する監督命令の審議決定を了し、且つ委員會規程は同日附兩國政府の認可があつたので直ちに事務を開始することとなつた。

満洲拓植公社

満洲拓植株式會社は、我が對滿移民の助成機關として設立せられたものであつたが、百萬戸移住計畫の樹立せらるゝに及び、右會社は其の規模などに於て、この重要使命遂行の目的を達成するに充分でないで、日滿兩國政府は、その規模に於て百萬戸移住國策の遂行に備へ政府の緊切なる庇護の下に鞏固なる基礎を有し、兩國政府協同の監督の下に立つ日滿合辦の移民助成機關を設立することを必要と認められた。依つて兩國政府は其の具體的方法につき、審議を重ねたが、満洲拓植株式會社を改組擴充する精神の下に、條約を以て日滿兩國の協同の移民助成會社を設立するの議案が満洲拓植公社設立に關する協定を締結することとなり、審議を重ねた結果昭和十二年八月二日右條約が兩國間に締結せらるゝに至つた。なほこの満洲拓植公社に對する日滿兩國政府の監督を合理適正ならしむるため、新京に兩國政府より任命せらるゝ委員及隨員を以て構成せらるゝ満洲拓植委員會を常設することとなつた。(満洲拓植公社及滿洲拓植委員會の構成その他に付ては、後記滿洲拓植公社の設立に關する日滿兩國政府の協定文参照)而して右協定に基き爾來設立の準備中であつた満洲拓植公社は設立に關する一切の手續を終つて、八月三十一日成立し、九月一日より業務開始の運となつたと同時に、満洲拓植株式會社は満洲拓植公社に買收せらるゝこととなり、清算手續を完了した。また満洲拓植委員會については、九月一日兩國政府より委員及隨員の任命委嘱あり、同日その事務機關たる事務局を構成する委員の選任、委員會規程及滿洲拓植公社に對する監督命令の審議決定を了し、且つ委員會規程は同日附兩國政府の認可があつたので直ちに事務を開始することとなつた。

満洲拓植公社の設立に關する協定

大日本帝國政府及滿洲帝國政府は兩國協力を以て滿洲國に於ける移住を助成し滿洲國國土の開発を爲し以て兩國間の緊密不可分の關係を益々鞏固ならしめん事を希望し、之が爲日滿合辦の株式會社を設立するの必要なるを認め茲に左の條款を訂立せり。

- 第一條 日滿兩國政府は協力して日滿合辦の株式會社を設立せしめ滿洲國に於ける開拓移民の助成に關する事業を經營せしむるものとす
- 前項の株式會社は満洲拓植公社と稱す
- 第二條 満洲拓植公社(以下公社と稱す)の資本は滿洲國幣五千萬圓とす但し日滿兩國政府の認可を受け之を増減することを得
- 公社は株金全額拂込前と雖も其の資本を増加することを得
- 第三條 公社の株式は記名式とし日滿兩國の政府、公共團體若しは國民又は兩國の法令の何れかに依り設立したる法人にして社員、株主若しは業務を執行する役員は半數以上又は資本の半數以上若しくは議決權の半數が兩國の國民又は法人以外の人に屬せざるものに限り之を所有することを得
- 公社の各株主は一株に付一個の議決權を有す
- 第四條 公社に總務一名以て理事及監事若干名を置く
- 總務は公社を代表し其の業務を總理す
- 理事は總務があるときは其の職務を行ふ
- 監事は總務を輔佐し公社の業務を分掌す
- 第五條 公社の總務及理事は日滿兩國政府之を任命す

移民—邦人移民

移民—邦人移民

總務の任期は五年、理事の任期は四年、監事の任期は三年とす。
第六條 公社は其の積込たる株金額の十倍を限り社債を發行することを得。
第七條 公社の利益分配は公正なる一定率を超えざるものとす。
第八條 滿洲國政府は公社に對し登録税、法人營業税、製税、木税及牲畜税を免除す。
第九條 滿洲國政府は移住者が公社より土地の分譲を受けたる場合移住者に對し製税を免除す。
第十條 公社は移住者に對し製税を免除し、貸付又は之の權利の移轉(相續)に因る場合を除く、貸付又は之に對する物權の設定若しくは質押(相續)に因る場合を除くは公社の承諾を得るに非ざれば其の效力を生ぜず。
第十一條 日滿兩國政府は公社の業務を監督す。
第十二條 日滿兩國政府は公社の決議又は役員が行爲にして本協定、兩國の法令若しくは公社の定款に違反し、公益を害し又は監督命令に違反したるときは其の決議を取消し又は役員を解任することを得。
第十三條 公社の毎年度の算計書及決算は日滿兩國政府の認可を受くべし。
第十四條 公社の定款の変更、監事の選任及解任に合併及解散の決議は日滿兩國政府の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず。

其效力を生ぜず。
第十四條 日滿兩國政府は公社の業務の監督を爲さしむる爲め滿洲國新設に滿洲拓殖委員會を設け、委員の組織及運用に付ては本協定附屬書の定むる所に依る。
第十五條 委員會は公社の業務の監督上必要なる命令を爲すことを得。
第十六條 委員會は第二條第一項俱書、第六條第二項、第十三條第一項及第二項の認可、第六條第三項の保證に第十二條の決議の取消及役員解任に付日滿兩國政府に其の意見を具申することを得。
第十七條 委員會は必要に應じ滿洲國に於ける移民に關する一切の事項に付日滿兩國政府に建議することを得。
第十八條 委員會の經費は日滿兩國政府に於て均等に之を分擔するものとす。
第十九條 公社に付ては本協定に定むるもの、外日滿兩國政府間に別に定むる所に依るものとす。
第二十條 日滿兩國政府は夫々十五名の設立委員を命じ兩國政府監督の下に公社設立に關する一切の事務を處理せしむるものとす。
第二十一條 設立委員は定款を作り日滿兩國政府の認可を受けたる後株主を募集するものとす。
第二十二條 設立委員は株主の募集を終りたるときは株式申込額を日滿兩國政府に提出し公社設立の許可を申請するものとす。
第二十三條 設立委員は株主の募集を終りたる時は通商なく創立總會を召集するものとす。
第二十四條 創立總會は設立委員は其の事務を公社に引渡すものとす。
第二十五條 本協定は署名の日より實施せらるべし。

本協定の正文は日本文及滿文とし日本文及滿文と滿文との間に解釋を與にすときは日本文及滿文に依り之を決す。
右解釋として下名は各本國政府より正當の委任を受け本協定に署名捺印せり。
昭和十二年八月二日即ち西曆四年八月二日新京に於て本書二通を作成す。
滿洲帝國駐日大使 滿洲國駐日大使 附屬書 滿洲帝國國務總理大臣

一、滿洲拓殖委員會の委員は十二名とし日滿兩國政府は各六名を任命し相互に之を通報すべし。
日滿兩國政府は必要に應じ協議の上各同数の臨時委員を任命することを得。
委員又は臨時委員事故あるときは其の代理者に付滿洲帝國駐日大使日本帝國駐滿大使滿洲帝國國務總理大臣相互協議の上之を出頭せしむることを得。
臨時委員の會長は委員中より之を互選す會長事故あるときは委員中より其の代理者を互選す代理者は會長の名に於て其の職を行ふ會長は委員會を代表し且會議の議長と爲る。
委員會の議事は過半数を以て之を決す可否同数のときは會長の決する所に依る。
會長は委員として議決に加はることを妨げず。
委員會は滿洲拓殖委員會事務局を置き委員會の常務を處理せしむ。
事務局は委員會に於て選任する委員若干名及前項の事務局は委員會に於て選任する委員若干名及事務局員を以て之を構成す。
事務局員局長を置き局長は前項の委員中より會長之事務局に局長を置き局長は委員會を代表し且之を命ず。
五、委員會は日滿兩國政府の承認を経て其の規則を定む。

組織 昭和十二年九月二十一日附を以て正式認可を得た滿洲拓殖公社新機構の内容は一室、三部、十三課制で、専ら現場機關の充實に重點を置き國策遂行に遺憾なきを期したものである。その機構の要綱は左の通りである。
一、總務部は公社を代表しその業務を總理し、理事は總務を補佐し會計業務を分掌す。
二、本會は總務部及左の各部を置く。
三、總務部、經營部、管理部。
四、總務部は文書、人事、經理、企業、訓練、調査、物品の出入、保管及營造物の管理に關する事項並に他の主管に關する事項を管理す。
五、經營部は移住地の調査及建設に關する事項並に社用營造物の設計及工事に關する事項を管理す。
六、經營部は移住地の經營及助成に關する事項を管理す。
七、管理部は移住地の調査、取得、管理及處分、管理地の改良に關する事項を管理す。
八、東部に支社を置き支社長は理事又は社員を以て之に充つ。
九、業務上必要の地に事務所を置くことを得。
十、移住に關する訓練をなすため訓練所を設け、これを管理す。

▲本社各部機構
○總務部(總務課、經理課、企業課及秘書課)
○建設部(庶務課、建築課、土木課)
○經營部(經營課、金融課、購買課、自由移民課)
○管理部(土木課、整理課、管理課)

移民—邦人移民

出資内訳と役員
○出資内訳 日本政府一千五百萬圓、滿洲國政府一千五百萬圓、滿洲一千萬圓、東拓三百七十五萬圓、三井五百萬圓、三菱二百五十萬圓、住友二百五十萬圓、計五千萬圓。
○役員 總務課長上原二、理事李銘書、生駒長隆、安江好治、花井前治、重事山田直之助、藤原。
滿拓公社の移民計畫 先づ北滿の商租地百萬町歩に大量の移民を入植させる事とし大要次の事業計畫を立てた。即ち商租地百萬町歩の内移民に分配し得べき面積は約八十萬町歩と推定されるが移民一戸當り二十町歩を分配すれば三萬八千戸の入植が可能である。だが之が爲に商租地内の先住滿洲人の殆んど全部を立退かせる事は民族協和の精神に反するのみでなく、日本移民もために雇傭勞力の不足等の不便が少くないとの見透しから、適當に滿洲人部落を殘置する事とし、分譲可能面積約八十萬町歩の中四十萬町歩を日本移民に充當し、殘餘の約四十萬町歩に滿洲人の小作農を入れる事とし日本移民の入植を左の如くに豫想した。

第一年度 (昭和十一年度) 五〇〇戸
第二年度 (昭和十一年度) 九〇〇戸
第三年度 (昭和十二年度) 一、五〇〇戸
第四年度 (昭和十三年度) 一、八〇〇戸
第五年度 (昭和十四年度) 二、一〇〇戸
第六年度 (昭和十五年度) 二、一〇〇戸
第七年度 (昭和十六年度) 二、四〇〇戸
第八年度 (昭和十七年度) 二、七〇〇戸
第九年度 (昭和十八年度) 三、〇〇〇戸
第十年度 (昭和十九年度) 三、〇〇〇戸
合 計 二〇、〇〇〇戸
即ち二萬戸の日本移民を入植せしむる事とし、一戸平均二十町歩(註)の土地を分譲し、なほ所要資金二千六百萬圓を融通する目論見である。
(註) 北滿に於ける農業經營環境によれば一戸當り二十町歩の内十町歩を牧畜八町歩を耕作、二町歩を水田とする事になつてゐる。
百萬人移住計畫
關東軍、滿洲國、滿鐵、滿拓等各關係機關は十年度度々移民會議を開き所謂大量農業移民計畫を決定したが豫算十八億圓を投じ二十箇年に百萬戸、五百萬人を北滿洲に入植せしめやうと云ふのである。昭和十一年八月十三日の拓務省豫算省議では「滿洲移民二十箇年百萬戸五百萬人移住計劃初年度五萬人(一萬戸)移住に要する經費」として九百萬圓を計上した。
一、目 標
滿洲に對する内地人農業移民は既に二十箇年間に約百萬戸(五百萬人)を目標として入植せしむるものとす。
二、移民委員
移民委員は日本内地に於ける農漁山村の狀態都市失業者の狀態などを考慮の上思想實際身體健康なる者

移民—鮮農移民

より之を決定するものとす

- 三、移民要地
 - 1 三江省地帯 三百萬町歩
 - 2 小興安嶺南麓地帯 百萬町歩
 - 3 チチハル北、松花江上流地帯 二百萬町歩
 - 4 遼河愛爾地帯 五十萬町歩
 - 5 遼河愛爾地帯 二十萬町歩
 - 6 遼河愛爾地帯 八十萬町歩
 - 7 大興安嶺地帯 五十萬町歩
 - 8 遼河下流地帯 五十萬町歩
 - 9 遼河下流地帯 五十萬町歩
 - 10 三河地帯 五十萬町歩
 - 11 西遼河上流地帯 五十萬町歩

四、移民の区分

- 移民は之を區別して政府の補助厚くその直接取扱にかかる移民(甲種移民)と政府の補助薄く主として民間によりて行はるる移民(乙種移民)との二種となす
- 五、移民の入口
 - 1 甲種移民と乙種移民との配置は移民地の状態と經濟的狀態によりて異なるべきも原則として甲種移民を要所に配し乙種移民の入口を容易ならしむるものとす
 - 2 移民は便宜上五箇年を一期とし甲種移民と乙種移民とを適當の比率の下に概々次の如くに入植せしむるものと決定す

第一期	十萬戸
第二期	二十萬戸
第三期	三十萬戸
第四期	四十萬戸

六、移民の助成

- 1 政府は甲種移民に對しては該款費其家屋及び土地購入のため一戸當り概ね一千元以内の補助をなすものとす右補助額は成し得る限り逐次之を減するに努めるものとす
- 2 政府は乙種移民に對し運賃土地購入のたのみの當り概ね三百圓以内の補助をなすものとす乙種移民に對しては右政府の補助の外成し得る限り民間よりの補助を促進するに努めるものとす
- 3 滿洲拓殖公社は移民に對して低利資金の融通をなすものとす

第一期計畫

- 右の第一期計畫第一期十萬戸入殖豫定を更に細別し第一期第一年移民豫定を現地側では次の如く決定した
- 一、移民は區別して甲種移民(官行移民)と乙種移民(自由移民)とし、甲種移民を細別して基幹移民と一般移民とす
- 二、入植内訳
 - 甲種移民 七千戸
 - 乙種移民 一千五百戸
 - 丙種移民 一千五百戸
- 三、主として三江省及龍江省地帯に入植
- 四、入植時期 昭和十二年四月上旬
- 五、政府補助
 - 甲種移民 昭和十三年三月上旬
 - 乙種移民 概ね右に同じ
- 六、自由移民 概ね右に同じ

三五四

に交付せず、尙この外農業牧畜等々の指導員を遣はし、病院學校等の經營をなし之が經營に對し政府は補助金を交付す

鮮農移民

沿草 明確な數字ではないが事變前までに六、七十萬人の鮮人が滿洲に移住してゐた。彼等は支那人の不得手とする水田經營に熟達してゐたので多く水邊に據つて水田を拓き滿洲の米作が今日の發達を見たのはその功績による。然るに支那側では水田經營の有利を見て壓迫を加へ事變前の在滿鮮農は悲惨な地位にあつた。滿洲事變勃發の重要な誘因の一に數へられてゐる萬寶山事件の如きも鮮支衝突の好例である。事變後、朝鮮國內の人口過剩と生活難の自然的狀態は彼等を滿洲へ滿洲へと驅り立ててゐる現狀なのでその統制と秩序ある發展をなさしむる對策は急務とされ朝鮮總督府では朝鮮の特殊事情に鑑み拓務省とは別個に昭和三十二年より向ふ十箇年乃至十一年の繼續事業として經費約五千萬圓を計上して鮮農の北滿移民を企て、又滿洲事變當時兵隊のために生活手段を奪はれた鮮農に對して總督府が資金の一部を支出して安全農村を設定し東亞勸業會社をして經營させてゐる。しかしこれのみでは不十分なので鮮農

滿洲移民のための特殊會社として鮮滿拓殖會社及滿鮮拓殖會社の設立を見た

滿洲移民半島人の戸口總數に就ては、外務省東亞局、朝鮮總督府、滿鐵其他各機關とも其の調査區々として、正確な數字を擧げること頗る困難であるが、其他の資料と照合してみると大體百萬内外と見るのが最も妥當であらう。

而して在滿半島人の分布概況を見れば、間島省の四十七萬を筆頭に、奉天省十一萬二千、安徽省十一萬、瀋陽省九萬、吉林省六萬七千、三江省二萬、龍江省六千、錦州省二千八百、黑龍省及熱河省は各八百、興安各省は何れも二、三百名内外で、その約九割は農業に従事してゐる。

なほ間島省及東遼道方面に古くから移住してゐる鮮農の大多數は其等地方地主の小作人に過ぎずして、致々營々として開墾耕作をして、其の收穫の大部分は地主の掌中に歸し、さなきだに赤貧洗ふが如き上に、當初借入れた農耕資金及食糧費等に對する法外なる高利に依つて絶えず追及され、最低月五、六分から吉林農地の如きは一割五分乃至二割といふ暴利をさへも喫せしめられてをり、移住鮮農の多數は宛然、地方地主の搾取對象たるやの趣を呈してゐる。

安全農村 事變後の兵匪と昭和七年の大

移民—鮮農移民

洪水により水田開拓を放棄し避難する鮮農が多かつたので朝鮮總督府は之等の避難民に對し原住地歸還其他移住地の斡旋等に努め尙殘餘の者及び鮮内よりの移住者の一部のため恒久的な安住地を與へ且自作農たらしめるため拓務省、關東軍、大使館、滿鐵等の協力を得て左の四箇所に安全農村を設立、所用資金の三分の一を總督府より東亞勸業會社に補助して同社をして建設に經營に當らせてゐる。

- (1) 營口農村(營口縣田庄堡附近) 昭和八年五月の設立に當り、現在約一千戸を收容、一戸當り水田二町四反を耕作せしめてゐる。
- (2) 綏化農村(滿北道綏化縣四方日本里) 昭和九年一月、北滿に散在する朝鮮品物賣の轉業者を收容する目的で設立に着手され、同年四月以來入村した者現在二八五戸であるが、水田一千町歩に四〇〇戸を收容する豫定となつてゐる。
- (3) 龍石山農村(滿鐵龍石山西方日本里) 昭和七年度は一九〇戸を收容したが、八年度に二二三戸となり、九年度は二四二戸に増加し豫定計畫の二五〇戸に達せんとしてゐる。耕作面積は約七〇〇町歩で、一戸當り水田二町四反を耕作せしめてゐる。
- (4) 河東農村(龍江省密山縣河東村) 日本里中) 本農村は昭和八年三月設立されたもので、收容戸數は先住者を加へて現在八五二戸、昭和十年春には豫定の一千戸に達し耕作面積は二千町歩水田で一戸につき二町歩を耕作してゐる。

滿鮮拓殖株式會社

安定を圖り漸次自作農たらしめ將來滿鐵農村たらしめんとするもので、經營の主體は朝鮮人民會で總督府及領事館が監督指揮に當り創設費九萬六千圓を以つて昭和八年九月第一次九箇部落を建設した。然るに右の第一次集團部落建設の地方治安に及ぼした效果は大きかつたので關東軍では第二次建設を提唱し九年度總督府と協同の結果、經費十三萬三千圓を以つて十六箇部落を建設、十年三月には更に九萬五千七百六十二圓の豫算で第三次の部落建設を行つた。

朝鮮拓殖株式會社

- 一、命令に依り設立する特殊會社として朝鮮總督府之を監督す
- 二、資本金貳千五百萬圓(第一回總額八百萬圓) 此價は増込金の三倍を限度として之を募集し得
- 三、役員(總額二宮治重、渡邊龍子、木村通、岡田松島、理事渡邊得司郎、高元昭)

滿鮮拓殖株式會社

- 一、滿洲國政府の命令に依る特殊法人とす
- 二、資本金壹千五百萬圓(第一回總額七百五十萬圓) 此の資本金は滿鮮拓殖株式會社より出資す
- 三、役員(總額拓殖株式會社役員の委任とす)

滿鮮拓殖株式會社の株式一千株以上の額當先は左の

廻りである。
 東拓一〇〇、〇〇〇株、滿鐵一〇〇、〇〇〇株、殖産六〇、〇〇〇株、郵政四〇、〇〇〇株、生保監會二一、〇〇〇株、三井合名二五、〇〇〇株、三菱合名二五、〇〇〇株、住友合名一六、〇〇〇株、興業大橋二〇、〇〇〇株、河野一、二〇〇株

滿鮮拓殖の移民事業 會社及公司の定款上に示された事業は前述の通りであるが、實際上滿洲に於て公司の主力を注いでゐる事業は、(一)朝鮮よりする新規移民の入植統制、(二)在滿既住鮮農の統制集結、(三)在滿既住小作鮮農に對する自作農創定である。

(一) 新規移民の入植統制 本事業の根本を爲す處の管農を目的として入滿する朝鮮人移民の收容戸數は、概ね年一萬戸以内とする滿鮮間の協定であつて、右の爲間島、東邊道の二十二縣を以て之が指導獎勵地域と定められてゐる。

本年公司是手始めとして三月中旬より同月中旬に互り開島省安圖、汪清、延吉三縣及奉天省營口縣に總計三、三三九戸、一一、一四九人を三十五部落に入植せしめた。

管	別	部落數	戸數	人員
安圖	別	三	一三三	五三六
汪清	別	三	一三三	五三六
延吉	別	三	一三三	五三六
營口	別	三	一三三	五三六
計		一二	四九九	二〇〇〇

針を執り、土地代、家屋建築資金等部落建築に要した費用は、收容鮮農が農耕に着手し收穫が擧げ得るやうになつた年から二十箇年以内の期限で年賦償還させる豫定である。

(二) 在滿鮮農の集結統制 現在北滿殊にソ滿國境附近に分散居住したり、或は一定の居所もなく常に各地に浮動してゐる鮮人を國防乃至治安上の必要に基き漸次適當なる一定の地區に集結せしめやうとするものであつて、之が爲公司是此種鮮農を收容すべき必要なる土地を買收し、本年四月中旬より同五月中旬に互り此種鮮農を集結移植せしめたが其の部落と戸數は次の通りである。

管	別	部落數	戸數	人員
大	別	一〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇
王	別	一〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇
計		二〇	二、〇〇〇	六、〇〇〇

尙ほ此種鮮農の集結統制は今後とも繼續施行する筈であつて、之が爲には前記開島省及舊東邊道二十三縣の外別に左記各省に互り十六縣が統制集結の縣として指定せられてゐる。

奉天省：開原、鐵嶺、西安、西豐の四縣
 吉林省：永吉、磐石、敦化、雙陽、懷德、舒蘭、柳

牡丹江省：寧安の一縣
 浙江省：嵊縣、餘姚の一縣
 安徽省：壽縣、淮南の一縣
 更に此項の中に加へて數ふ可き左記三種の農場經營がある。

(イ) 直營農場 本農場は公司が直接小作人をして耕作せしめ、あるもので、表示すれば次の通りで、前の四省は公司が買收せる元東亞細亞株式會社に依り既に經營せられたるものである。

農場別	收容戸數	作付面積	價額
吳宗	鮮人 一〇	水田 一、〇〇〇	一〇、〇〇〇
公太	鮮人 一〇	水田 一、〇〇〇	一〇、〇〇〇
通牛	鮮人 一〇	水田 一、〇〇〇	一〇、〇〇〇
大牛	鮮人 一〇	水田 一、〇〇〇	一〇、〇〇〇
計	鮮人 四〇	水田 四、〇〇〇	四〇、〇〇〇

(ロ) 管理土地 本土地は面積、地味、治安及交通等の關係上、本公司的直營を見るまでに至らない土地であつて、札幌特設三、八八〇町、東邊道二七、五四〇町、西開島一〇、三九七町、開島九、二六三町、大孤山一、九三六町、利興一、四三二町を初め十七箇所を通じて總面積九二、九二九町あり、此種管理土地は場所によつて駐在員又は管理人を置いて物換或は金換による小作契約に附して居り、現在利用中の面積は約七、三〇〇町歩であるが、將來は土地改良等積極的經營を施して公司直營農場とする方針である。

(ハ) 安全農村 本農村は滿洲事變及北滿大水害に

新築落成の三越



大連 常盤橋
三越 電話代表 ③1851



ルークバルカ・ルーク
台座をルークド・ヨ及び 劑菌殺の許特賣專

クラブ 歯磨

ムシ歯を防ぐ!
強力殺菌劑配合の
爽快な薬用歯磨

既の特許の殺菌劑クロール・カルバト
ロール及びヨードチモールの素晴らしい
殺菌力はムシ歯や口臭の原因とな
る口内の諸バイキンを死滅一掃して口
腔を完全に清潔にします。

證券募集引賣
人絹麻袋受買
綿糸綿布要
滿洲重引
物産取介
賣買仲介

大連取引所取引人
大連株式商品取引所取引人

三 株式會社

山田商店

大連市奥町十六番地

證券部 事業部 保險部

株式會社 **東裕公司**

取締役社長 **首藤 定**
大連市山縣通り十八番地大倉ビル内

受信略號
發信略號
電話

代表	番	市	專	部
(二)五二五七番	(二)五二五八番	(二)五二五九番	(二)六七三三番	(二)七二二八番
(二)七二二九番	(二)七二三〇番	(二)七二三一番	(二)七二三二番	(二)七二三三番

王子製紙株式會社製品滿洲一手販賣
 鴨綠江製紙株式會社
 六合成造紙廠製品一手販賣

大連市山縣通一四七番地



日本洋紙株式會社

出張所 大阪、新京、安東

大連市若狹町四〇番地

電話 長二二三二八九番
 振替 口座大連六八一八番



株式會社

島津製作所大連出張所

物理學及化學諸器械
 一般測定用精密器械
 化學工業用諸器械
 蓄電池及充電裝置
 各種醫療器械
 各種科學儀器
 各種工業用各種機械
 各種科學儀器
 各種工業用各種機械
 各種科學儀器
 各種工業用各種機械

本店 京都市中京區河原町二條南
 支店 東京、大阪、名古屋、札幌
 出張所 奉天、新京、安東

本店 營業科目

東京市麴町區丸ノ内二丁目四番地

物品販賣業、問屋業、運送業
 仲立業、代理業、製造加工業
 工業請負業・上記各營業ニ附帶スル事業・竝ニ保險代理業

大連市山縣通



三菱商事株式會社大連支店

電話代表本局二一八一五一番

主要取扱商品
 大豆・豆粕・雜穀・豆油・硫安・麥粉・砂糖・セメント・木材・石油・重油・機械油類・一般金物・電機其他一般機械類

出張所
 哈爾濱道裡水道街三七
 新京中央通二三三號ビル内
 奉天浪速通三三九

出張員
 營口新市街平和街一六の二
 安東驛前二四

土木建築請負業

本店
支店
營業所
工作所

大阪市東區京橋三丁目七五番地
東京、橫濱、名古屋、福岡、京城
京都、神戸、金澤、靜岡、廣島、仙臺、臺北
大阪、東京

大連市東公園町三五番地



株式會社

大林組大連支店

電話代表員(2) 一一七一番

奉天出張所
新京出張所
哈爾濱出張所
鞍山出張所
牡丹江出張所
承德出張所
天津出張所
大連工場
奉天工場

奉天加茂町一六番地
新永樂町三丁目五番地
哈爾濱新市街長官公署街九番地
鞍山北二條町六番地
濱江省寧安縣牡丹江圓明街
承德德縣路七七號街
天津特別第三區六緯路七〇番地
大連市三春町三〇番地
奉天西區南三路二二番地

電話二一四一
電話三二六八〇番
電話五一七〇番
電話七八三番
電話二二三番
電話一一八番
電話三二九七〇番
電話三一四一二番
電話四〇四四番

清米酒穀卸小賣

大連市若狹町



合資會社

志摩洋行

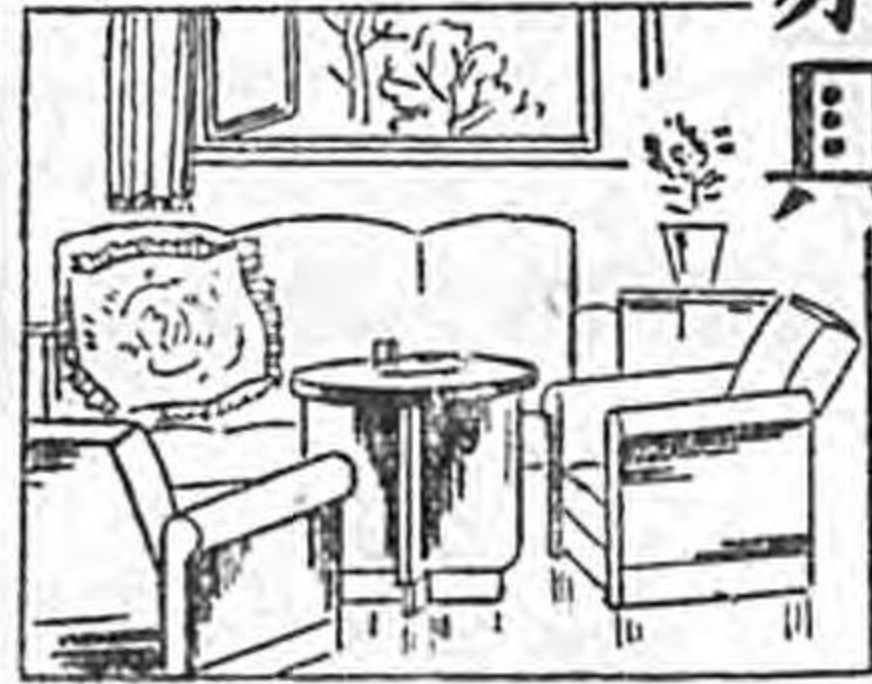
電話 米部 2・四三四六番
酒部 2・三三六九番

志摩泉釀造元

志摩釀造合資會社

營業所 大連市若狹町一八
電話 2・三二六九番
工場 大連市三春町

家具



應接用組椅子
洋服 算 筒
和服用 桐 算 筒
本箱・書棚
机・椅子類
茶棚・鏡臺
カーテン・窓幌
別に設計・製作も致します

カノン洋家具店

大連 連鎖 市街

電話 三三二一

標商録登
清水式精米機
 陸軍糧秣本廠御付並二推獎
 農林省比較審査
 甲位入選

特許最新型の特徴

- 一、能率倍加
- 一、胚芽好適
- 一、搗減半減
- 一、發熱皆無



清水式精米機に昇降機及除糠機を取付けたる圖

製造廠賣元
東京市神田區五軒町三
清水商會

電話下谷 一六八〇番
五九三四番
辰橋東京二〇七〇〇番

(説明書進呈)

四、滿洲國中原地開墾不能者に對する恒久的安定策、且滿洲國內に於ける半島人自作農地を目的とする集積農地の先驅として、朝鮮總督府の指導補助財團東洋、滿洲國政府其他各方面の援助の下に東亞農業會社が昭和七年建設經營し、公司に於て昨年之を繼承會社として經營を續けつゝ、あるもので、表示すれば次の通り五箇農地であつて、農地の水田である。

安全農地買入一覽

(康徳四年六月現在)

農地名	戸數	面積	備註
三河	一、〇〇〇	一、〇〇〇	第一回買入
東口	一、〇〇〇	一、〇〇〇	第一回買入
津浦	一、〇〇〇	一、〇〇〇	第一回買入
三河	一、〇〇〇	一、〇〇〇	第一回買入
東口	一、〇〇〇	一、〇〇〇	第一回買入
津浦	一、〇〇〇	一、〇〇〇	第一回買入

是等の安全農地は近時に漸く安定向上して來たから、當初の目的に即り康徳四年度より各農地の買入に即して十五年以内の年賦償還による自作農地を開始した。

(二) 小作鮮農に對する自作農創設 本施設は滿州國の地主の小作人となつてゐる數十萬の鮮農が土地の安定を得ず、且地主の搾取に苦しんでゐるので、之を其儘放置することとは鮮人をして滿洲國の健全なる構成分子たらしむる所以でないとして考慮せられたものである。乃ち是等鮮農が現に小作農耕してゐる田地を公司に於て地主から買收し、之を適當な年賦償還の方法で彼等に譲渡し、以て彼等を自作農として安定せしめ

移民—鮮農移民

る事業であつて、公司本來の重要事業の一つであらねばならぬ。

本事業は全然公司の創始に係る事であつて、今春來着手した計りであるから、今日まで既に該種の土地買收に投下貸付けた金額は奉天省馬梁溝を初め未だ十七萬餘圓に過ぎないが、間島省、吉林省其他各省に互り目下進捗中であり、年内の投下資金は約百五十萬圓に達する見込みである。

金融事業 金融事業は朝鮮人營農資金の貸付が主である。而して公司の農場に居住する者に對しては公司直接之を貸付け、其他の地に居住する者に對しては、滿洲金融合作社法に依つて統制せられてゐる金融會聯合會を通じて貸付ける。その金額は昨年度二〇二萬圓、本年度三一五萬圓であるが、將來公司の農場擴大を見るに従つて、此の金額も増加する譯である。

教育及衛生施設 在滿鮮人の教育に就ては朝鮮總督に於て多年獎勵援助し來りたる處にて、康徳三年に於ける在滿鮮人の教育施設を表示すれば次の通りである。

(註) 以上の中には營口等安全農地に於ける學校を含む。

新規入移植の各部落に對しては迫て滿洲國政府に於て教育施設を爲す可きも、公司に於て應急の施設を爲しつゝある。在滿鮮人の醫療衛生施設に就ても遠く明治四十年統監府時代、間島省龍井村に間島慈惠醫院を設けたるに始まり、其後大正七年之を朝鮮總督府の直營に移し、爾來總督府は毎年三萬圓内外の補助金を交付して來た。右の外間島地方並滿洲に於ては有資格の醫師及現地開業醫を朝鮮人民會に囑託醫として配屬し、所要經費は民會を通じて補助し、康徳元年に於て其數四四箇所、一箇年間の治療患者約七萬人(延人員十六萬人)を算してゐる。

公司としても新規入移植の各部落に對しては適當な診療所若くは囑託醫の配屬等夫々適當なる施設を開始してゐる。

附屬事業 其他會社及公司是移民事業に附帶若くは關聯する如何なる事業をも爲し得るのである。寒冷期の長い北滿方面の鮮農の爲には殊に副業を奨励する必要あり、牧畜、養蠶、養鶏、製糖工、烏拉草の加工其他適當なる副業を指導獎勵して農閑期の利用を兼ねて彼等の収入の増加を畫つてやることは特に必要であらう。

教育宗教出版



滿洲國側の教育

滿洲國文教の府は文教部であつたが康徳四年七月一日の行政機構改革に伴ひ文教部は廢止され、文教の事は新設の民生部教育司に於て掌られることになつた。康徳四年に於ける滿洲國教育界の注目すべき事項は五月一日の新學期公布であつた。新學期は康徳五年一月一日より實施を見るが、便宜上現在の國內教育狀況をも記することにする。

滿洲帝國の教育

小學校教育 小學校は初級小學校と高級小學校とに分れ、修業年限は前者は四年後者は二年である。初級、高級を併置するものを兩級小學校となす。學制の實施を前にして小學校教育の重要性と、其の現況に鑑み、地方教育費の合理化、教員素質の向上、兒童就學の普遍的獎勵等に関し鋭意攻究中である。

現在は學齡の如きも民國時代より滿六年と規定され居りしも、實際は行はれず、十歳前後の就學者最も多き傾向である。小學校の設立主體は縣、市、區、村立等の區別があるが縣市立を除けば其の設備の充實せるものは極めて少數である。

教育方針としては建國精神、回鑾訓民詔書の趣旨に基き、東洋道徳を基調として徳性涵養し、勤勞主義に依り實業科作業科を課し、勤勞愛好の精神を養ひ、友邦日本との不可分關係を明かにせしめ、日本語を正科として之を課し、滿洲國第二の國民としての素地を養成せんとして居る。

中學校教育 中學校は初級中學校及高級中學校に分れ、兩者の學科を一校に併置するものを兩級中學校と呼ぶ。修業年限は初級、高級共に三年にして、初級中學校は高級小學校卒業者を入學せしめ、高級中學校は初級中學校卒業者を入學せしめる。中學校中女子のみを收容するものを女子高級(又は初級)中學校と呼ぶ。中學校は其

の設立主體に依つて省、縣、市及私立の別がある。省立は一般に内容充實し、縣、市立に比し之を後進して居る。又私立中學校は概ね宗教團體、教化團體の經營に係るもの多く、高級中學校は大部分農、工、商の實科中學校である。

實業學校教育 實業學校は初級、高級に分れ、修業年限は共に三年である。初級は高級小學校卒業を、高級は初級實業學校修了者を入學せしめて居る。民國時代には實業教育は全然顧られなかつた爲、其の内容設備共に不完全にして成績見るべきものなきに鑑み、建國以來我國立國の大方針に基き、無限の資源を開發して國富を増進し併せて民國を厚ふするの急務に策應するため、實業教育特に農林教育の振興を計り、鋭意實業學校の發達助長を期して居る。

師範教育 師範教育を大別して師範學校、師範講習科の二とし師範學校には省、縣立あり。初級中學校卒業者を以て入學資格となし、修業年限は三年である。師範講習科は殆ど縣立で、初級師範學校或は鄉村師範學校と稱するものもある。之は高級小學校卒業者を入學せしめ、其の年限は同じく三年であるが、此の縣立師範學校又は師範講習科は大部分中學校或は小學校に併置され、生徒募集も隔年又は三年に一回行ふ

程度で、事實上教師養成の良結果を得難いので前年來漸次本機關を停止せしめて居る。

教育の振興は一に關つて優良なる教員を得るに在るを以て、本部は師範教育に特に力を注いで居る。尙之が教育機關に就ては高等師範學校の他に教育講習所を開設し、中、小學校教員の素質改善を目的に各地方に在る現職教員を選抜し、國內事情、國際關係、經濟、教育、日本語其他の學科目を講習する。修業年限は三箇月(近く一箇年となす予定)毎四百名を入所せしめ既に第十一回の講習を了り、〇六六名の修了者を出して居る。

專門教育 民國時代の高等教育機關は奉天の東北、馮庸の二大學、錦州の交通大學、吉林の吉林大學其他哈爾濱に蘇聯勢力下の工業、法政兩大學があつたが、事變勃發以來閉校の止むなきに立至つた。其後治安回復すると共に本部は康徳元年九月高等師範學校を吉林に、更に奉天に高等農林學校を設立することとし、私立專門學校も二三開校を見るに至つたが、未だ先進國に比し高等教育機關は其の數に於て、内容に於て將た設備に於て相當遜色あるを免れず。

施設未だ完からざるに依り、高等專門教育は殆ど之を諸外國に譲りて求めねばならぬ事情にあり、特に日滿關係の特殊性に鑑み、年々多數の優良青少年を全國より選抜し日本の各種學校に派遣して居る。歐米留學に就ては目下攻究中で獨逸に一名だけ派遣して居るに過ぎぬ。尙教員留學制度を設け、友邦日本の教育制度を實地に研究せしむるために現職に在る初等及中等教員を選抜派遣して居る。此の他に旗生留學と稱し滿洲旗人の子弟に限り、學費を給して留學せしめ居るもの現在三十五名に達して居る。以上各種留學生經費に年總額約三十五萬圓を計上して居る。

私塾教育 私塾は滿洲國の教育機關として最も古く且つ特性を有する存在で教員自ら經營するもの、又は一部落の父兄が各自の子弟を教育せんがため教師を招聘して開設したもの、有力な豪族が其の子弟の爲に開設し勞々近隣の子弟をも通學させつゝあるもの等がある。教授内容は單に論語、孟子、孝經或は三字經の如き經書が主で、之によつて文字を知り又は文章練習の方便として居る。本部に於ては康徳二年末に私塾規程準則を發布し各省、市をして之が指導監督をなさしむることとしたが、將來私塾は國民教育の普及と教育機關の整備に俟

つて漸次整理する方針である。

蒙古人教育 蒙古人の教育は從來上流社會の間で喇嘛僧に依つて僅かに寺小學校教育が行はれて居たので、下層階級に在りては全然教育機關を缺いて居たのである。之は此の民族が遊牧の慣習を捨てぬ限り、教育制度満足には非常なる支障を見ることとなるであらう。現在初等教育に於ては公立小學校二〇六校、私立小學校六校、私塾一二二校(經營未詳)之れに要する經費は一七、七五七圓、兒童數一三、四八三名で此他に私塾生一、六九六名を收容して居る。教育の方針は建國精神、回鑾訓民詔書の趣旨に基き徳性の涵養に努め、蒙民民族の自覺を促し健全なる滿洲國構成の一分子たらしめんとして居る。

朝鮮人教育 朝鮮人は教育に熱心であり、在滿各地に在つて二、三十戸の集團を見れば必ず學校或は書室を設けて子弟の教育を行つて居る。従つて全滿各地に散在する朝鮮人學校數は現在四一四校(内初等學校二二六校、書室一三八校、中等學校七校、幼稚園二七校、特種學校一六校)收容生徒數四七、四七四に達し、此の經費年額七五五、九一〇圓、内補助金二五二、九七七圓で他は民會が負擔して居る。

教育部に於て統制して居るが、興安四省の教育に關しては現在ハ蒙政部文教科が之を行つて居る。而して各省には教育廳あり、各縣には教育局乃至教育股ありて直接の執行

滿洲帝國學校統計 (康德三年十二月末現在)

Table with columns for provinces (e.g., 吉林, 遼寧, 熱河) and school types (e.g., 公立, 私立, 實業校). Rows list school counts and student numbers for each category.

機關となつて居る。國立學校並に博物館等は文教部に直屬し、其他は夫れ省又は縣の監督下に在る。文教部は總務司、學務司、總教司の三司に分れ、學務司内には督

滿洲國の新學制

滿洲國の學制は舊政權時代の遺物であつたので新國家の建國精神を基調とし、國內の實狀に適した新學制の制定は緊急とされ、文教部では周到なる調査の上に充分な準備を進めて來たが、遂に大計成り、各部長會議の承認を経た後、更に權威者を以つて新學制審議委員會を組織して慎重な審議を見、國務院會議、參議院會議を通じて、遂に國家百年の大計は樹立され五月一日公布を見るに至つた。

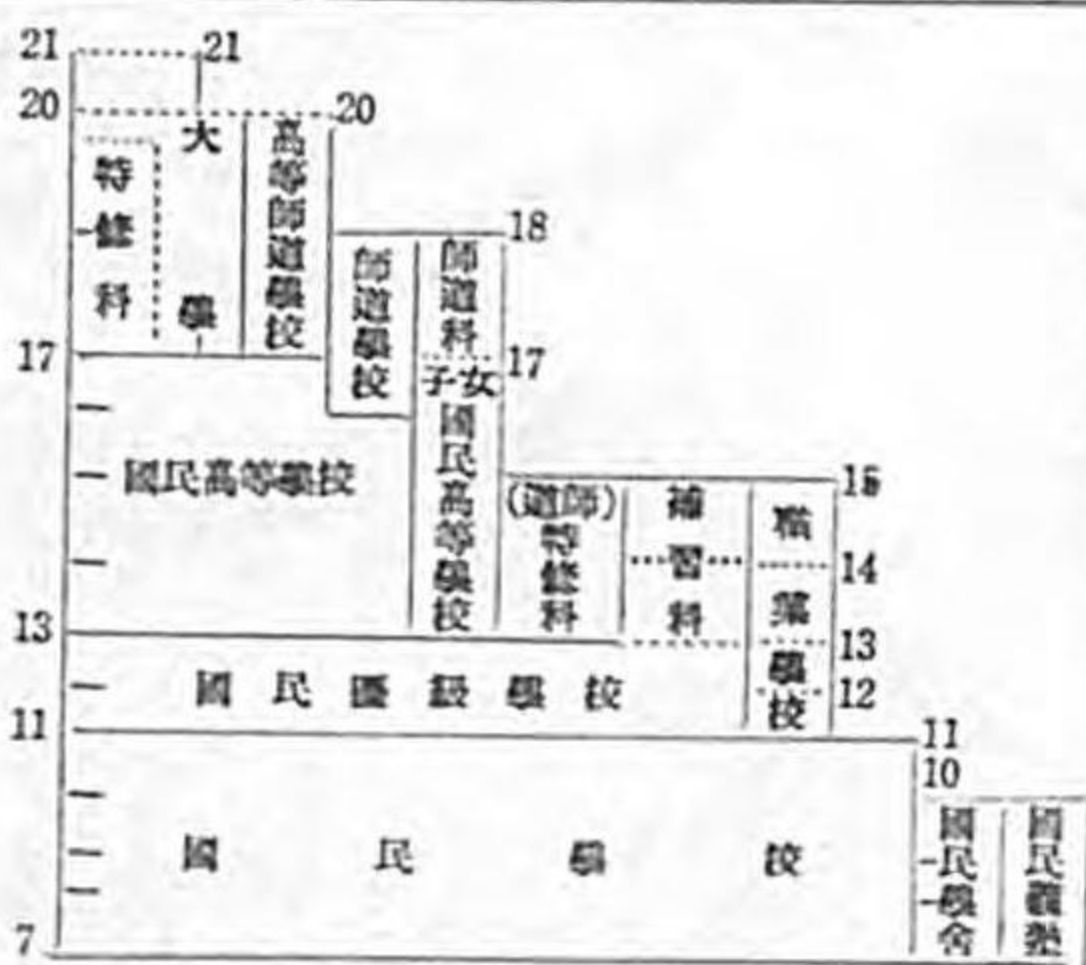
學制立案上の要點 建國精神、日滿一德一心の精神に基いて幼年の國民教育に重點を置き、國內の實情に應じて實學を尊重し日本語は國語の一つとして尊重される。(一) 學校體系に於ては教育の修業年限を可成短縮して民衆文化に適應せしむると共に教育内容を充實せしめんことを期す。(二) 教育の機會均等を重んじ上級學校への聯絡關係を調停ならしめんことを期す。(三) 設置主體は學校の種類と程度とに應じて之を統一し他國經費負擔の公平ならんことを期す。(四) 學科目に關しては有機的に之を統合し其の數を調整せんことを期す。(五) 教育内容は一般的には實業科目に重點を置き尤も他國普通科目をも採りて圓滿なる國民性の編成を期す。(六) 日本語は日滿一德一心の精神に基き國語の一

として重視す。

(七) 道德教育特に國民精神を基とする精神教育は總ゆる學科目に於て普遍的に之を施さんことを期す。(八) 學制全般の體系を築きざる限度に於て外國留學との聯繫に支障ならしめんことを期す。(九) 學校の名稱は舊來の稱呼に拘泥することなく適切なる名稱を用ふ。(十) 學術の進展を究めしむる爲の研究機關は將來必要に應じて之を設置す。(十一) 在滿日本人教育に關しては別途に之を考慮す。

學校教育の分類、目標、種類 學校教育を分ちて初等教育、中等教育及高等教育の三段階並に師道教育及職業教育の二部門とする。各段階及各部門に於ける教育目標及學校の種類左の如し。

- (一) 初等教育は一般國民としての基礎教育及實務教育を施し以て忠良なる國民たるの性格を涵養し其の素質を向上せしむるを其の本質とす。
1 國民學舍(國民義務)
2 國民學校
3 國民優級學校
(二) 中等教育は實業又は實務教育を基調とする國民教育を施し以て國民の中堅たるべき者を養成するを其の本質とす。
1 國民高等學校
2 女子國民高等學校
(三) 高等教育は高等の學術に關する理論及實際を修得せしめ以て國家機要の人材を養成するを其の本質とす。



(四) 師道教育は人格を陶冶して教師たるべき者を養成するを其の本質とす。
1 師道學校
2 師道高等學校
3 主管部大臣の指定する大學其の他の學校又は教育施設。
(五) 職業教育は社會の實生活に必要な職業に關する知識技能を授け思想、技術共に健全なる職業従事者を養成するを其の本質とす。
1 職業學校
學校體系表

學校要綱

(一) 國民學校 目的 國民學校の設置困難は地

1 特別市、縣、市又は町村若しくは之に準ずるもの

附

國民學校 私立の國民學校に設置するものを國民

1 特別市、縣、市又は町村若しくは之に準ずるもの

2 町村及之に準ずるもの教育組合

3 私人

監督 設置及廢止は省長又は特別市長(特別市立

しては縣市長(其の特別市に在るもの)に對しては特

1 特別市、縣、市又は町村若しくは之に準ずるもの

2 町村及之に準ずるもの教育組合

3 私人

監督 設置及廢止は省長又は特別市長(特別市立

1 特別市、縣、市又は町村若しくは之に準ずるもの

2 町村及之に準ずるもの教育組合

3 私人

監督 設置及廢止は省長又は特別市長(特別市立

國民學校を修練し勞作の習慣を養ひ以て國民

(六) 大學 目的 鞏固なる國民精神を健練し高

監督 設置及廢止は省長又は特別市長(特別市立

1 特別市、縣、市又は町村若しくは之に準ずるもの

2 町村及之に準ずるもの教育組合

3 私人

監督 設置及廢止は省長又は特別市長(特別市立

(七) 師範學校 目的 初等教育の教師養成の爲

教育・宗教・出版物——滿洲國側の教育

設置主體 省、特別市、縣、市又は私人

監督 設置及廢止は省長又は特別市長(特別市立

1 特別市、縣、市又は町村若しくは之に準ずるもの

2 町村及之に準ずるもの教育組合

3 私人

監督 設置及廢止は省長又は特別市長(特別市立

國立專門學校並同程度學校一覽 (續前)

教育・宗教・出版物——滿洲國側の教育

教育・宗教・出版物—滿洲國側の教育

私立専門學校一覽

Table listing private specialized schools with columns for school name, location, and details. Includes schools like 奉天醫科專門學校, 奉天省立第一師範學校, etc.

留學生に關する勅令 滿洲國より日本への留學生は日を逐ふて増加し昭和八年度二〇六名、九年度四四八名、十年度七一九名、十一年度一〇九六名と著増を呈してゐるが、滿洲國當局では遠大な人事計畫の下に留學生の質的向上を計るべく康徳三年九月十七日勅令一百四十三號を公布、留學生は國で政府の許可を得ることとし、留學生試験に合格して留學する者は卒業の後、政府及特殊會社に採用する特典を與へてゐる。

留學生に關する勅令 滿洲國より日本への留學生は日を逐ふて増加し昭和八年度二〇六名、九年度四四八名、十年度七一九名、十一年度一〇九六名と著増を呈してゐるが、滿洲國當局では遠大な人事計畫の下に留學生の質的向上を計るべく康徳三年九月十七日勅令一百四十三號を公布、留學生は國で政府の許可を得ることとし、留學生試験に合格して留學する者は卒業の後、政府及特殊會社に採用する特典を與へてゐる。

Table showing the number of students from various provinces in Manchuria, with columns for province (e.g., 奉天, 吉林, 遼寧) and student counts.

建國大學

建國精神の眞髓を體得してこの國の經營に身を以つて實踐する眞の人材を養成する目的を以つて建國大學は康徳五年春新京に

開校されることになつたが、創立準備委員會は東條陸軍參謀長を委員長、星野總務局長を副委員長とし、日滿の委員が軍人館に會し慎重に協議の結果大綱を決定した。委員氏名左の如し。

- 委員長 東條陸軍參謀長
副委員長 星野總務局長
委員 日滿の委員が軍人館に會し慎重に協議の結果大綱を決定した。

一、建國精神の眞髓を體得し、眞實な研究を以てこれを實踐し、建國世界建設の先覺的指導者たる人材を養成するを目的とする。
二、創設の目的
本大學は滿洲國の世界的意義(島道宣布)を擴充し、建國精神の眞髓を體得し、眞實な研究を以てこれを實踐し、建國世界建設の先覺的指導者たる人材を養成するを目的とする。

研究院 學校主要職員をもつて組織しその共同研究により建國原理を把握しこれを生成發展せしめ且つ職員の精神的團結を強化しその内容を充實せしめ、かつ建國教育指導の源泉たらしむ。

- 前期 三年
後期 三年
(状況により將來更にこれを延長す)
大學院 研究院(年限を設けず)
國務總理大臣に對して管理し、各方面特に協和會を協力す。

後期 前期終了生中より發掘せられたるもの、但別に他の國立大學又は専門程度の日本留學生を修へたるもの等、對し特別の設備試験を行ひ入學せしむることあるものとす。
大學院 後期を卒業したるもの(なるべく卒業後一、二年の實務に服したるもの)又はこれと同等以上の實力を有するものにして總長に於て適當と認めたるものを入學せしむ。

教育・宗教・出版物—滿洲國側の教育

教育・宗教・出版物——滿洲國側の教育

右教授候補者は將來専ら國語を講習する人材を
も含む（東京事務所は將來これを日本における
此種研究所の母體たらしむ）

3 圖書館の開設
4 學生選拔工作
成べく速かに學生選拔工作を開始し、第一回學
生入學の時期（明年五月二日）を目途として諸
備を促進す。

5 必要なる建物の建築に着手す。
第二期（第一期に引續き約四年）

本期間は主として内容充實時期とす。

1 研究所の開設

新京に研究所を開設し、研究院長を中心に職員
の精神的團結を益々鞏固ならしめ、日本におけ
る基礎訓練に引續き共同研究を行ふ、共同研究
に方りては常に内外の諸思想を對象とし先づ皇
道、儒教、次いで佛敎、國教等の代表的一派學
者を迎へ、或は教授中の選任者を各地に派遣し
研鑽修練を行ひ、各々その個性特點に應じて教
授、訓育を分擔し、互に緊密なる關係を維持し
つ、學生教育を行ふ、然る趣に入らず研究所を母胎
として職員自らを上層學問する如くす。

2 大學の開設

大學の開設は本院創設要綱に基き總長を中
心とし、研究院主體となりて充實するものとす
3 日本を始め歐米各國との連絡研究
日本における研究所とは常に密接に連絡す、そ
の他アジア各地および諸外國には所屬に應じ教
授等を通じ、實情を認識せしむると共に必要
の研究施設を備へしむ。

第三期
第二期建設を擴充完成す。

地方社會教育施設

民衆學校 國民の大部分が農民で時間的
經濟的に餘裕を有せず又現在尙小學校數極
めて少く村落點在して交通に事を缺くこと
等の理由から短期、餘暇、簡易をその特色
とする民衆學校につき文教部は康徳元年度
以降毎年全國に民衆學校振興獎勵金を交付
し新施設の普及發達に努めてゐる。小學校
若くは民衆教育館に附設し、老若男女失學
者に對し國民の閑暇時期を選び修身、國語、
算術（珠算或は筆算）簡易なる技能及日本語
を毎日多くは夜間二時間以上、三箇月、六
箇月若くは一箇年間授課してゐる。

日語講習所 日語講習所は益々熾烈を極
め、現在僻地を除き日語講習所總數二八四
學習者二五〇、〇〇餘にして、殊に康徳二
年三月北滿鐵道沿線收後白系露人間に於ても
日語講習所三箇所の設置を見た。

民衆教育館 現在民衆教育館事業の主な
るものは識字處、問字處、講習所、閱報所、
閱書室、民衆學校、日語講習所等の舉辦、
各種展覽會研究會の開設、體育衛生に關す
る指導施設、民衆娛樂の改進黨指導其他一
般的社會教化運動等である。

圖書館及閱報所 地方圖書館數全國に六
〇其の中見らるべきものは奉天、吉林、龍江

各省立圖書館である。閱報所は新聞、或は
之に通俗的讀物若くは雜誌等を配し一般に
公開して毎日一定時間自由に閱覽せしむ。
單獨設施のもの或は民衆教育館附設のもの
があり全國總數四九である。
博物院 奉天省立故宮博物院及び北滿特
別區立文物研究所博物院の二あり、後者は
哈爾濱市内にありて主として北滿地方に於
ける生物、産物或は風俗に關する參考資料
を陳列す。

全國地方社會教育施設表

Table with columns: 地方別 (Regional), 民衆日語講習所 (Public Japanese Language Study Hall), 民衆圖書館 (Public Library), 民衆教育館 (Public Education Hall), 博物院 (Museum). Rows list provinces like 奉天, 吉林, 龍江, etc.

教化事業

關東軍發意の下に舊張學良邸に舊東北
大學、馮庸大學、故宮、袁升書院その他の貴
重文物を保護し漢籍を擧げて茲に移し、大同元
年軍より滿洲國に引續き同年九月一日文淵
閣四庫全書移管を了し爾來國立圖書館と
なす。藏書は文淵閣の四庫全書、古今圖書
集成及約五萬冊に達する殿前清時代の檢
案等を始め總計一六五、〇三七冊、二、〇〇
〇冊を有し東方文化に關する學術的研究に
資するもの多し。

電影教育

文教部、軍政部、協和會は各
自の機關を利用し地方巡回班を動員して映
畫による教育に力を注いでゐる。

無線電教育 放送教育に關しては、康徳
元年十一月新京放送局百キロ放送開始以
來、放送局と連絡を取りて成人講座の設置、
講師推薦、收音機の普及獎勵等常に其の利
用普及に努めてゐるが全國的教育教化機
關或は個人等に於て收音機を設置せるもの
未だ極めて少い。

民衆娛樂 古來より演劇、舞踊、歌謡、
遊藝等に於て各種各様の娛樂の發達せるもの
が多く、之等の娛樂のうち健全善良なるもの
は之を發達普及せしめ、然らざるものは
之を矯正し、以て娛樂を通して民心の慰安、
情操の陶冶、思想の輔導に努めてゐる。

全國民衆娛樂場

Table listing entertainment venues across provinces like 奉天, 吉林, 龍江, etc. Columns include 劇場, 電影院, 圖書館, etc.

教育・宗教・出版物——滿洲國側の教育

禮俗事業

孝子節婦表彰 全國に互り孝子節婦並に
社會教化上功績著しいものを選び、之に表
彰狀銀盾を授與し其の行を表彰す。三年度
までの表彰者數は孝子女九十一名、節婦五
二六名、社會教化上功績顯著なるもの五一
名である。

敬老禮節 德行高き八十歳以上の古老を
選り勞ふに酒食を以てし、且紀念として之
に敬老章を授與し普く國民に孝悌の尊ぶべ
き所以を知らしめんとするもので、康徳元
年度は一一九名を選定した。

文廟祭新 王道建國の大精神に基き民國
革命以來廢止せられたる文廟祭祀を復興し
て國民精神の涵養に資すべしとし、毎年春
秋上丁の日に全國に互り盛大なる祭典を執
行す。

文化事業

國樂社 國樂は祭典に使用する雅樂で、
これが保存を圖る爲に國樂社を創立し學生
を養成す。新京西二道街孔子廟内に置く。

國立圖書館(奉天城內舊帥府) 事變直後

- 一、清國實業出版に関する事項
- 一、關東高句麗時代遺跡出版に関する事項
- 一、遼陽調査事項
- 一、吉林、撫順、東京、熱河方面の古物調査事項
- 一、展覽會の開催
- 一、熱河實物館の陳列品整理に関する事項
- 一、建國史編纂事業(民生部教育司) 康徳元年六月文教部事業として資料蒐集を開始し、建國史編纂基準書二、〇三〇件、建國史秘録其他資料七六〇件、重要寫真資料二、〇〇〇餘枚の基礎資料を集めたので康徳四年から整理編纂に當り五年度に完成の見込。

學術印刷物(民生部) (イ) 清國實業、大同二年度より三年度整理事業として四萬三千萬圓を投じ三〇〇部(部)、三〇〇餘部(部)を出版、康徳三年九月印刷完了、世界有数の文化機關に頒布す。

(ロ) 羅維英、宋、元、明、四代に亘る刻書及銅鑄の版色寫真版、之が七十九種、百數十種の版品は滿洲中央銀行に收藏さる。康徳二年四月國立博物館開館記念として三萬圓を投じ二〇〇部を印刷、長くも先年皇帝陛下日本閣へ御覽賜の御旨日本天皇陛下へ御覽賜遊ばされた。民生部では近々内外著名の文化機關に頒布する手筈である。

(ハ) 羅維英、羅維玉氏所蔵の明末清初の書契(文書)整理印刷の目的で毎年同僚及日本外務省對支文化事業部より計一〇、〇〇〇圓の補助を受け大同元年七月より整理事業として開始し康徳三年六月末日四萬四千八百四十四冊を整理した。原物は國立清國天博物院資料室に搬入研究の便に供す。

日本側の教育

學校教育

教育制度 關東州内の教育施設は概ね關東州廳の經營するところで、滿鐵附屬地に於ては少數の私設學校を除くほかは、關東州の監督の下に滿鐵會社が之を經營してゐる。従來の附屬地外滿鐵會社の居留民會立その他小規模なる日本側小學校の經營については昭和十一年度より日本政府の認可の下に滿鐵會社に委託された。言語及び課程の關係上、日本人教育と滿洲國人教育とは分割され、主として初等及び中等教育に於ては日滿分離主義を採用し、専門及び大學教育は共學制を採用してゐる。

附屬地外日本小學校 附屬地外日本小學校經營に關する問題は昭和九年頃より在滿邦人居留民會設立日本小學校の經營方を滿鐵會社に委託する問題が擧げられ、同十年より具體化するに至つて、外務省、對滿事務局、滿鐵會社、その他滿洲關係各機關の協議の結果、昭和十一年度より滿鐵會社に委託するに決定、同年三月滿鐵會社は政府の認可を受け四月一日より附屬地外日本小學校の經營に當ることとなり、茲に在滿日本初等教育の一元化を見るに至つたのである。

昭和十二年度に於て滿鐵會社が受託する豫定数は八十二校に達してゐる。

關東州廳經營の學校 日本人教育に關しては小學校二七、高等女學校二、中學校三、工業學校一、青年學校八、家政女學校二、滿洲國人教育には公學堂一五、商業會堂一、農業會堂一、高等公學堂一があり、日滿人教育の爲に設置せる旅順工科大学がある。此外、滿洲國人子弟の初等教育には州内各會屯の設立に應る公立普通學堂一九がある。

大連市經營の學校 大連市經營の學校は大連中學校、大連衛生高等女學校、實務者養成のための大連實業學校及び滿洲國人の收容する大連協和實業學校がある。

滿鐵會社經營の學校 附屬地に於ける教育事業は殆ど滿鐵會社が之を擔當してゐる。現在同社が經營するものは、日本人の初等教育に於て尋常高等小學校七三、尋常小學校四四、分教場一、朝鮮人補助學校二一、滿洲國人の初等教育に於ては公學堂一〇、日語學校一、補助學校八の各學校がある。日本人の中等教育に於ては、中學校六、高等女學校七、商業學校二、農業、工業學校各一、滿洲國人の中等教育に於ては南滿中學校一つがあるのみである。補習教育は男子側青年學校一九、分教場七實業補習學校

である。實科科目として試験的に商工兩科を高等學年に課してゐる。

小學校一覽(昭和十二年四月末現在)

關東州	校數	學級數	児童數
關東州	三	三	三
關東州外	三	三	三
計	六	六	六

幼稚園一覽(昭和十二年四月末現在)

關東州	校數	學級數	児童數
關東州	三	三	三
關東州外	三	三	三
計	六	六	六

公學堂一覽(昭和十二年四月末現在)

關東州	校數	學級數	児童數
關東州	三	三	三
關東州外	三	三	三
計	六	六	六

普通學堂 普通學堂は會屯經營に屬し、職員はすべて滿洲國人で、六才以上の滿洲國兒童に簡單な初等教育を施してゐる。修業年限四年、土地の状況に應じて補習科一年を置く。之は書房を改善し大正四年六月都督府令第十七號で關東州普通學堂規則を設け同五年四月より實施したものである。現在百十六校、級數七百七、生徒數三萬九千八百三十三人に及んでゐる。

書房 支那在來の教育機關で、地方讀書人の經營する私塾である。その教育法は、一定の組織なく頗る不完全なもので、州内各部落に散在してゐる。その設立に關し大正十一年廳令書房規則を制定したが、その濫設を防ぐために、從來の届出主義を認可主義に改め、教師の資格を一定、規則改正をした。

書房の教育 には一定の修業年限、教科なく、唯算學に珠算、尺量を授け、専ら口語肥土をなすに過ぎない。州内には書房の他に滿洲國人有志によつて設立した私立學校があり、何れも關東州私立學校規則により初等教育を行つてゐるが近年漸次その減少を見つゝある。

中學校 明治四十二年關東廳が旅順中學校を設立したのに始まる。いづれも支那語を必須科目としてゐる外は、内地中學校に

準じてゐる。滿鐵會社は、大正六年三月滿洲人に高等普通教育を施す爲に南滿中學校を奉天に設置した。修業年限は豫科一年、本科四年の制度を昭和十一年度より日本人中學校五年制に変更した。關東廳は昭和七年旅順高等公學校を設けて滿洲國人中等教育のために解放してゐる。

中學校一覽 (昭和十二年四月末現在)

Table listing various middle schools (中學校) with columns for school name, establishment date, and student count.

高等女學校 關東廳は明治四十三年初めて旅順高等女學校を設立し、其後小學校の増設に伴ひ、各地に女學校の設立を見た。滿鐵附屬地に於ては大正二年四月、附屬地の小學校に實科女學校を附設し、其の地方

に於て女子に必要な中等教育を施してゐた。大正九年四月に滿鐵會社は先づ奉天に五年制の高等女學校を開設し、續いて各地に高等女學校を設け、昭和十一年度入學生より四箇年制度に変更する。現在滿洲に於ける女學校は十一校に及んでゐる。支那語を必須科目としてゐる外は總て文部省高等女學校令に準じてゐる。

女學校一覽 (昭和十二年四月末現在)

Table listing various women's schools (女學校) with columns for school name, establishment date, and student count.

家政女學校 關東廳は昭和五年四月大連瀋陽小學校内に國立家政女學校を附設した。又滿鐵會社は、大正二年以來各附屬地小學校に家政女學校(初め實科女學校と稱し

たのを大正十一年改稱)を附設し家庭婦人としての必要な教育を授け、修業年限は本科二箇年、専科一箇年であるが昭和十一年八月より滿鐵會社は所轄家政女學校、家事講習所、撫順家事専修科をそれら青年學校女子部と改稱。本科はそれら女子部本科(二年)専科は研究科(一年)として引續いで經營することゝなつた。

家政女學校一覽 (昭和十二年四月末現在)

Table listing various domestic science schools (家政女學校) with columns for school name, establishment date, and student count.

青年學校女子部 昭和十年四月二十三日勅令により關東州及び南滿洲鐵道附屬地に青年學校令公布せられ男女部は第一年度として即日施行されたが、男女青年との意を融し第二年度より實施に決定し十一月六日一日より、地方課、學務課と所轄が系統別であつた家政女學校、家事専修科、家事講習所を青年學校女子部と改稱一元化し學務課の所轄となつた。

等小學校と改稱した。中學部、師範部の二部に分け、唯一の滿洲人教員の養成機關である。師範部は修業年限男子二年、女子四年で、女子は公學堂高等科卒業生と同等の學力ある者を、男子は中學部二年修了者を入學せしめて居り、中學部十一學級、生徒四五一名、師範部男子二學級、八〇名、女子四學級、八二名である。

實業學校一覽 (昭和十二年四月末現在)

Table listing various vocational schools (實業學校) with columns for school name, establishment date, and student count.

農商工業實習所 滿鐵會社は昭和三年四月宮口に、同年七月瀋陽に各商業實習所を設立し、同年七月龍江に、同年八月公主嶺に各農業實習所を、また昭和四年三月撫順に、昭和九年四月本溪湖に各工業實習所を附設し、生徒を總て寄宿舎に收容し必要なる事項を習得せしめてゐるが、時勢に對し昭和十一年度より瀋陽(商業)、公主嶺(農業)、撫順(工業)の三實習所を夫々學校に昇格した。

農商工業實習所一覽 (昭和十二年四月末現在)

Table listing various agricultural, commercial, and industrial training centers (農商工業實習所) with columns for name, establishment date, and student count.

農業、機械工專科(電氣、機械工作、鐵道機械、嶺山機械)の二科より成り、修業年限は三箇年である。昭和十二年五月現在に於ける學校数は十八、學生二百八十八名、職員四十名。

滿鐵教育研究所 滿鐵地方部の管理に關し、昭和八年四月一日奉天に開設した、學校教員養成及び講習所に關する調査研究を行ふところ、養成科(滿鐵會社設立の初等學校の教員を養成す、修業年限一箇年)講習科、調査、研究科の三科に分れてゐる(哈爾濱總院) 日露協會の經營に關し、大正九年九月哈爾濱に設立され、日本人に露西語及び商業經營に關する教育を施してゐる。修業年限三箇年、中級卒業生で地方長官の推挙した者を收容する。別に修業科を、日本人に露西語を、露西人に日本語を教授し、修業年限は一箇年である。

農工專門學校 大連令に據り、大正十二年四月一日設立された農科大學で農科を設け、別に滿洲國人學生のために農科を附設してゐる。農工、電氣工、機械、冶金工業に分けて他の諸大學の如く學科制を採らず、所定科目の範圍内に於て探検科目は可成自由ならしめる方針をとつてゐる。昭和十二年八月末現在學生一九二名、豫科課程科六學級二五〇名である。(滿洲農科大學) 滿鐵會社は明治四十四年六月南滿洲農學堂奉天に設置し日滿兩國人に醫學を教授してゐたが大正十一年五月大學令により昇格した。大學(四箇年)豫科、專門部及び附屬機關に分れ日滿共學で、專門部(四箇年)は特に滿洲國人に對し實地醫學に必要なる學科を教へ、豫科は三箇年、附屬機關は一箇年で、豫科または專門部に入らんとする滿洲國人に日本語の準備教育を施してゐる。昭和十二年四月末、豫部

教育・宗教・出版物——日本側の教育

二八九名、理科及び理療科二七七名、専門部一七四名、師範七五〇である。

特殊學校施設

Table with columns: 名 (Name), 所在地 (Location), 設立年 (Establishment Year), 教員 (Teachers), 生徒 (Students). Lists various special schools like 滿洲法政學院, 東洋協會附設盲啞學校, etc.

實業補習教育 滿鐵が明治四十三年附屬地内の各小學校及び公學校に實業補習學校を附設した。其後年と共に隆盛に赴き校數附屬地内外を合して四十三を數ふるに至つたが、昭和十年五月一日青年學校令實施と共に沿線所在の各校は全部青年學校に編入せられ、規則も亦南滿洲鐵道附屬地實業補習學校規則を南滿洲鐵道株式會社實業補習學校規則と改められ現在七校を存する。學

本科、別科の二科に分れ、本科の修業年限は三四年、別科修業年限は一箇年で、昭和十二年四月火災被災及び生徒數は、本科二學級一〇〇名、別科一學級五〇名である。

Table with columns: 校名 (School Name), 設立年 (Establishment Year), 職員數 (Staff), 生徒數 (Students). Lists schools like 實業補習學校一覽, 青年學校一覽.

科は支那語、英語、日本語、露語等で七箇月を以て一期とし、科目の難易によつて修業期間を數期に分つてゐる。

昭和四年四月廳令により更に關東圖書館と改稱、博物館から分離し、昭和九年十二月關東廳廢止と共に關東州廳設置され、同圖書館も旅順圖書館と改稱した。

Table with columns: 校名 (School Name), 職員數 (Staff), 生徒數 (Students). Lists various schools and their statistics.

昭和三十二年三月末現在) 滿鐵圖書一覽表

Table with columns: 校名 (School Name), 所在地 (Location), 設立年 (Establishment Year), 教員 (Teachers), 生徒 (Students). Lists various schools like 滿鐵會社補助學校, 滿鐵會社日本語普及のため, etc.

教育・宗教・出版物——日本側の教育

Table with columns: 校名 (School Name), 設立年 (Establishment Year), 職員數 (Staff), 生徒數 (Students). Lists schools like 滿鐵圖書一覽表, 青年學校一覽表.

社會教育機關

Table with columns: 種類 (Type), 圖書數 (Number of Books), 閱覽人員 (Number of Readers), 平均日 (Average Daily). Lists various social education facilities like 旅順圖書館, 關東都府府博物館, etc.

Table listing various神社 (Shinto shrines) with columns for name, location, and establishment details.

所規則公布せられ、それによつて南滿洲に於ける社寺宗教行政の統一整備を見るに至り、始めてこれらの施設に對して一定の規模を定め神社としての登録と標識とを具備して來り、ことに滿洲事變以來吉林、錦州、哈爾濱、齊齊哈爾其他各地に新に完備せる新社の建設を見るに至り昭和十年度に於ても旅順金刀比羅神社、蕪平神社の建立を見た。

月現在蔵書冊数十萬八千餘冊、圖書閱覽冊數一二、五三三冊、閲覧人員一五、一一二名である。

旅順博物館 舊滿蒙物産館と稱し、大正六年四月一日旅順松村町に開始したが、同七年十一月現在の太泊町に移轉、翌八年四月關東廳令に依り關東廳博物館と改正した。昭和九年十二月關東廳廢止され關東州廳設置されるに及び旅順博物館と呼稱するやうになつた。滿蒙に於ける學術、技藝其の他の參考資料を蒐集保存して公衆の閲覧に供し、一般の智識及び趣味の向上を圖り、兼て學術研究上に必要な資料を供給するを目的とし本館を動物、植物、水産、礦物、風俗、考古、陶磁器、參考の各部に分け、就中考古陶磁器部は滿支全土に亙つて資料を仰ぎ特色あるものである。其他先史時代の遺物、有史時代の遺物を陳列してある。

滿洲資源館 大正十五年十月滿洲物産參考館の名稱で現在の大连市兒玉町に開設したが、昭和三年十一月、滿洲資源館と改稱し、更に昭和八年四月、滿洲資源館と改稱した。滿鐵會社の經營するところ、主として滿洲に於ける資源の實情を具さに紹介して、その利用開發に資すると共に、産業振興發展に資與せんとし、併せて滿洲に對する常識の普及、科學智識の向上を目的とする。

神社

概況 現在關東州及び滿鐵附屬地に於ける神社は關東州十二社、滿鐵附屬地三十二社其他領事館管内三十三社合計七十七社に達してゐる。これら神社の公認を得たのは然れも明治四十一年以後のこと、就中大正四年御大典紀念の意を以て建設したものが多い。神社の設備は從來區々にして統一せられたる標準なく、大體は内地の例に倣ひ神殿、拜殿、社務所、鳥居等を完備するものもあるが氏子數一般に少數なため其維持經營困難にして其の施設を完了し得ないものが少なくない。大連神社、奉天神社、撫順神社、新京神社、安東神社の如きは相當の設備を持つてゐるが其他は小規模の神社、拜殿を備ふるに過ぎず、大正十一年五月勅令第二百六十二號により關東州及び滿鐵附屬地に於ける社寺行政に關する關東長官の權限を明確にせられ、同年十月關東廳令第七十八號、關東州及び南滿洲鐵道附屬地社規則並に第七十九號、關東州及び南滿洲鐵道附屬地寺院教會廟宇其他布教

所規則公布せられ、それによつて南滿洲に於ける社寺宗教行政の統一整備を見るに至り、始めてこれらの施設に對して一定の規模を定め神社としての登録と標識とを具備して來り、ことに滿洲事變以來吉林、錦州、哈爾濱、齊齊哈爾其他各地に新に完備せる新社の建設を見るに至り昭和十年度に於ても旅順金刀比羅神社、蕪平神社の建立を見た。

神社一覽

Table listing various神社 (Shinto shrines) with columns for name, location, and establishment details, continuing from the previous page.

新京神社	新京	天照皇太神	天照皇太神
龍家屯神社	龍家屯	天照皇太神	天照皇太神
吉林神社	吉林	天照皇太神	天照皇太神
哈爾濱神社	哈爾濱	天照皇太神	天照皇太神
齊齊哈爾神社	齊齊哈爾	天照皇太神	天照皇太神
延吉神社	延吉	天照皇太神	天照皇太神
遼寧神社	遼寧	天照皇太神	天照皇太神
榮澤神社	榮澤	天照皇太神	天照皇太神
教化神社	教化	天照皇太神	天照皇太神
錦州神社	錦州	天照皇太神	天照皇太神
遼平神社	遼平	天照皇太神	天照皇太神
國門神社	國門	天照皇太神	天照皇太神
遼河神社	遼河	天照皇太神	天照皇太神
新站神社	新站	天照皇太神	天照皇太神
百草神社	百草	天照皇太神	天照皇太神
新民神社	新民	天照皇太神	天照皇太神
大虎山神社	大虎山	天照皇太神	天照皇太神
孫家溝神社	孫家溝	天照皇太神	天照皇太神
順道溝神社	順道溝	天照皇太神	天照皇太神

西安神社	西安	天照皇太神	天照皇太神
富錦神社	富錦	天照皇太神	天照皇太神
洗安神社	洗安	天照皇太神	天照皇太神
鄭家屯神社	鄭家屯	天照皇太神	天照皇太神
朝陽神社	朝陽	天照皇太神	天照皇太神
北票神社	北票	天照皇太神	天照皇太神
綏中神社	綏中	天照皇太神	天照皇太神
清帶子神社	清帶子	天照皇太神	天照皇太神

宗教概観

滿洲における宗教は支那固有のものといふ本その他の外國より扶植せられたるものとに二大別することが出来る。滿洲における在來宗教は甚だ複雑を極め佛敎、道敎、儒敎、回教、喇嘛敎等があり、何れも幾千年の歴史を有し民族的にも社會的にも政治的にも教育的にも頗る密接なる關係を持つてゐた。これに近來日本人の信仰を主とし歐米諸國より傳來せる基督教並に最近勃興しつつある新宗教などが入り込み益々複雑多岐となつた。これら種々の宗教のうち、回教及び基督教を除いては何れも雜然として宗教的の系統を缺き佛、道の祭神もまた互に混合して、同一人が佛教徒と道教の信者とを兼ね持ちしてゐることすらある。

日本人側の宗教

概況 滿洲に於ける日本人側宗教を大別すれば、神道、佛敎、基督教の三つに分ける事が出来るが其各宗派別を示せば左の如し。

神道—神道本局、天理教、金光教、大社教、居住教、實行教、神理教、御縁教、靈寶教。

佛敎—真宗(本願、大谷派、興正派)、眞言宗(高野山派、醍醐派)、淨土宗(親鸞派、智恵院派)、日蓮宗(元一教派、本門法華宗、國本法華宗)、曹洞宗、臨濟宗。

基督教—日本基督教會、組合基督教會、福音ルーテル、天主教、聖公會、メソヂスト教、カトリック教、救世軍、ミカリー教會、ホーリネス其他。

寺院敎會數(昭和十二年八月現在)

地方別	神道	佛敎	基督教
關東州	六	七	四
關西州	二八	二〇	一九
大連州	二	一	二
奉天州	一	一	一
吉林州	一	一	一
遼寧州	一	一	一
合計	三六	三一	二八

大連	石岳	一	一
營口	石岳	一	一
安東	石岳	一	一
本溪	石岳	一	一
遼陽	石岳	一	一
鞍山	石岳	一	一
撫順	石岳	一	一
開通	石岳	一	一
四平	石岳	一	一
公主嶺	石岳	一	一
合計	石岳	一	一

滿洲人側の宗教

概況 在來の宗教、即ち道教、佛敎、儒敎、回教、喇嘛敎等はいづれも支那同様に滿洲人の生活を支配してゐるが、就中儒敎は古來智識階級に尊崇され、道教は民衆的宗教として信仰深く、佛敎は道教の影響を受けてその信仰形式に於て道教と相通するものがある。なほ寺院設立由來を概観するに四種に分けられる。(1)宗教宣傳の

道場、(2)靈験又は禳災祈禱を爲すもの、(3)神佛像の發見に依るもの、(4)戰役記念、其うち(2)の目的が最も多く、更に之を區分する時は發財の祈願、安産の祈願、子供の出世祈願、疾病驅除の退治、天災の救済、耕地における害虫驅除、農作物の豊饒若くは大漁を得る等個人的若くは公共的に起因するものである。

(佛敎) 滿洲に佛敎の傳來したのは高句麗(西紀元前三七七年より西紀六六八年迄)の時代に西漢の僧侶を招いたことに始まり、其の後漢、魏、金の時代(西紀七三三年より一三三四年に至る)には佛敎を建立して僧侶を擁護したと云はれる。現在行はれてゐる宗派は眞言宗、禪宗、淨土宗、密宗、天臺宗、法華宗、華嚴宗、律宗、戒律宗、淨土宗、密宗、天臺宗等を主として三十餘派があり、その區別は困難であるが臨濟、禪宗の僧徒が最も多い。寺廟の經營は極めて困難で都市のものはその境内の家賃を貸し、村落では寺田を耕してその經濟生活を維持するものが少なくない。佛敎の盛んなのは吉林、伊通地方で齊々哈爾、阿什河、輝春の方面が之に次ぐ。

(道敎) この敎は漢子の哲學的人生觀を基礎として發展し、漢より三國時代(西紀前二〇六年より西紀二八〇年頃)迄になつて漸く宗教的の形をそなへ、大衆的信仰の中心となつて今日に至つてゐる。その宗派には玄門、龍門、蓬萊の各正宗、尹喜、金仙、華山、道敎等、所謂三十六宗七十二派に別れ、龍門派が最も盛んだといはれる。道敎に關する點を一般には觀又は「宮」と呼び、佛敎の僧侶に相當するものは男子を「道士」とし、女子を「女冠」といふ。

(回教) 回教とも書ひ、滿洲及び支那回教徒

はこれを天方教、清眞教と呼ぶ。清朝の乾隆時代(西紀一七三六—一七九五)に滿洲に傳はり、その教徒は大多數の回人、漢人の兩民族が混合したものである。回教の寺院は清真寺と稱し、京滬には東寺派と西寺派などあつて、唯一心に神の信仰を離れて、偶像は一切崇拝しない。その寺院では大抵學校を附設して、教徒の子孫を教育する。多くは初等教育を目的で簡單な算術、算術、アラビヤ文字などを教へ、高等教育の方は經文等を講義する。回教徒の職業は色々であるが、事業と目されるものは運搬業、牛馬買賣業、屠殺業、浴場等である。

(喇嘛敎) ラマ敎は佛敎の一派であつて、西藏から蒙古にかけて盛んである。唐の太宗の時(西紀六二七—六四九)吐蕃拉薩の喇嘛スロンツァンカホが威力を四圍に及び、使を印度に遣はしてその地の高僧及喇嘛諸師等を迎へ、經典を翻譯させた事に始まり、自らスロンツァンカホの時に至つて西藏在來の喇嘛敎と佛敎との融合調和を命じて、これにラマ敎の派が拓かれその後特異の發展を遂げたものである。由來蒙古民族は強固な信仰心持つて、一黨専心來世の幸福を祈り、長子以外に男子があれば必ず一、二名のラマを出すことを以て家の光榮とするばかりでなく、一人出家すれば家族が救はれると信じられてゐる。清朝が蒙古國策としてこのラマ敎を保護したために、滿洲の各地にもラマの寺廟と僧者とを見るに至つた。本敎には紅敎(舊敎)と黄敎(新敎)とがあり、滿洲には前者系統が多。

(儒敎) 滿洲國は建國の精神が王道であり、孔子の學問樹立した佛敎に由つてゐる關係から、孔子祭を滿洲國の國祭となし、以て文教部に於ては大正元年八月九日文教部訓令第九號に於て孔子祭を尊厳し、禮を復興するため、關係各所に通告して文廟の状況を調査

教育・宗教・出版物——出版物

せしめ、その徹底を期した。而して九月五日の孔子祭には全国各道に於て莊嚴な儀式が行はれる。

〔宗教〕 滿洲國は滿洲民族固有の宗教であつて、この民族が既に母語を失はれ、漢民族化してしまつた今日では、滿洲國固有の精神文化を表現するものは國教のみと認めねばならぬ。

〔道院と紅十字會〕 宗教運動として滿洲國人間に啓蒙する勢力を有するものに道院及び世界紅十字會がある。道院の起源は民國九年十二月山東省龍巖に於て洪解聖、劉福慶の兩名が道院の祖師の神蹟に基く暗示により「大正北極直經」と名づける經典を結集し、道場を設け、經名によつて之を道院と稱したの開始である。

〔道院と紅十字會〕 宗教運動として滿洲國人間に啓蒙する勢力を有するものに道院及び世界紅十字會がある。道院の起源は民國九年十二月山東省龍巖に於て洪解聖、劉福慶の兩名が道院の祖師の神蹟に基く暗示により「大正北極直經」と名づける經典を結集し、道場を設け、經名によつて之を道院と稱したの開始である。

教別	市	縣	總數	備註
佛敎	1,234	5,678	6,912	
道敎	345	1,234	1,579	
基督敎	123	456	579	
天主教	234	567	801	
新敎	456	789	1,245	
其他	567	890	1,457	
合計	2,959	13,544	16,503	

出版法規

取締法規

滿洲國における出版物の取締法規としては明治三十九年十二月關東督府の營業取締

規則による新聞發行の許可規則の實施が最初のものである。さらに明治四十一年十月内地現行新聞紙法を參照して一般に命令條項の改正を爲し、やゝ取締法規の實質を備ふるに至り、同時に保證金制度を設けて取締の實行を期した。

然しながら管内は特殊の地域であつて、政治外交その他一般言論の國策に及ぼす影響が大きい、且又その後の新聞通信事業の長足な發達は到底従来の法規をもつて克く取締の實を擧ぐる事は出来ないといふ見地より、これが根本的改正の調が起り、大正十二年慎重研究が重なられた結果大正十四年六月「關東州、南滿洲鐵道附屬地出版令」の勅令案が成り、爾來政府にて審議中である。従つて現在こゝには内地の新聞紙法は適用されてゐず、特殊の取締形態となつてゐる。

附屬地不逞文書取締令」が勅令第二六一號をもつて公布された。なほ輸入出版物に關しても昭和十年八月十七日に至り關東局告示をもつて新出版規則を發布した。これは管内における出版物が許可主義であるため發行許可を受けるに困難な新聞雜誌が形式的に内地などへ發行所を設け、その販賣頒布等營業の主体は専ら滿洲に置く假法的行爲を爲す者が多く、中には購讀獎勵、廣告募集等に悪辣な手段を弄して來たので、これが嚴重取締りを目的としたものである。また審判機レコードについても昭和十年七月二十五日關東局令をもつて審判機レコード取締に關する新法規が公布された。一方滿洲國にあつては大同元年十月十三日敕令第一〇三號をもつて出版法を制定し、國家存立の基礎を危殆ならしむる事項、外交上又は軍事上の機密に關する事項、その他國政上重大なる影響を及ぼす虞れある事項、犯罪を煽動し又は曲庇し、或は刑事被告若しくは犯人を賞恤又は陪害する事項、民心を惑亂し又は財界を擾亂する虞れある事項その他安寧秩序を亂し風俗を害する事項等の記事の掲載せらるる出版物の發行を一切禁止する外、その他出版物に關する手續等を詳細に規定し、これが取締を行ひつゝある。

教育・宗教・出版物——出版物

新聞事業

概況 日露戦争以前既に營口において「營口新聞」が發刊されてゐた。これが滿洲における斯界の草分けである。次で明治三十八年「滿洲日報」が營口で發行されたが、明治三十九年軍政署が引揚げたので、その後半歲にして廢刊の止むなきに至つた。大連では明治三十八年十月末永純一郎氏が邦字新聞「遼東新報」を發刊し、次で明治四十年十月滿洲日日新聞が發刊された。明治四十年十月金子平吉氏は日支融和の機關として漢字新聞「遼東日報」を發行、また大正元年八月滿洲における日本の經濟植民地状況を報導することを目的に英字新聞「マンチユリヤ、デイリー・ニュース」が生れた。當時州外の領事館内においては奉天に漢字新聞盛京時報(明治三十九年十月三日創刊)、營口に邦字紙滿洲新報(明治四十一年一月十五日創刊)安東に安東新報(明治三十九年十月創刊)寧安に同時期に發刊された。この外奉天、大連、長春、哈爾濱等において邦字、漢字、露字等の新聞發行相次いで起り、いづれもその地方の言論、報導機關としての任務に當つたが、就中日刊新聞として最も權威のあつたのは大連の遼東新報と滿洲日日新聞であつた。然るにこの兩

紙は昭和二年十一月合併して「滿洲日報」と改題した。大連にはなほ大正九年創立された大連新聞があり、滿日、遼東兩紙合併後漸次優勢となり、滿洲事變後滿洲日報と共に滿洲の二大新聞と稱せられるに至つたが、これもまた昭和十年八月七日滿洲日報と合併して茲に第二次「滿洲日日新聞」が出現するに至つた。また滿洲事變後に邦字紙では大滿報が大新京日報の前身として創刊、漢字紙では大同報が滿洲國の機關紙として更生したことが目につく。

なほ昭和十二年九月、奉天新聞は奉天日日新聞に合併せられた。現在滿洲にある主な新聞は左の如くである。

社名	種別	發行地
新京日日新聞	(日)文	新京
大連新報	(日)文	大連
大連日日新聞	(日)文	大連
大連報	(日)文	大連
滿洲日日新聞	(日)文	大連
遼東日報	(日)文	大連
遼東新報	(日)文	大連
マンチユリヤ	(英)文	大連
奉天日日新聞	(日)文	奉天
奉天日報	(日)文	奉天
奉天日日新聞	(日)文	奉天

教育・宗教・出版物—出版物

Table listing various publications with columns for title, publisher, and location. Includes titles like '大正時報', '民権公報', '天日新聞'.

Text block providing details about the 'Manshu Kwaishi' (滿洲報) and its association with the 'Manshu Kwaishi Association' (滿洲報協會).

Text block discussing the 'Manshu Kwaishi' (滿洲報) and its role in the region, mentioning its history and current status.

Text block providing information about the 'Manshu Kwaishi' (滿洲報) and its association with the 'Manshu Kwaishi Association' (滿洲報協會).

日本側定期刊行物一覽表 (時事掲載)

Table listing Japanese periodicals with columns for title, publisher, and location. Includes titles like '日新新聞', '大連新聞', '奉天時報'.

Text block providing details about the 'Manshu Kwaishi' (滿洲報) and its association with the 'Manshu Kwaishi Association' (滿洲報協會).

ヤバングーリスト・ビュロー

Table listing various publications and organizations with columns for title, publisher, and location. Includes titles like '日滿女性', '滿洲研究', '滿洲新聞'.

Table listing various publications and organizations with columns for title, publisher, and location. Includes titles like '日滿女性', '滿洲研究', '滿洲新聞'.

教育・宗教・出版物—出版物

教育・宗教・出版物——出版物

Table listing various publications such as '新報', '東京日日新聞', and '大連日日新聞' with columns for publisher, frequency, and date.

Table titled '日本側發行定期刊物一覽表' listing Japanese periodicals with columns for title, publisher, and date.

教育・宗教・出版物——出版物

Table listing various publications such as '大連日日新聞', '新報', and '大連日日新聞' with columns for publisher, frequency, and date.

Table listing various publications such as '大連日日新聞', '新報', and '大連日日新聞' with columns for publisher, frequency, and date.

教育・宗教・出版物

Table listing publications such as '大連友の會月報', '大連小賣物價目', '大連貯蓄信用組合', etc., including their publishers and publication schedules.

Table listing publishers and their addresses for various publications, including names like '末木 介', '杉野 三郎', '石丸 弘次', etc.

三八四

Table listing publishers and their addresses, including names like '間崎 昌造', '後藤 末男', '久世 哲三', etc.

教育・宗教・出版物

Table listing publications such as '南滿工專時報', '常盤 遊園報', '女性と滿洲', etc., including their publishers and publication schedules.

Table listing publishers and their addresses for various publications, including names like '小泉 多郎', '高橋 一', '青山 俊雄', etc.

Table listing publishers and their addresses, including names like '運道 繁清', '有川 博平', '竹原 朝平', etc.

三八五

教育・宗教・出版物——出版物

Table listing various educational and religious publications. Columns include publisher names (e.g., 新富原ニユース, 平安堂ニユース), publication frequency (e.g., 週刊, 月刊), and dates (e.g., 昭和九, 昭和六). Publishers listed at the bottom include 李麟, 秋山安夫, 原田伊次郎, etc.

教育・宗教・出版物——出版物

Table listing various educational and religious publications. Columns include publisher names (e.g., 現株仲植週報, 白光), publication frequency (e.g., 週刊, 月刊), and dates (e.g., 昭和九, 昭和六). Publishers listed at the bottom include 山郷, 丸田直一, 小川和, etc.

大使館管下定期刊行物一覽表 (昭和十二年八月末現在)

Table listing various publications under the supervision of the embassy, including titles like 'ハルビンシンポニ', 'ツクノサイエティ', and '天竺株式日報'. Columns include publication name, publisher, and date.

満洲國刊行物

概況 満洲國內發行物の定期出版物はこれを大別すれば民間刊行物と政府機關刊行物の二種に別つことが出来る。而して建國

教育・宗教・出版物——出版物

Table listing publications within Manchuria, including titles like '滿洲特産月報', '日滿商事月報', and '滿洲特産月報'. Columns include publication name, publisher, and date.

日なほ浅いがため出版物の數も未だ餘り多くはないが、然し最近に至つて著増の傾向がある。即ち民間定期刊行物について見れば康徳元年七月末において滿洲國政府が許可せる國內諸新聞並に雜誌等の數は五十三に過ぎなかつたものが、康徳三年八月末現

在では八十二(日本人經營に係る新聞、例へば盛京時報、大北新聞等、若くは英字紙英人經營の露字紙等を含まず)を數へるに至つて居り、又政府機關の定期刊行物も相當多數に上つてゐる。

出版法の制定 滿洲國に於ける出版物の

本店 東京市麴町區丸ノ内一ノ六
 營業 機械、瀝青商品、鑛油、燃料、建築材料、雜貨、度量衡器、水道工事

大連市山縣通二番地東拓ビルデング



淺野物産株式會社
 大連出張所

電話長② 三五二一八七番
 七六一九番

在滿 奉天加茂町一八
 撫順東五條通八
 新京朝日通六三
 出張所 哈爾濱面包街二

大日本製糖株式會社
 大和染料株式會社
 國産ロングピストン、リング
 三菱マングネスト
 住友SSKピストン
 三井鑛山目黒砥石工場
 滿洲總代理店
 芝浦マツダ工業株式會社特殊合金工具製作所
 米國ダイアモンドテイトラック
 米國ワッキコマングネツト
 米國チャンピオンスパークプラグ
 米國ハドソン 乘用自動車



株式會社 永順洋行

本店 大連市山縣通八十八番地
 出張所 奉天、四平街、新京、吉林、哈爾濱、營口、天津

資本金 八千萬圓

新京錦町二丁目



滿洲炭礦株式會社

理事長
副理事長
常務理事
常務理事
常務理事

河本大作
李叔平
窪内太郎
栗野俊一
長井租平
白名璋

理事
監事
監事
監事

前島英一
吳忠元
久保田忠吉
中川增藏
金川松喬

大連綿糸布商組合

伊藤忠商事會社	日華綿花會社	日華綿花會社	東洋棉花會社	大信洋行	上野洋行	丸永商店	又一株式會社	江一株式會社	永順洋行
---------	--------	--------	--------	------	------	------	--------	--------	------

(イロハ順)

有價證券賣買・募集引受



株式會社

德泰公司

本店 大連市山縣通五番地

電話 ②四四五番 ②六六一六番

支店 奉天加茂町七番地

電話 ②六一六四番 ②六一六五番

電話 ②三三三番 ②三三八番

營業品目

羅紗、サージ、毛布、毛糸、フェルト、天津アーペット、帽子、其他毛製品各種

創立 大正七年十二月
資本金 壹千萬圓



滿蒙毛織株式會社

本社 奉天皇姑屯

東京事務所 東京市麴町區內山下町一ノ一東洋ビル內

支店 名古屋市西區光音寺町八三

工場 奉天、名古屋、岡崎、天津

營業所出張所 東京、京城、天津、大連、奉天、新京、吉林、哈爾濱、齊々哈爾、錦縣、承德、安東

大連市西通一一七



南滿洲瓦斯株式會社

電話代表本局二一八一八二番

大連市常盤橋



大連都市交通株式會社

專務取締役
取締役支配人

山 稅

岡 所

信 壯

夫 吉

電話代表二一三一八一番



日滿商事株式會社

社長 武部治右衛門



社會事業

概況 滿洲に於ける日本側社會事業は早く既に日露戦後多忙の間にその端を發したが、爾來三十年各種社會事業施設の發達を見るに至り、特に近年財團法人滿洲社會事業協會生れて連絡統制の機能を發揮し新事業の促進に力を盡し、又一方關東州には方面委員制度、滿鐵沿線には福祉委員制度を施行して夫々救護、救済に遺憾なきを期してゐる。而して關東州廳地方課には社會係あり社會事業主事之が事務を掌り、大連市には社會課に於て市に於ける諸種の社會事業的活動の圓滿を期し、滿鐵會社は福祉課を設けて社員の福祉増進の爲凡ゆる社會事業的活動を試みてゐる。

邦人關係社會事業

恩賜財團慈善資金(州廳内) 明治大帝御大喪に際し、關東州に金七千圓の御内幣金

御下賜あり本財團を設立、爾來御下賜金及び配當金並に寄附金の交付を受け毎年社會事業助成費として二萬圓内外を交付して居る。

關東州方面委員(大連民政廳内) 昭和五年十二月創設、大連全市を五方面四十六區に分ち各委員一名宛を置く、うち滿人九名、參事八名、十一度取扱成績次の如し。

Table with 2 columns: 項目 (Item) and 件数 (Number of cases). Rows include 社會調査, 救護, 救済, 慈善, etc.

日本赤十字社滿洲委員會本部(州廳内) 旅順、大連、金州、普蘭店、雙子窩、營口、遼陽、奉天、新京、安東、吉林、哈爾濱、錦州に支部を有し十月七月現在社員數は日本人一七、〇九五人、滿人及外人一〇、九八二人計二八、〇七七人で奉天、大連、哈爾濱に赤十字病院、錦州に診療所、本部及錦州、一面坡、大連小崗子、大連埠頭、遼陽、新

京、通化に救療所を有す。又大連(一九)初め各主要都市に少年赤十字團がある。〔大連市職業紹介所(常盤町社會館内) 十一年度取扱成績は求職男二、〇一二人、女三、〇三人で就職せるものは男四六六人、女一九三人である。〕〔奉天職業紹介所(奉天日吉町滿鐵會館) 事業成績(昭和十一年)は求職男二百一十一人、女二百二十九人で就職は男二百九人、女七十二人である。〕〔新京職業紹介所(新京市北安路經濟會館内) 事業成績(昭和十一年)は求職男一千三百五十九人、女四百二十九人で就職は男一千二十八人、女三百八十人である。〕

〔大連市警察署(常盤町) 簡易保額積立金より十萬圓を借入れ特別會計に繰込み運用す。十一年度成績は貸付十三萬九千八百八十七圓八十五錢、回収十二萬四千五百三十三圓四十五錢利子收入一萬二千四百四十九圓四錢である。〕〔財團法人大連安濟會(黑比須町代表者張本政) 州内唯一の滿人經營に係る滿人慈善救濟機關である。〕〔財團法人大連聖愛醫院(廣町) 基督教聖愛醫院の名にて同教育の手に創設さる。〕

日本側社會事業團體一覽

Table with 4 columns: 事業別 (Type of activity), 名 (Name), 設立年 (Year established), 所在地 (Location). Lists various social welfare organizations.

Table with 4 columns: 事業別 (Type of activity), 名 (Name), 設立年 (Year established), 所在地 (Location). Lists various social welfare organizations.

Table with 4 columns: 事業別 (Type of activity), 名 (Name), 設立年 (Year established), 所在地 (Location). Lists various social welfare organizations.

Table with 4 columns: 事業別 (Type of activity), 名 (Name), 設立年 (Year established), 所在地 (Location). Lists various social welfare organizations.

められた外、滿洲國中央社會事業聯合會に一萬圓を御下賜、民間社會事業の獎勵補助を行われられ、その他水災凶作に際してはその都度御内帑金を賜つてゐる。

社會事業行政並統制機關 (一) 中央行政機關 中央に民生部社會司社會科があり地方社會事業の監督助成に任ずると共に賑恤、救済及國內官私社會事業の振興獎勵を圖り労働に關する事項をも管掌する。又特別行政區劃たる興安各省に對しては興安局に就て總括的社會事業行政を管掌する。

(二) 地方行政機關 各省に於ては民政廳行政科内に、新京特別市、奉天、吉林の各市には行政處地方科内に社會科を設け、哈爾濱市には行政處内に社會科があり専ら社會行政事務を管轄し、各縣では内務局で本事務を分掌してゐる。

(三) 中央社會事業聯合會 地方社會事業聯合會の聯絡統制を圖る必要上、大同三年二月二十一日滿洲國中央社會事業聯合會の創設を見た。又同七月には日本側滿洲社會事業協會と協力して在滿洲日滿社會事業大會を開き、同年六月には同會主催全滿社會事業大會を、康徳元年六月には大連に第二回日滿社會事業大會を開催した。而して本大會は應々本格的に日滿兩國社會事業の

大會たらしむるの要を認め、康徳三年九月新京に第三回日滿社會事業大會を開催した結果、日本より代表者二百名を参加せしめ極めて盛大なる社會事業會議を開催、其決議に基き日滿社會事業聯合會の結成を見るに至つた。その他功勞者の表彰、講習生の日本派遣、日滿兒童融和促進事業を實施し尙在滿日滿双方社會事業關係者より各十名宛の委員を擧げて常設日滿社會事業聯合會の委員を組織し、時々新京、奉天、大連等に會合して日滿間の社會事業に關する聯絡を密ならしむるに努めて居る。

その他の機關 (一) 農村生活の貧困化を防止するため康徳二年八月三十一日民政部令第四十號を以つて貧窮管理規則が公布され、同時に本制度助成のため赤血及倉庫補助金を各縣に交付し各縣に於て之を基として毎年農務を檢査して貧困地を以て地方自治の教育に當ると共に、更に農産物の不足を補給し或は生産資金を貸與する等防貧事業を兼ねしむるやう農産物の生産促進を期してゐる。康徳二年度豫算は三百萬圓である。

(二) 朝鮮總督府の施設を除いては都會地の無料宿泊所、授産場、職業紹介所、托兒所を主なるものとし、右の中、大連に於ける朝鮮人會は新たに五萬圓を投じて會館を新築中にして近く竣工の上は同族の保護と福祉増進の爲に一進歩を見るべく又安東、營口の兩授産所を除いては殆んど取るに足らぬ。

(三) 貧民救済 五歳以上十五歳未満の若るべき貧民幼男女を收容保育する。司法官署、警察署から送られる者の外極貧者の子女も收容し將來獨立の職業を授けてゐる。

(四) 貧民救済 貧困者の五歳以下の嬰兒を保育し五歳以上に達した時は父母、親類に引渡し、引取人なき場合は孤兒所に送る。滿人及支那人の嬰兒である嬰兒の孤兒を除くため各種團體が救済に多大の犠牲を拂つてゐるので貧民救済は相當に發達してゐる。

(五) 貧民救済 貧民の治癒、衛生防疫事務を担ひ、滿洲は内務、洋務は外科その他の治療に當つてゐる。

民間事業 (一) 世界紅十字會 民國五年山東省に生れた信託團體である道院の附設機關で、民國十一年十月成立し、現職員一千名に達し、世界平和與進歩を目的としてゐる。奉天の總分會で慈善統制を圖つてゐるが、大同二年三月新京總分會が滿洲國行政院に昇格せられると同時に紅十字會が新京紅十字會行政會と名稱を改め、國內分會の統制をなすことになつた。

約二十ヶ所の分會を有し、滿洲國內の小學校經費は二百十三、學費數十萬人以上に達し、主として貧困兒童の教育に當り學費の免除は勿論、學用品に幾多の便宜を與へてゐる。

(二) 全國救濟協會 在道院の秘密結社的の事務執行機關である滿洲國では民族統制の特色をなすし善良な社會事業團體として發展してゐる。元來國內各地の同會は北平總會の統制下にありつたが、建國後新分會が總會に昇格し、各地分會はその命令下にあり現在教所三百餘を數へてゐる。

(三) 紅十字會 宣統二年大連紅十字會が創設されたが會員は少數の官吏に限られ内務も新設、事業も頗る振はなかつたが、日露戰役の際、上海地方總商會は滿洲人民を救済せんとして、英、米、佛、獨逸等、各國宣教師の援助を得て上海萬國紅十字會を組織し、今日に至る迄、戰時、天災時に治療救済事業に努めて來た。

(四) 世界紅十字會 民國十六年天津に創設され大同元年滿洲國成立と共に中國慈善聯合會の名を現名に改めた。

(五) 信託會 聖賢遺訓、名士格言を實踐するを目的とし、凡そ字の書かれた紙片は到る所より拾ひ集め信託の精神普及に努めてゐる慈善團體である。

(六) 孔急會 滿洲國建國の始め王道精神高揚のため趙欣伯博士が儒術復興、尊孔を唱へたに始まる。

(七) 五經山向德善化會 北平に總會があり滿洲各地に分會を設け佛教の慈悲精神に基き貧民子弟教育、施醫、施賑、慈善所等の經營を事業として來たが、滿洲國建國と同時に北平總會より分離し、新京分會が總會に昇格した。

鮮人關係社會事業

在滿鮮人は大部分貧窮階級に屬し社會施設

設は最も緊要なるに不尙甚だ不振の状態にある。朝鮮總督府の施設を除いては都會地の無料宿泊所、授産場、職業紹介所、托兒所を主なるものとし、右の中、大連に於ける朝鮮人會は新たに五萬圓を投じて會館を新築中にして近く竣工の上は同族の保護と福祉増進の爲に一進歩を見るべく又安東、營口の兩授産所を除いては殆んど取るに足らぬ。

(一) 總督府の施設 (一) 教育 直接經營のものには龍井村、延吉、興道、百草溝、厚春に普通學校が各一、補助に於ける私立學校、書室は南北滿洲、開墾地方を通じて八十餘校、滿鐵との共同補助に依るもの安東、奉天、撫順、鐵嶺、海龍、開原、新京、哈爾濱、營口、鞍山、四平街に普通學校各一、安東に普通學校に準ずるもの三がある。(二) 醫務 龍井村と延吉に病院を經營、各國民會に嚮附醫院を配置、興道地には嚮附醫院を進行、延吉延人員は毎年十六萬餘人、民會を通じての家産無料配布は毎年七萬人分である。(安全農村及集居部) これは社會事業の範圍を出てゐるが初めは何れも滿洲國總督府北滿水害救済民の救済事業を主とした。(三) 金融 延吉、興道、海龍、開原、新賓、遼寧、吉林、各縣に附設し、昭和九年度末金融總額九億餘、補助總額十萬六千圓に達し貸付總額は五十六萬圓に上つてゐる。又、各地には總督府の直接關係せる金融組合十五、その補助累計十萬七千餘圓、貸付額昭和八年度は百五十一萬餘圓に達する。尙東亞銀行を以ての補助は百二十九萬二千圓で年度貸付額は六十五萬五千圓である。

(二) 安東朝鮮人民會 (一) 授産場 昭和四年開設八年擴張、敷地一千坪建坪三百七十六坪、尙九年三月以來

勞働事情

概況 滿洲に於ける勞働者はこれを民族的方面より見るに絶大多數を占むる滿洲人の外に内地人、鮮人、ロシア人あり、その人的關係は頗る複雑多岐で、從つて教育程度生活狀態、勞働賃銀乃至勞働能率等に様々な相違がある。而して全滿勞働者總數は約七百五十萬と推定されてゐるが、内近代的意思に於ける賃銀勞働者は極めて少數で大部分は農業勞働者手工業勞働者、及び苦力階級が占めてゐる。しかも滿洲勞働界の特殊現象として看過し能はざる問題は支那人勞働者の大量的出入滿問題である。これは滿支兩國間に於ける地理的乃至歴史的關係に主因を有するものであるが、この問題は所謂勞働統制として昭和八年以來問題化し、當時當面の方法として支那人勞働者の

毎年安東、鳳城縣下に約百名の僱傭に賃費、食費の一部を補助し以て農務の修習を行つてゐる。地下鐵道は十年一月開始し自動地下鐵道四條、解州鐵道一條、奉天一線、手盛鐵道一條を有す。

(二) 奉天居留民會 八年四月滿洲地に對する宿泊所を開設、九年十月總務部事務所を發足した。

入滿は、必要の最少限度に對してのみ入國を許可するといふ方針を採り、滿洲國當局では關東軍、關東局等と計り労働統制の治安維持に及ぼす影響の必要性と重大性に鑑み、關東局外國労働者取締規則案を基礎として、康徳二年三月二十一日法令としての「外國労働者取締規則十四箇條」を公布施行して統制に當つたが、發展途上にある滿洲國の現状は、これら外來労働者をなほ或る程度まで必要とし、年々數十萬人に及ぶ入國を認めざるを得ない状態にある。而してこれら労働者の統制は從來大東公司が中心となり調節してゐたが、産業開發五箇年計畫の遂行に對應すべく國內労働力の需給統制強化のため、更に新たに綜合的中心機關を設置すべく目下民生部社會司で勞工協會法を草案中で更に全國的統制のため各省、縣、街村に職業紹介所を設置されることになつてゐる。

なほ滿洲に於ける労働者の需要状態は、特に農業労働に於て、地方的且つ季節的の間歇性を多分に現はすを以て、これが調節は全滿的に考察すべき重大問題とされ、特に南滿と北滿との努力の格差に就いては當局でも種々對策を講じつゝある。因みに、關東局に於ては昭和十一年六月一日を期し、管下全滿労働者の労働調査を一齊に施

行した。

修船會の設立 大連港を出入する北支方面の入滿労働者は、滿洲國所定の取締規則によつて統制されてゐるが、從來この出入労働者及びその家族の輸送に當つてゐる日滿船會社間の運輸統制は未だ實施されて居らず、その間隙に乗じて不正船舶業者の航路攪亂を助長する虞れもある。入滿労働者輸送に關係ある大連汽船、阿波共同、日本郵船、大阪商船、松浦汽船、政記公司の在連六社が協議した結果、共同計算（過去三箇年間の労働者輸送量による）による合理的統制を行ふこととなり、これが統制機關として「大連修船會」を設立、七月一日から業務を開始し大連市内臨部通りに共同賣場處を設けて、大連港を経て北支方面に歸る労働者の切符發賣をなすほか、天津、龍口、芝罘、威海衛、青島の五箇所に支所を設け、入滿労働者の切符發賣に當らしめてゐる。

入滿労働者力經由地別統計 (單位千人)

經由地	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
大連	三三	一六	二五	二七	二七	二七
安東	二二	二二	二二	二二	二二	二二
營口	二二	二二	二二	二二	二二	二二
計	三三	二二	二二	二二	二二	二二

滿洲國労働者分數

職業	總數	朝鮮人	其他
工場労働者	一、一九、五〇〇人	一〇、四、二〇〇人	七、七、八〇〇人
交通労働者	七、七、八〇〇人	三、七、四〇〇人	三、七、四〇〇人
運輸労働者	一、〇、〇〇〇人	〇、〇〇〇人	〇、〇〇〇人
その他	〇、〇〇〇人	〇、〇〇〇人	〇、〇〇〇人

工、礦、交通労働者 最近各方面の調査を綜合すると、滿洲に於ける工場、鑛山及び交通並びに運輸労働者の概数は左の如くである。

労働者分數

省	總數	朝鮮人	其他
石	二、六	〇、〇	二、六
吉	二、二	〇、〇	二、二
黑	二、一	〇、〇	二、一
龍	一、九	〇、〇	一、九
江	一、七	〇、〇	一、七
天	一、五	〇、〇	一、五
奉	一、三	〇、〇	一、三
吉	一、一	〇、〇	一、一
林	〇、九	〇、〇	〇、九
江	〇、七	〇、〇	〇、七
龍	〇、五	〇、〇	〇、五
江	〇、三	〇、〇	〇、三
安	〇、一	〇、〇	〇、一
東	〇、〇	〇、〇	〇、〇
周	〇、〇	〇、〇	〇、〇
同	〇、〇	〇、〇	〇、〇
安	〇、〇	〇、〇	〇、〇
熱	〇、〇	〇、〇	〇、〇
河	〇、〇	〇、〇	〇、〇
州	〇、〇	〇、〇	〇、〇
安	〇、〇	〇、〇	〇、〇
省	〇、〇	〇、〇	〇、〇

農業労働者 滿洲に於ける農業労働者はその數約三百萬といはれてゐる。滿洲の農業は多くの自然的經濟的封建的性質を有しつゝ、その反面に於て斯く多數の農業労働者を有して居り、且つ北滿に於ける農耕所要不足努力約七十萬を餘儀なす。北支の人口不足、農村の努力補充とされつゝある人口不足、農村の努力補充といふ問題が、北支よりの出稼苦力及び南滿過剩努力の北滿への移動によつてなされてゐるといふ點に、滿洲農業労働者の特殊性が存してゐる。而して、これら農業労働者には、職業的な農業労働者の外に零細農の生計補充的農業労働者、及び小地主階級の貸稼的性質を有するもの等が包含されて居り、殊に南滿の農業労働者の中には貸稼的性質を帯びるものが多數存在してゐる。

農業雇傭労働者 はその雇傭期間及び賃金決定方法の如何によつて普通、年工、月工、日工の三種類に分類されその賃銀は普通貨幣賃銀である。但し年工に限つて貨幣賃銀外に現物給乃至一定の地域よりの收穫高を以てする地方もある。

婦人労働者 滿洲の婦人は元來徹底的に

労働移動

季節的に來往する出稼労働者については、滿洲に於ける労働者の大部分は滿・支人であり、その出身地は山東、河北の兩省が多い。現在滿洲國民の主體をなす漢民族中には、當初より移住の目的を以て渡來せるものもあるが、出稼労働者の一部分が殘留し定着せるものが可成の大部分を占めてゐる。即ち昭和元年度以降十箇年の平均入滿苦力は六七〇、二六八人、離滿苦力は三九九、六七六人にして差引殘留二七〇、五九

外界と遮斷せられ僅かに家内工業に密與する以外に出なかつた。然るに資本主義經濟の異常な發展と共に封建社會或は前資本主義社會に於て持った婦人の地位は漸次變革し、殊に農村の構造の窮乏は農民の購買力を喪失せしめ、資本の攻勢はますます急激に農村の凋弊を惹起し、延いては獨立手工業の退廢並に在來工業の頹減にまで及び、貧家の女性連の地位に大きな影響を與へ、滿洲の女性群も家族生活から切離され、續々と産業労働乃至工場諸部門に吸收されて行つた。最近の調査によればこれ等婦人労働者の數は逐年増加し、現在では既に一萬を突破する女性群の労働市場進出が行はれてゐる。

二人で、これが残留率は四〇・四%を示し、昭和十年に於ては、入滿は三月の一〇二、六七六人を最高とし二月の五、六五〇人を最低として總計四四四、五四〇人で、離滿は一月の五三、四一八人を最高とし二月の一九、五六一人を最低として總計四二〇、三一四人の來往を示してゐる状態である。

出身國別調査年報

Table with columns for year (昭和二年, 三年, 四年) and origin (滿洲國, 中華民國, 關東州, 朝鮮).

Table showing monthly labor movement statistics (工場労働者の移動率) for the year ending in February 1911, with columns for month and various labor categories.

鎮山労働者移動状態 (昭和十年八月二十三鎮山につき調査)
全滿の鎮山労働者は約十二萬と推算されてゐるが、その四分の一約三萬の労働者を使用する撫順炭礦の労働者採解備並に出身國別調査年報を示せば左の如くである。

落し他三都市は擧つて騰貴した。昭和六年頃までは大體に於て大連の賃銀が高かつたが、滿洲國に於ける國家的體系の整備は必然的に奥地土建界の活況を呼び首都新京をはじめとして安東、奉天等いづれも近代都市の整備をととのへるため賃銀も續續所謂滿洲景氣を醸成、従つてむしろ大連よりも奥地方面の賃銀がよくつた。滿洲主要都市労働賃銀比較は左の通りである。

Table comparing wages in various cities (大連, 奉天, 安東, 新京) for different years (昭和七年, 八年, 九年, 十年, 十一年).

勞働運動

滿洲に於ける勞働運動の現状については、滿洲國建國以來その状態の變化は、從來よりも更に一層勞働運動に對する壓迫を強化した結果、勞働争議の勃發等も急激に減少を見、特記すべきものは何も見られない。現在ある各種勞働團體についてみて、その何れも單なる親睦會乃至互助救濟會の

如き性質を帯びるものしかなく、且又滿洲人労働者による労働組合組織運動の如きも、殆ど絶滅の形になつてゐる。斯る労働運動の平穩状態の裡にあつて、稍々積極性を有してゐるとみらるべきものは、大連港を中心とする海上労働大衆の問題乃至その動向であらう。日本海員組合の分裂による新舊兩組合の對立抗争は、大連に於て舊組大連支部、新組大連支部兩者の反目對峙となり、昭和十一年七月に到り、舊海員組合が獲得せる待遇改善問題に相前後して、獨自の立場から新組合側が船主協

Table listing labor unions (名) and their locations (所在地) across various cities in Manchuria.

會に要求せる待遇改善促進案を議する新組のゼネスト氣構へから、再び兩支部の關係は尖鋭化し、これに直接影響ある大連汽船會社その他と共に三つ巴の紛争に入るかの觀があつたが、七月二十九日拂曉に至り新組合の團體交渉權獲得、退職手当制度確立、遺棄手当増額の要求が容れられると共に、新組大連支部に於ては直に大連汽船に對しその働きかけを開始した。然し大連汽船船濱江丸乗組員問題に端を發して、遂に新組大連支部はその支部それ自體の存立再検討を餘儀なくされた。

に於ても三萬の常備工に對して福利儲金規定を制定しこれを昭和十一年下半年より實施した。右方法は滿鐵邦人社員の退職手当に類似せるもので、前記法案に該當する種々の好條件によつて構成されてゐるが、この福利儲金の實施は、實に滿洲労働界に於ては最初の惠澤であり、一般工人は擧げて生活の安定に就き得るものであるといふことが出来る。

即ち撫順炭礦では工人の採用と同時にこれら工人に對し強制的にこの福利儲金に加入せしめ、採用後十五箇年間は毎月五十錢づゝ積立の義務を負せしめる一方、會社側でもこれと同額のを毎月補助するのわけである。而して、十五年以上勤務の場合には工人自身に於て積立の必要なく、會社側は年額五圓を右の積立に加へることになつてゐる。更に三年未滿の工人が自ら積立を解除せる場合は、一箇月の預け高即ち五十錢に利子が附されるのみで勤続年限の永きに伴つてその率もよくなる。この實施は労働能率の向上と共に炭礦目標も工人の退散防止となる一方、工人側に於ても勤続の結果は生活の安定が得られることになつた。

衛生

滿洲國の衛生行政

概説 滿洲國政府は建國以來、特殊衛生状態に鑑み醫務機關の普及、傳染病の豫防、地方衛生行政機關の充實の三大方針に目標を置いて来たが、中央機關たる「民生部衛生司」では康徳四年七月行政機構改革に伴ひ「民生部保健司」となり、醫務科、防疫科、保健體育科の三部門を構成、舊衛生司の所管事務に體育、學校衛生を加へ、又從來農政部の所管たりし蒙古の衛生行政をも移管され一應醫療行政の統一をなした。前記三大方針の内醫療機關の普及は公醫、國民診療所の全國的設置となり、醫療機關の地方經營の建前から四年度に入つて診療所の地方移管を開始し、地方補助政策に轉換同年新京市立病院設立補助を初め漸次公立病院設立の積極的助成をなす方針である。

額補助方針を決定、奉天、齊々哈爾、哈爾濱、安東、錦州、佳木斯等主要都市に實現の運びとなつた。
地方衛生機關の充實 全國十六省の内十二省に對し四年度までに醫師たる技術官、藥劑師たる技術官を配置、獸醫たる技術官の配置も一部省に實施し地方機關に於て消毒器、傳染病源の検査並に簡易な化學試驗が可能となつた。尙ほ衛生技術官未配置の興安四省も漸次充備の方針である。
阿片政策 百數十年來、民族の血を汚し犯罪の温床となつた阿片に對する斷禁政策は阿片法(大同元年)によつて專賣制度となり、癮藥法(康徳四年)により不正業者肅清工作が實施されたが、從來生産と取引のみ官營とした專賣制度の徹底のため五年度より小賣分配(零賣所)も官營に移す劃期的阿片政策を確立した。
治法權限と衛生法規整備 滿洲國では治外法權撤廢に備へて衛生法規の整備を急いでゐたが康徳三年十月醫師法施行規則、漢醫法施行規則、齒科醫師法、同施行規則、藥劑師法、同施行規則、醫師考試令、同施行規則、藥品法施行規則、助産士規則、看護婦規則、助産士考試規則、癮藥癮者管理規則

を公布(四年九月末現在) 治法撤廢までに傳染病豫防法、同施行規則、種痘法、飲食物取締法、汚物掃除法、牛乳營業取締規公布の豫定である。
戒煙所 阿片は大同元年阿片法發布以來斷禁政策を探り、康徳四年九月癮藥取締法の實施により、斷禁政策の強化に伴ひ阿片癮癮者強制治療機關たる戒煙所は既設新京、吉林、奉天、齊々哈爾、承德、哈爾濱、營口、安東、滿洲里、山海關(十箇所)の外三箇年計畫で省城縣城の主要都市に四十箇所増設されるが中毒患者は百萬と概算される。

戒煙所治療成績

Table with columns for 戒煙所 (Opium Treatment Centers) and 治療成績 (Treatment Results). It lists statistics for 戒煙所 (戒煙所) and 治療成績 (治療成績) for 戒煙所 (戒煙所) and 治療成績 (治療成績).

患者の職業別区分

Table showing patient statistics by profession (職業別区分). Columns include 職業 (Profession) and 患者數 (Number of Patients).

滿洲國の保健状態

滿洲國民の保健状態を全國的統計に求めることは未だ困難であるが、十三省百十七縣に配置される公醫の康徳三年度に於ける診療患者一三三、六三二人の内傳染性病が二八%(三三、六四四人)がその最高位を占め、傳染性病中花柳病が二二%強、法定傳染病並結核と共に其の約半數を占めてゐることは滿人の防疫智識の欠除を物語るものである。

病氣類別人員

Table showing disease categories and personnel (病氣類別人員). It lists 病氣類別 (Disease Categories) and 人員 (Personnel).

法定傳染病患者發生及死亡表

Table showing the occurrence and death statistics of法定傳染病患者 (Statutory Infectious Diseases) across various provinces (省市名) and years (年). It includes columns for 省市名 (Province/City Name), 發生 (Occurrence), and 死亡 (Death).

省	合計	花柳病人員	受檢人員
吉林	1,200	1,000	1,100
遼寧	1,500	1,300	1,400
熱河	1,800	1,600	1,700
山東	2,000	1,800	1,900
江蘇	2,200	2,000	2,100
浙江	2,500	2,300	2,400
安徽	2,800	2,600	2,700
江西	3,000	2,800	2,900
湖北	3,200	3,000	3,100
湖南	3,500	3,300	3,400
福建	3,800	3,600	3,700
廣東	4,000	3,800	3,900
廣西	4,200	4,000	4,100
雲南	4,500	4,300	4,400
貴州	4,800	4,600	4,700
四川	5,000	4,800	4,900
陝西	5,200	5,000	5,100
甘肅	5,500	5,300	5,400
寧夏	5,800	5,600	5,700
青海	6,000	5,800	5,900
察哈爾	6,200	6,000	6,100
綏遠	6,500	6,300	6,400
察哈爾	6,800	6,600	6,700
綏遠	7,000	6,800	6,900
察哈爾	7,200	7,000	7,100
綏遠	7,500	7,300	7,400
察哈爾	7,800	7,600	7,700
綏遠	8,000	7,800	7,900
察哈爾	8,200	8,000	8,100
綏遠	8,500	8,300	8,400
察哈爾	8,800	8,600	8,700
綏遠	9,000	8,800	8,900
察哈爾	9,200	9,000	9,100
綏遠	9,500	9,300	9,400
察哈爾	9,800	9,600	9,700
綏遠	10,000	9,800	9,900
察哈爾	10,200	10,000	10,100
綏遠	10,500	10,300	10,400
察哈爾	10,800	10,600	10,700
綏遠	11,000	10,800	10,900
察哈爾	11,200	11,000	11,100
綏遠	11,500	11,300	11,400
察哈爾	11,800	11,600	11,700
綏遠	12,000	11,800	11,900
察哈爾	12,200	12,000	12,100
綏遠	12,500	12,300	12,400
察哈爾	12,800	12,600	12,700
綏遠	13,000	12,800	12,900
察哈爾	13,200	13,000	13,100
綏遠	13,500	13,300	13,400
察哈爾	13,800	13,600	13,700
綏遠	14,000	13,800	13,900
察哈爾	14,200	14,000	14,100
綏遠	14,500	14,300	14,400
察哈爾	14,800	14,600	14,700
綏遠	15,000	14,800	14,900
察哈爾	15,200	15,000	15,100
綏遠	15,500	15,300	15,400
察哈爾	15,800	15,600	15,700
綏遠	16,000	15,800	15,900
察哈爾	16,200	16,000	16,100
綏遠	16,500	16,300	16,400
察哈爾	16,800	16,600	16,700
綏遠	17,000	16,800	16,900
察哈爾	17,200	17,000	17,100
綏遠	17,500	17,300	17,400
察哈爾	17,800	17,600	17,700
綏遠	18,000	17,800	17,900
察哈爾	18,200	18,000	18,100
綏遠	18,500	18,300	18,400
察哈爾	18,800	18,600	18,700
綏遠	19,000	18,800	18,900
察哈爾	19,200	19,000	19,100
綏遠	19,500	19,300	19,400
察哈爾	19,800	19,600	19,700
綏遠	20,000	19,800	19,900
察哈爾	20,200	20,000	20,100
綏遠	20,500	20,300	20,400
察哈爾	20,800	20,600	20,700
綏遠	21,000	20,800	20,900
察哈爾	21,200	21,000	21,100
綏遠	21,500	21,300	21,400
察哈爾	21,800	21,600	21,700
綏遠	22,000	21,800	21,900
察哈爾	22,200	22,000	22,100
綏遠	22,500	22,300	22,400
察哈爾	22,800	22,600	22,700
綏遠	23,000	22,800	22,900
察哈爾	23,200	23,000	23,100
綏遠	23,500	23,300	23,400
察哈爾	23,800	23,600	23,700
綏遠	24,000	23,800	23,900
察哈爾	24,200	24,000	24,100
綏遠	24,500	24,300	24,400
察哈爾	24,800	24,600	24,700
綏遠	25,000	24,800	24,900
察哈爾	25,200	25,000	25,100
綏遠	25,500	25,300	25,400
察哈爾	25,800	25,600	25,700
綏遠	26,000	25,800	25,900
察哈爾	26,200	26,000	26,100
綏遠	26,500	26,300	26,400
察哈爾	26,800	26,600	26,700
綏遠	27,000	26,800	26,900
察哈爾	27,200	27,000	27,100
綏遠	27,500	27,300	27,400
察哈爾	27,800	27,600	27,700
綏遠	28,000	27,800	27,900
察哈爾	28,200	28,000	28,100
綏遠	28,500	28,300	28,400
察哈爾	28,800	28,600	28,700
綏遠	29,000	28,800	28,900
察哈爾	29,200	29,000	29,100
綏遠	29,500	29,300	29,400
察哈爾	29,800	29,600	29,700
綏遠	30,000	29,800	29,900
察哈爾	30,200	30,000	30,100
綏遠	30,500	30,300	30,400
察哈爾	30,800	30,600	30,700
綏遠	31,000	30,800	30,900
察哈爾	31,200	31,000	31,100
綏遠	31,500	31,300	31,400
察哈爾	31,800	31,600	31,700
綏遠	32,000	31,800	31,900
察哈爾	32,200	32,000	32,100
綏遠	32,500	32,300	32,400
察哈爾	32,800	32,600	32,700
綏遠	33,000	32,800	32,900
察哈爾	33,200	33,000	33,100
綏遠	33,500	33,300	33,400
察哈爾	33,800	33,600	33,700
綏遠	34,000	33,800	33,900
察哈爾	34,200	34,000	34,100
綏遠	34,500	34,300	34,400
察哈爾	34,800	34,600	34,700
綏遠	35,000	34,800	34,900
察哈爾	35,200	35,000	35,100
綏遠	35,500	35,300	35,400
察哈爾	35,800	35,600	35,700
綏遠	36,000	35,800	35,900
察哈爾	36,200	36,000	36,100
綏遠	36,500	36,300	36,400
察哈爾	36,800	36,600	36,700
綏遠	37,000	36,800	36,900
察哈爾	37,200	37,000	37,100
綏遠	37,500	37,300	37,400
察哈爾	37,800	37,600	37,700
綏遠	38,000	37,800	37,900
察哈爾	38,200	38,000	38,100
綏遠	38,500	38,300	38,400
察哈爾	38,800	38,600	38,700
綏遠	39,000	38,800	38,900
察哈爾	39,200	39,000	39,100
綏遠	39,500	39,300	39,400
察哈爾	39,800	39,600	39,700
綏遠	40,000	39,800	39,900
察哈爾	40,200	40,000	40,100
綏遠	40,500	40,300	40,400
察哈爾	40,800	40,600	40,700
綏遠	41,000	40,800	40,900
察哈爾	41,200	41,000	41,100
綏遠	41,500	41,300	41,400
察哈爾	41,800	41,600	41,700
綏遠	42,000	41,800	41,900
察哈爾	42,200	42,000	42,100
綏遠	42,500	42,300	42,400
察哈爾	42,800	42,600	42,700
綏遠	43,000	42,800	42,900
察哈爾	43,200	43,000	43,100
綏遠	43,500	43,300	43,400
察哈爾	43,800	43,600	43,700
綏遠	44,000	43,800	43,900
察哈爾	44,200	44,000	44,100
綏遠	44,500	44,300	44,400
察哈爾	44,800	44,600	44,700
綏遠	45,000	44,800	44,900
察哈爾	45,200	45,000	45,100
綏遠	45,500	45,300	45,400
察哈爾	45,800	45,600	45,700
綏遠	46,000	45,800	45,900
察哈爾	46,200	46,000	46,100
綏遠	46,500	46,300	46,400
察哈爾	46,800	46,600	46,700
綏遠	47,000	46,800	46,900
察哈爾	47,200	47,000	47,100
綏遠	47,500	47,300	47,400
察哈爾	47,800	47,600	47,700
綏遠	48,000	47,800	47,900
察哈爾	48,200	48,000	48,100
綏遠	48,500	48,300	48,400
察哈爾	48,800	48,600	48,700
綏遠	49,000	48,800	48,900
察哈爾	49,200	49,000	49,100
綏遠	49,500	49,300	49,400
察哈爾	49,800	49,600	49,700
綏遠	50,000	49,800	49,900
察哈爾	50,200	50,000	50,100
綏遠	50,500	50,300	50,400
察哈爾	50,800	50,600	50,700
綏遠	51,000	50,800	50,900
察哈爾	51,200	51,000	51,100
綏遠	51,500	51,300	51,400
察哈爾	51,800	51,600	51,700
綏遠	52,000	51,800	51,900
察哈爾	52,200	52,000	52,100
綏遠	52,500	52,300	52,400
察哈爾	52,800	52,600	52,700
綏遠	53,000	52,800	52,900
察哈爾	53,200	53,000	53,100
綏遠	53,500	53,300	53,400
察哈爾	53,800	53,600	53,700
綏遠	54,000	53,800	53,900
察哈爾	54,200	54,000	54,100
綏遠	54,500	54,300	54,400
察哈爾	54,800	54,600	54,700
綏遠	55,000	54,800	54,900
察哈爾	55,200	55,000	55,100
綏遠	55,500	55,300	55,400
察哈爾	55,800	55,600	55,700
綏遠	56,000	55,800	55,900
察哈爾	56,200	56,000	56,100
綏遠	56,500	56,300	56,400
察哈爾	56,800	56,600	56,700
綏遠	57,000	56,800	56,900
察哈爾	57,200	57,000	57,100
綏遠	57,500	57,300	57,400
察哈爾	57,800	57,600	57,700
綏遠	58,000	57,800	57,900
察哈爾	58,200	58,000	58,100
綏遠	58,500	58,300	58,400
察哈爾	58,800	58,600	58,700
綏遠	59,000	58,800	58,900
察哈爾	59,200	59,000	59,100
綏遠	59,500	59,300	59,400
察哈爾	59,800	59,600	59,700
綏遠	60,000	59,800	59,900
察哈爾	60,200	60,000	60,100
綏遠	60,500	60,300	60,400
察哈爾	60,800	60,600	60,700
綏遠	61,000	60,800	60,900
察哈爾	61,200	61,000	61,100
綏遠	61,500	61,300	61,400
察哈爾	61,800	61,600	61,700
綏遠	62,000	61,800	61,900
察哈爾	62,200	62,000	62,100
綏遠	62,500	62,300	62,400
察哈爾	62,800	62,600	62,700
綏遠	63,000	62,800	62,900
察哈爾	63,200	63,000	63,100
綏遠	63,500	63,300	63,400
察哈爾	63,800	63,600	63,700
綏遠	64,000	63,800	63,900
察哈爾	64,200	64,000	64,100
綏遠	64,500	64,300	64,400
察哈爾	64,800	64,600	64,700
綏遠	65,000	64,800	64,900
察哈爾	65,200	65,000	65,100
綏遠	65,500	65,300	65,400
察哈爾	65,800	65,600	65,700
綏遠	66,000	65,800	65,900
察哈爾	66,200	66,000	66,100
綏遠	66,500	66,300	66,400
察哈爾	66,800	66,600	66,700
綏遠	67,000	66,800	66,900
察哈爾	67,200	67,000	67,100
綏遠	67,500	67,300	67,400
察哈爾	67,800	67,600	67,700
綏遠	68,000	67,800	67,900
察哈爾	68,200	68,000	68,100

新 京

名古屋ホテル

(日本旅行協會々員)

支店 哈爾濱・吉林

大連市山縣通百五十八番地

滿洲土木建築協會

電話 (二) 四六二三番
(二) 二三四三番

關東軍 御指定旅館
南滿洲鐵道

大和新館

本館 新京東二條通り五五
電話 (3) 二六五七番
分館 新京新發路一〇四
電話 (2) 一八一九番

(營業種目)
土地建物の經營處分及委託管理
東拓經營

株式鴻業公司

專務取締役 吉岡義三郎
本店 大連山縣通一四二番地
事業地 大連、奉天、新京、哈爾濱、安東、青島、天津其他滿洲各地

營業科目 一、電燈電力ノ供給並之ニ附帶スル業務ノ經營 二、當會社ト同種事業ニ對スル投資
需要狀況 供給電燈數 一、八六五、〇〇〇燈 供給電力契約容量 一八五、〇〇〇KW
資本金 金九千萬圓(全額拂込済)

新 京 大 同 大 街

電話 二二二二二番



滿洲電業株式會社

社長 丁 鑑 修
副社長 山 崎 元 幹

支店 新京大同大街三〇一
大連支店、奉天支店、京新支店、哈爾濱支店、安東支店、營口支店、錦縣支店、鞍山支店、吉林支店、齊々哈爾支店
關係會社 新義州電氣株式會社、遼陽電燈公司、開原電氣株式會社、外二〇社

資本金 五千萬圓



滿洲電信電話株式會社

大連管理局
新京大同大街
奉天管理局
哈爾濱管理局
齊々哈爾管理局

新築家屋
各室電話
設備完備
客室四十五室

滿蒙ホテル

新京中央通(郵便局前)
電話代表(3)三五一一番



新 京
株式會社

滿洲映畫協會

理事長 金 璧 東
常務理事 林 顯 藏

福井商工株式會社

代表取締役 **福井米次郎**

本店 大連市常盤町四三番地
支店 奉天、大連、鞍山、石河、哈爾濱
出張所 錦州、新賓、石城子、石橋
工場 石河、大興、石城子

大連瀨戶内航路照國丸月二回
大連芝罘航路昌平丸月十回
大連仁川航路利通號月四回
大連市加賀町三〇番地

松浦汽船株式會社

電話代表二、六一一七番
接口座大連五四五七番



大連海上火災保險株式會社

大連市榮町三十七番地
社長 **村井啓次郎**
電話代表三、一八〇五番(夜間)
電話三、一八〇七番(日間)
出張所 奉天、營口、鞍山、撫順、安東、
新賓、錦州、吉林、清津、哈爾濱、
齊齊哈爾、牡丹江、佳木斯
代理店 滿洲、朝鮮、支那樞要各地

營業科目 火災保險、海上保險、運送保險、自動車保險
營業區域 關東州、朝鮮、南北滿洲、支那一圓、沿海州
地方、西比利亞

國產舶來洋服地
東亞ベイント販賣店
日進製作所メタルラス販賣店

合資會社 加藤洋行

本店 天津日本租界旭街一番地
大連店 大連市紀伊町二十六番地
奉天店 奉天千代田通八番地
新京店 新京日本橋通二十五番地
哈爾濱店 哈爾濱中國九道街四十二番地

特産取引機關

一般特産取引並に賣買仲介
大豆、豆粕、高粱の定期委託賣買
出張員の駐在と事務代辦

【大連特産取引所取引人】

恒裕洋行

大連市山縣通り大倉ビル
電話(二)五五八八三
大連市コウユウヨウコウ
電話(三)六三三五

大連市愛宕町七十四番地

成三洋行

家具裝飾品株式會社
製造販賣
常深隆二
電話(二)四二七五番

主なる取扱品目 冷凍魚、鮮魚、鹽乾魚、罐詰各一般
(年中在産品豐富)



株式會社 林兼商店 大連出張所

大連市乃木町十番地
電話(二)六四四二番
電話(三)七五四〇番
大連、奉天、新京、吉林、齊々哈爾、哈爾濱、牡丹江、公主嶺、海拉爾、錦縣



二一商會

各種タオル・シデ紐卸商
大連市信濃町九二
電話(二)一四一七番

土木建築設計監督會社

三田組

代表社員 三田芳之助
自宅 電話本局四五一二四五〇番

出張所 吉林、哈爾濱、四平街、公主嶺、牡丹江、鞍山、奉天、撫順、新京、安東、齊々哈爾、洮安、佳木斯

大連市越後町五番地
電話本局二二四八五〇番
技術室二一六二八一番

藥掛土管
耐火煉瓦
セメント瓦
セメント管
モルタル
セメントタイル

製造販賣



大陸窯業株式會社

本社 大連市榮町二番地
支店 奉天、北陵街御花園
電話(二)四〇五二番

營業品目

代理販賣 鐵鋼銅等各地金、亞鉛引鐵板、各種鐵線、各種パイプ並附屬品
電氣機器、瓦斯、水道、土木建築、鐵道、鑛山、船舶、工場用品並
製造販賣 洋釘、亞鉛、鐵線、鐵條、網、金網、各種釘類、オーガー、ビット
スプリング、ワット、シャット、ポール、トナット



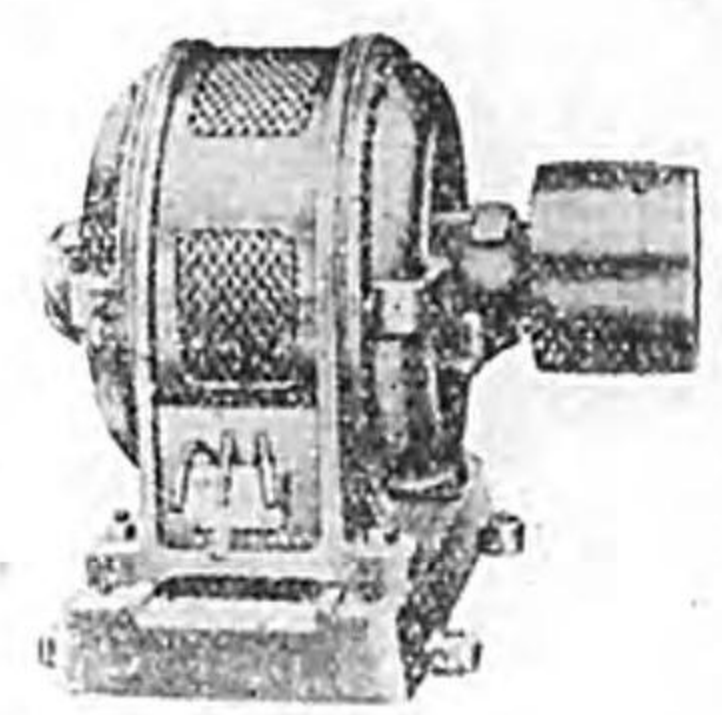
大連市佐渡町三十番地
株式會社 進和商會

支店 張場
支店 高天
支店 新友
支店 哈爾濱
支店 井子椒房屯

電話(三)一〇二一
電話(三)一〇二一

修理專門

發動機 電動機 及び 電氣機械 に関する一切



新東京特別市興安路五二六



森電機製作所支店
電話 三三二七番

本店 大坂市正區大通七丁目三番
電話 川根(64)三五七五
支店 滿洲國奉天芳野通三番
電話 六〇七四番

大連市山縣通

大連汽船株式會社

電話代表二一七二三一



大連市外海猫屯

滿洲石油株式會社

電話代表四一九八一

大連市榮町二番地

大連窯業株式會社

社長 津上延治

電話 園三・一〇三一 番

營業種目

曹達硝子、クリスタル硝子、食卓用器、本硬質汽罐用ゲージ類、炭坑火舎、汽船、自動車、信號燈用レンズ、飲食品、化粧品、藥品用各種瓶類、各種明取硝子(フリズム)各種セード硝子、熔融用坩堝硝子原料

商標

南滿洲硝子株式會社

大連市榮町二番地
電話(三)一七四〇(販賣會計)
(三)二五七四(倉庫)
振替口座 大連五四八〇番
電話 略 一マク

脚氣

と療に
治予

オリザニン

ビタミンBの始祖



オリザニンは、脚氣の原因除去薬なるが故に、その治效並に豫防效力の顯著確實なることは多數實驗報告の實證するところにして實に本劑は脚氣の特効薬たり……………

オリザニンは脚氣の外、種々なる醫治效用を有す、詳細は説明書にあり、御申越次第進呈す……………

(四用) 粉、錠、エキス、注射液各種
各地有名藥店にて販賣す。

東京・室町 三共株式會社

編 四(男) 六六六 六六六 六六六 六六六
 (三) 現業衛生施設 大正十五年度より現業衛生係を設け主として鑛山、工場、鑛山の衛生及公私傷病の醫學的調査に關する業務を行つてゐる。
 (四) 社員保健施設 昭和十年年度初めて設置した診療所を十一年度更に更に二名増員して八名とし、從來會社醫院醫師、公醫、嘱託醫をして行はせていた一四の社員健康診断を専ら診療所をして分擔施行せしめる外更に平常に於ける社員健康診断に當らしてゐる。

女は各場醫院に夫々傳染病棟を附設する外コレラ、ペスト等の特殊傳染病の流行に備へ、新京、公主嶺、四平街、奉天、撫順、安東、大石橋、營口の八箇所の特種傳染病隔離所を特設した。更に前述の保健所を設けて保健醫を配置し警察官と連絡し患者の收容治療、汚染場所の消毒、保苗畜の検査、種痘及預防注射の施行、夏期腸炎の撲滅、野糞消毒など傳染病の預防撲滅に努めてゐる。

研究施設 大正十四年大通に衛生研究所を設置し滿洲に於ける保健衛生に關する研究、傳染病預防治療劑の製造、衛生試驗及び藥品鑑定その他衛生思想の普及宣傳等を行つてゐる。

軍用犬

滿洲の軍犬界

世界大戦に際し獨逸軍が開戰當初約六千頭の軍用犬を戦線に立て傳令、警戒、搜索、救護に、彈藥の補充及作業補助等に大きな軍用價値を實現して以來各國は軍犬の整備に力を注ぎ一方軍用犬は犬界の寵兒となつた。

日本では當時直接この必要を認めなかつたので一般に普及を見ず僅かに軍隊の一部に於て試験的に飼育訓練する程度であつた。ところが滿洲事變は圖らずも日本軍の初舞臺となりその華やかな活躍は軍隊は勿論、世人をして軍用犬の必要性を十二分に認識せしめた。この滿洲事變に於ける軍犬の偉大な活動は内地に於ける軍用犬種軍犬統制の機運を醸成し陸軍省後援の下に昭和七年帝國軍犬協會の設立を見た。然るに滿洲では在來より獨立守備隊に於てその使用を試み鐵道警備に匪賊討伐に軍用犬は日夜兵士と共に第一線に立ち、又滿鐵其の他でも守衛犬として大なる功績を挙げつゝあつたので事變に於てもあの活躍振りを示し得たのである。爾來滿洲の軍犬界は軍犬報國の思想と結び付き躍進を遂げて關東軍では遼陽に軍犬育成所を設けたが、昭和八年には關東軍、關東局、滿鐵等の共同支持の許に民間團體たる滿洲軍用犬協會が誕生した。

滿洲軍用犬協會 本部を遼陽に置き、支部を大通、奉天、新京、安東、哈爾濱、牡丹江、四平街、錦州、吉林、齊齊哈爾、海拉爾、承德に持ち、全滿の軍犬に關する調査指導を行ひ本部並各支部には獨逸優秀種犬を備へて會員犬に補付し、又仔犬の分譲

を行ひ、且訓練所を設けて會員犬の訓練を指導し、機關紙軍犬讀本を發行してゐる。同會では高柳保太郎中將を理事長に置き、本部支部役員には日滿諸名士が名を連ね文字通り日滿合作の協會である。

- 一、軍用犬を飼養する個人及團體の連絡統一を圖り、其事の進展を助成す。
- 二、軍用犬に關する能力審査會、訓練後會、展覽會、品評會等の開催又は其助成をなす。
- 三、大體登録をなし血統證明書を發行す。
- 四、種犬を飼ひ、種付を行ひ、軍用管理犬の統制維持及會員相互間同種犬の交配、分派の仲介を爲す。
- 五、會員所屬犬を以て、軍用、其他の公營に對し優先之に應募す。
- 六、軍用犬の改良を圖る爲め講習及實地指導を爲し、大に關する圖書の編輯刊行をなす。
- 七、軍用犬の血統及能力の調査を行ひ、合格證明書を發行す。
- 八、訓練犬の調査をなし、訓練所を付與す。
- 九、軍用犬の血統及能力の調査研究し、之が改良を圖る。

滿洲軍用犬學校の創設 滿洲軍用犬協會安東支部では森田同支部長がドイツ軍犬界を視察歸朝後、滿洲軍用犬の特殊使命とこれが養成訓練並びに軍用犬訓練士養成の緊急性を痛感し昭和十二年九月安東縣中興鎮街に獨自の組織による滿洲軍用犬學校を創立した。同校開校と同時に四十數頭の訓

國都の威容

建設五年記念

滿洲國の國都新京の建設は世記の驚異といはれ、本年その建設五週年の記念祝典が九月十六、七兩日に亘り、滿洲國皇帝陛下御親臨の下に新京大同公園に於ていと盛麗にしかも盛大に舉行せられたが、今五箇年間の建設状況を見るに、大同元年三月、滿洲建國と同時に「長春」を「新京」と改稱し國都と決定するや直に都市計畫が立案され、同年七月より建設事業に着手するに至つた。

建設計畫の概要 新京は其位置北緯四三度五五分、東經一二度一八分にして高度は海拔二一四米内外、既成都市として其面積舊城内約八平方料、商埠地約四平方料、寬城子約四平方料、滿鐵附屬地約五平方料、計約二一平方料にして昭和七年人口約十四萬人を算した、依つて都市計畫上の基準を先づ人口五十萬人とし將來百萬人に達せる場合を想定して大都市計畫面積即ち新京特別都市の區域が設定された。

社會—國都の威容

六、五料、南に約一〇・五料、北に約八・五料、西に約七・〇料、南方は高家店の丘陵地に至り、東は伊通川を隔て、石碑堡附近に及ぶ長方多角形の廣約二〇〇平方料の地域が豫定された。但し此の計畫區域の内近郊並に比較的發達の急を要せざると認むる地域を除外し國都建設計畫事業區域として一〇〇平方料の區域が先づ設定された。然るに國都建設開闢以來五箇年間に於ける國都の發展殊に東部地方の異常なる開闢、また「新京特別市の區域と首都警備區域の管轄區域とを一致せしむ」の公示に依る國都警備上に起因する擴張或は淨月潭貯水池培養林敷地の編入等の諸事情に依り必須的に計畫區域及事業區域擴張を餘儀なくされ更に區域更正の必要に迫まられて居る。而して前記一〇〇平方料の區域には行政上其の性質を異にする爲め此の事業より除外さるべき滿鐵附屬地及び舊北滿鐵路附屬地があり、尙後年逐次整理すべき商埠地と急速に建設事業を必要とせざる舊城内を含み、之等を除けば實際上の建設面積は約七九平方料となる。今之れを明記すれば

- A 近郊區域 約一〇〇平方料
- B 國都建設事業區域 約一〇〇平方料
- 1 滿鐵附屬地 約五平方料

社會——國都の威容

- 2 北滿鐵路寬城子附屬地 約四平方軒
- 3 後年逐次整理區域 約七九平方軒
- C 國都建設計畫事業面積
- 土地用途 國都建設事業區域一〇〇〇平方軒(既成市街を含む)の土地用途別左の如し
- (1) 官公用途 平方軒
- 官公宅舎其他敷地 六五
- 道路敷地 二一五
- 公共施設用地 三三五
- 公園運動場其他 七〇
- 軍用地 九〇
- 計 四七〇
- (2) 私用途
- 住宅地 二七〇
- 商業地 八〇
- 工業地 六〇
- 雑種地(混合地) 二〇〇
- 特種地(娯楽、牧畜) 五三〇
- 計 一〇〇〇

以上の数字は建設事業完成の曉に於ける用途配分の標準を示したものであるが第一期事業は其の執行面積を二一、四平方軒とし、大同元年(昭和七年)七月一日以降、康徳四年十二月三十一日の五箇年を以て完成、其の土地用途の割合左の如し。官公宅舎敷地二〇道路、廣場敷地四、九公共施設、學校其他一、七公園、運動場其他二、五住居地域五、五商業地域一、八工業地域一、〇特殊地域二、〇計二一、四

上水道 新京が國都に決定した當時、急激に増加する人口に對應する給水策について

て研究した結果、新京の人口十四萬人に對し、滿鐵附屬地及舊城門にある既設水道の給水量は一日約五千屯であつたが、國都將來の人口を五十萬人と想定し、新市域の建設に際して一日一人の使用量を〇・一立方メートルとし四萬立方メートルの給水計畫が立てられた。その方法は地下水に依つて一日約八千屯、伊通川伏流水に依つて同二萬屯、その他は地表水(雨水)に依ること、即ち淨月潭に一大貯水池を作り、貯水量二千五百萬立方メートルを得、之れを南嶺淨水池に於て濾過し市民に給水する事になつた。淨月潭水源池は康徳元年五月起立し康徳二年十二月竣工した。流域面積七十八平方軒、貯水池面積四、三平方軒、貯水量二千五百萬立方メートル、堤長五百五十五米、同高さ十九米である。

下水道 第一期事業區域内地形に依り九個の排水區に分劃し分流式若くは合流式に依つて雨水管、污水管を巧みに利用して放流する。汚水は淨化方法を講じて處理するが既に一萬戸以上の家庭が全部水洗式便所を施設されて居ることは國都の誇りとすべしである。

四〇八

- 大同公園 面積三二九、〇〇〇軒で中央に流れる小川を堰止め此處に五萬軒の池が造成された。大陸的自然風光を眼目とされてゐる。
- 白山公園 面積一四六、〇〇〇軒で開闢地に實み、花壇芝生、湧泉、延岡の花路等散歩に適す。
- 牡丹公園 面積一三五、〇〇〇軒、温室、温床、花壇、芝生等あり、實用花卉の樹木を特長とす。
- 順天公園 面積八三一、〇〇〇軒、約六萬軒の池を作り、園内には果樹植物園を設備す。
- 實業公園(一) 面積約七軒、水面積約六十六軒の一大人工的湖「南湖」を包圍す。なほ工事中にして既に公園及公共施設は約四分を完了し昭和十三年秋竣工の予定である。
- 和順公園 面積一三一、〇〇〇軒、滿洲在來の形式を加味したる特色とし園内には自然池あり。

運動場 其他

- 南嶺運動場 面積一、四五二、〇〇〇軒、國立の綜合運動場である。野球場六二、五〇〇軒、陸上競技場八七、五〇〇軒、ラグビー、足球場三三、〇〇〇軒、排球場四四、五〇〇軒、五二軒、硬式野球場八、九〇九軒、式足球場一七、五六八軒其他陸軍練習場あり、又公共的設備もある。
- 草地 面積七二〇、〇〇〇軒、國都建設區域内に散在せる草地を整理して地味した他、花壇、花路などあり、此の外に十萬軒の公園基地を第二期事業として作る。
- 露島場 面積約五〇〇、〇〇〇軒、面積二千米の露島場、方向變換路、障害走路の施設あり、新京露島俱樂部に特別設備は鐵道コンクリート作りの際、露島場等に設備す。
- 苗圃 面積一五〇、〇〇〇軒、公園其他の公共設備及び一般家庭へ樹木の供給をなす。
- 其他 一般施設として既に完成せるものに福臨廟、小賣市場、ゴルフリンク等あり。

藝術・娛樂

文藝

本年度の滿洲における文藝界は昨年度に比し、更に一段の飛躍を遂げたといふことができる。

先づ昭和十一年六月以降の滿日學藝會の擴充がその先驅をなし、努めて在滿文藝家のため其の紙面を提供したのを初めとし、滿洲において發行せられてゐる雑誌中新たに文藝欄を設けるもの或ひは文藝欄を擴張するもの多く、文藝作品及び之に關する評論隨筆等の發表は昨年度に倍加した。

更に昭和十一年十月、匿名寫家G氏の好意に基づき設定せられた「G氏文學賞」の決定發表は、滿洲の文藝界には最初のことであり、文學促進に劃期的拍車をかけたものといはねばならない。十二年三月その第一回の授賞あつて刺戟するところ多く、文學評論も俄に増し、滿洲における文學活動の方向に關する論等が勃然として起り、曾つて見ざる活潑な機軸を示した。

また同じく三月、滿文による綜合大衆雜誌「明明」の發刊は最初の滿文雜誌として大いに注目された。

更に六月三十日在滿文藝家の綜合團體た

社會——藝術・娛樂

る滿洲文藝會の創立、及び九月發表せられたる滿洲國民生部具申機關たる滿日文化協會の諸文化而親和會の開催、G氏文學賞委員會の手になる「滿洲文藝年鑑」の刊行等によつて本年度の機軸を飾り、滿洲における文學活動は漸くその本格的發展の緒についたものと見るべく、將來に期待されることは大きい。

作品においては純文藝同人雜誌たる「作文」及「同人」の活動最も著しく「新天地」「滿洲文藝」「滿洲行政」の文藝欄が之に次いだ。

G氏文學賞 規約抜粋 (一)本賞を「G氏文學賞」と稱し一年一回臨時評定委員が、(二)本賞は毎年二月授賞し前年度中の作品(小説、詩、戯曲、演劇の中より)を選定す。但し同作品は滿洲在住者の作にして滿洲に於て發表されたるものに限る。(三)授賞作品は臨時評定委員會に決定す。(四)授賞作品は「作文」誌上に再掲す。但し原稿枚数枚以内の場合に限る。(五)臨時評定委員を左記十名とす。但し缺員を生じた場合は委員會議に依り補充す(設備内規別あり。略)

G氏文學賞臨時評定委員 青木實、大内隆雄、綜合編輯近東藤十郎、小杉茂樹、城小雄、平田啓、福家富士夫、八木龍雄次郎、藤澤宏。

第一回授賞は昭和十二年三月銓衡内規に従つて嚴選の上、小杉茂樹氏の詩集「夢の花」に授賞された。

更にG氏文學賞委員會の事業の一つとして「滿洲文藝年鑑」刊行が企圖せられ、同委

員會に於いて毎年前年度の滿洲文藝界における作品業績中主なるものを收録編纂し、逐年刊行することとなつた。第一輯は十二年九月下旬發刊せられる筈。

滿洲アヴァン・ガルド藝術家クラブ 昭和十二年五月滿洲アヴァン・ガルド藝術家クラブは滿洲における最も前衛的な青年藝術家によつて結成せられた。會員相互の啓蒙親及文化的に最先端の指導的役割を果すことを以て目的としてゐるが、主として畫家、詩人を會員とし、滿洲における新時代の藝術開拓に資するところ大なるものあるべきものとして注目せられてゐる。

滿洲文藝會 昭和十二年六月三十日結成せられた「滿洲文藝會」は従來滿洲における文化方面の文藝家間に綜合的聯絡親睦の機關が存在しなかつたため、その必要に應じて十數氏の發起人により企劃せられ、全滿の文藝家を殆んど網羅して結成せられた。會員は文藝を中心とし繪畫、舞踊、音樂科等各種の文化面に文筆を以て活躍してゐる人々を集め、將來の滿洲における文化の助成促進のため文化的意義ある凡ゆる事業を企劃實行せんとしてゐる。會員は全滿に約百五十名あり、大通に本部、新京に支部を置き、漸く具體的活動に入つてゐるが、滿洲における最初の文藝家綜合機關として

大きなもので毎月例会、年一回總會を開催する他、文話會通信なる會報に依り會員の聯絡を保ち、作品の發表名士招待座談會等を行つてゐる。

評論 本年度における文藝評論界の第一の問題は「滿洲文學の方向」であつた。滿洲における文學は如何なる方向に發展すべきかについて、昨年度の「土地の文學」の必至論の後を受け、是に理論的展開をなしたものと云ふべく、その論は各方面にわたつて未だ一定の理論的指針を見出すには至らなかつたが、内地亞流の文學でなく滿洲においては滿洲獨特の土地に即した文學が必然生れるべく又生まねばならぬとの點において大むね足並が揃つた。この問題について論じた人には、城小雄、角田時雄、大河而夫、金崎利光、青木實、西村眞一郎、川上旗男、大内隆雄、富田壽等の諸氏であつた。次に滿日學藝欄に文藝時評及び「地元の小説評」として滿洲における作品のみの批評が現れる他社會時評の試みがあつたことは評論界の新發展と見ることが出来る。次いで秋原勝二の小説「夜の話」によつて

指摘せられた滿洲生れの子弟「故郷喪失」の問題が意外の反響を呼び、少からの論を展開せしめたことは異色といはねばならぬ。その他評壇に活躍した主なる人々は、紫藤貞一郎、井上麟二、八木橋雄次郎、橋本八五郎、町原幸二、古川哲次郎、絲山貞家、阪口實太郎、落合郁郎、加納三郎、福家富士夫、橋本浩、大谷健夫、佐々木勝造、黒瀬剛、能登博。

小説 昭和十一年八月以降滿日夕刊小説として一箇月間の中篇小説掲載は好評あり、中央文壇にも波動を與へたが、滿洲在住の作家としては三字豐子の「羽音」が登場したのみで他は中央の諸作家の作に倣つた。挿繪は専ら滿洲出身の畫家に依つてゐる。

その他は作文同人が最も堅實に作品を發表し續けてゐるが、青木實の「孫の不幸」「新天地」「砂塵」(作文)、殺意「新天地」等の滿洲の諸人を扱つた小説の他、特に滿洲的の異色あるものは見られなかつた。然し乍ら大隈武年の「農民」(滿洲)宮原欣の「生滅」(故郷)等は滿洲的色彩の濃いものとして注目せられた。その他本年度中の主なる作品は ▲「二國」(滿洲會館) ▲秋原勝二(伴同長篇) (作文) ▲清六(田) (滿洲會館) ▲秋原勝二(伴同長篇) (作文)

「夜の話」(作文) ▲青木實「多日抄」(新天地) ▲「殺意」(新天地) ▲町原幸二「二軒のこと」(新天地) ▲木田と妹のこと(作文) ▲富田眞「明日」(長篇) (作文) ▲中村豊「豊盛の北」(長篇) (滿洲會館) ▲三宅豐子「静かな風」(作文) ▲松原一「枝紅蓮」(新天地) ▲工清定「滿洲の交」(作文) ▲松原一「枝紅蓮」(新天地) ▲工清定「滿洲の交」(作文) ▲松原一「枝紅蓮」(新天地) ▲工清定「滿洲の交」(作文) ▲松原一「枝紅蓮」(新天地) ▲工清定「滿洲の交」(作文)

詩 詩壇「簡」を中心として滿洲における詩活動は依然活潑なものがあり、日本詩壇にも推展してゐる。日本詩人會滿洲支部にも推展してゐる。近代日本詩壇に與へた「簡」發行所に有し、近代日本詩壇に與へた滿洲詩人の實績は從來大きなものがあつたが、本年度は二、三の新人の出現を見た他、小杉茂樹詩集「夢の花」のG氏文學賞獲得、新人に依る詩集「裸跣詩信」の發行等を見た以外特記すべきものはなかつた。主なる詩人は、瀨口武士、城小雄、井上麟二、八木橋雄次郎、安達義信、落合郁郎、小杉茂樹、古川哲一郎、小池亮夫、諸谷司馬夫、松畑優人、高木恭造、矢原禮三郎、古屋重芳、三好弘光、坂井龍司、岡多彦。

短歌 歌人は年々増加するが短歌雜誌としては滿洲短歌會より「合韻」(滿洲短歌會)より「北滿歌人」が従來發行されてゐる他昭和十一年十一月甲斐水榭主宰の「アカシヤ」が發行された。その他中央歌壇各結社の支社がある。

最も主なる歌人は

西田猪之輔、甲斐水榭、三井實雄、八木沼澤雄、荒川石楠花、富田充、城所英一、香川末光、西島貞子、藤山一雄、三浦沙美、俳句 三蓋沙美主宰「平原」高山謙一主宰「滿洲」等の俳句雜誌の他「滿洲通信俳句」あり、實に歩んでゐるが、特に本年度の活躍として顯著なものを見られなかつた。主なる俳人は 三浦沙美、三木朱城、江川三味、久米幸

巖、高山謙一、和田島峰、村田波木。兒童文學 滿洲における兒童文學方面の活躍はかなりの歴史を有するが、本年度においては特殊の活動は見られなかつた。兒童文學作家中多くは雜誌「童話作品」の同人であるが、就中石森延男氏は特に國定教科書中の「大連便り」朝の大連日本橋その他を執筆し、貢獻するところ多かつた。

主なる兒童文學作家は 石森延男、中壽新一、鹿島鳴秋、八木橋雄次郎、政本勇、山田健二、石田薫、黒澤忠次、山田耕子郎、久富榮次郎、平方久直、赤塚未造、境野一之、松野一湧、松尾茂、松尾忠風、八來淳、佐々本梯三、喜田瀧治郎、小林正則、矢澤邦彦、松田公子。

社會—藝術・娛樂

美術

美術界一年 滿洲の美術界は大連中心主義を以て發展して來た。殊に滿洲事變をエボツとする洋畫の進展が目醒しく中央畫壇への出品者も多く各派各流の分野に於て東都畫壇に次ぎ遜色ない小スケールを形成してゐる。

本春文化工作の第一著手として滿洲國皇帝陛下御訪日第二星霜を記念する全滿總動員的美術展覽會が計畫され新京の滿日文化協會がこの案に當り、五月國都新京に於て華々しく開催した。而して來年度以降は連續開催し、將來滿洲國展たらしめんとする意向である。訪日宣慰記念美術展 滿日文化協會主催 滿洲國女教師後援の下に五月二日から一週間新京記念公會堂並びに大經路小學校に於て開催、(名譽會長)總理大臣張景惠氏(會長)監察院長羅振玉氏(副會長)文教部大臣阮振鐸氏(顧問)關東軍參謀長東條英機氏、

社會—藝術・娛樂

可、河合清太郎、五十嵐吉太郎、新木新右衛門、井上麗太郎、青山貞雄、實生流、津浦伸之助、片桐敏博、三原重子、森川莊吉、梅若波、岩村陽島、久世哲三、岡政興三郎、岩村陽島、梅田富三郎、安達吉三郎、喜多波(白井晴歌)藤王流(八坂喜彦)能樂子(森川莊吉)同狂言(土田他吉郎)萬福會。

音樂

(八月) 試曲・觀世流島田傳次郎、坂井音次郎、觀世友實、吉住清三郎一行、テイタチ喜劇歌手榎本繁夫、ディック、ミキ、美ち奴一行、酒談、星見龍郎、藤田小仙山。

社會—藝術・娛樂

四一四

みた滿洲の演劇界は、昭和十年春大連に純正アマチュア劇團「大連藝術座」が誕生してより漸く演劇復興の機運を醸し出し、同劇團は滿洲生えぬきの演劇團體としての使命達成を目ざして活動中のところ、昭和十二年(庚寅四年)八月に至り新京に於て演劇團策劃立を期する半官半民の合同劇團「滿洲大同劇團」が組織結成され、直ちに第一回記念公演を行った。この他に滿洲國內には愛路村自立劇團、鮮人劇團等若干あり、將來の演劇振興を期待される。

博した外には、「大連吹奏樂團」滿鐵育成吹奏樂團、滿鐵埠頭吹奏樂團、電業公司吹奏樂團、國際運輸吹奏樂團、滿鐵鐵道工場吹奏樂團、大連中專喇叭隊聯合大演奏會が中央公園相撲場で開催されたのと、第三艦隊の軍樂隊が旅大で演奏されたのと、奉天の「滿洲醫科大學交響管絃樂團」がベト・ヴェンの夕べを奉天、大連に於て開催し、十五年間の傳統を誇り、露人サイツェフ女史が美しく、咽喉を大連で聴かした位ひだ。

然し時局急變するや直ちに「献金音樂會」が開かれたり、「青島引揚者慰問金募集音樂舞踊會」も開催され多大の收獲を得て献金した。「山田耕筰氏」が渡歐の途次入滿し新しく出来た團體としてはJ、Q、A、K混聲合唱團、新京混聲合唱團がある。

い史「重演劇」も豆の煮えるまで、等を上演。JOKより「炭坑の中」月の酒「客」ヘルムギェント「風」アバト風「舞の夜」空の舞「タオ」からの四つの物語」等多数のラヂオ、ドラマ放送を行ふ傍ら、日本最初の廣播放送劇團テアトロ、アドバルーンを組織して青木隆作、海は招く、その他を放送、藤山貞彦演出指導のもとに活躍を續けてゐる。

カ合奏團▲奉天ボイカル、フオア、總局マンドリン愛好會(奉天)▲赤陽マンドリン、クラブ(大連)▲大連マンドリン交響樂團▲滿洲國軍樂隊(新京)▲大連ハルモニカ合奏團▲總局音樂愛好會(奉天)▲大連デスク、ソサイエティ▲各ダンスホール專屬チャズ、バンド。

滿洲の洋樂家たち ▲高津敏(滿鐵音樂會)▲村岡榮重(大連高等音樂學校)▲圓山民平(大連音樂學校)▲伊藤十五郎(滿鐵音樂會)▲河野良子(ソプラノ)▲加藤女子(ピアノ)▲泉初音(ピアノ)▲増田信子(大連彌生高女)▲古藤孝子(大連神明高女)▲早川和子(ピアノ)▲末光幸子(大連音樂學校)▲阿部菊江(ソプラノ)▲磯部芳枝(大連音樂學校)▲村岡天津子(ピアノ)▲永原幸子(大連音樂學校)▲岡田清子(大連音樂學校)▲岡藤(グアイオリン)▲若月真枝子(グアイオリン)▲秋山義和(滿洲國軍樂隊)▲田中實(安東高女)▲細田助太郎(新京)▲豊崎雅和(奉天)▲堀軍太(奉天高女)▲宮下トミ子(撫順高女)▲森信雄(吹奏樂團)▲谷口清子(ピアノ)。

四一五

アノ

音楽會記録 (十一月十一月) △お禮夫人三浦
張女史大連協和會館で唱ふ大連音楽協會管絃樂團が
昭和會館で初演をなしたトウエン、シユマン、メ
ンデルスゾーン等を演る。

(十二月) △滿洲音樂會管絃樂隊ビアンノ部大連協和會館
會館ホールで演奏。

(十二月) △ウアイオリンのエルマン氏大連協
和會館でシユベルトやクライスラを聴かせた△第三艦
隊軍樂隊大連で演奏。

(三月) △哈爾濱交響樂團が大連協和會館でベト
ヴェン、シユベルト、チャイコフスキを演る。指揮
者はシユワイコフスキ氏△木社後援で朝野の雅樂と舞
踊を大連で公開。

(五月) 滿洲吹奏樂團聯盟と滿洲總領事館
大連市役所に本社共同主催の下に夜大連中央公園相
隣地に於て大連吹奏樂團聯合大演奏を開く。指揮者は
高津敏氏。

(六月) △喜劇マンドリン、タラズ大連協和會館
にて公演△滿洲音樂會管絃樂隊ビアンノ部第三回演奏會を大
連ヤマトホテルで開催指揮者は河野良子女史△露人マ
フオ、ソプラノ歌手マツエフ女史大連ヤマト、ホテ
ルで開演會を開く△奉天ボーカス、フオオと滿洲ブラ
ス、バンドと鐵道局マンリン愛好會、鐵道音樂愛好
會、大連オーケストラのストリン、ガクセルと混成
合演開演助演し記念會館で奉天音樂會を行ふ。

(七月) 奉天の滿洲音樂大學交響樂隊指揮者
關成比古、小橋隆剛氏以下四十名編成で奉天に滿洲社
員タラズの後援で大連協和會館で「ベトウエン」の夕
べを演奏した。

(八月) 大連神楽女團交響樂隊が卒業生中の音樂家

を集めて協和會館で國防歌音樂會を連日二日間催し
た。

(十月) 村岡榮成氏、Q、A、K混成合演團と
三木光人氏のマンドリン、ギター教習所と渡邊隆氏の
大連藝術研究所の三團聯合して青島引揚書道同
金舞臺音樂舞會を大連協和會館で開催。

映 畫

滿洲に於ける映畫界の現況は、前年に引
續き全滿に亘る日本人系映畫館の増加と共に
大連、奉天、新京、哈爾濱の四大都市を
中心に頗る活況を呈し、特に在滿邦人にと
つて「唯一の大众的娛樂機關としての映畫」
の進出は益々壓倒的優勢を示しつつある
が、映畫顧客層のレベルの點については、
前記四大都市に於ても一般的に内地一流都
市に比べて低位にあり、且つ映畫批評も不
振の状態にある。かゝる情勢の裡に於て、
本年度に於ける滿洲映畫界の最も重要にし
て劃期的な問題は、滿洲國を以て基づく特
殊會社としての「株式會社滿洲映畫協會」
が設立されたことである。この滿洲映畫協
會の使命とするところは、映畫國策確立を
目ざしての教育、文化、娛樂映畫の製作、映
畫の輸出入及び配給の指導統制、興行の理
想的管理であり、將來益々尖鋭化を加へる
思想宣傳に對して同協會の活動は注目期
待されてゐる。なほ、本年度滿洲映畫界の

特殊現象としては、日支事變勃發を契機と
しての事變ニュース及び多敷軍事映畫の
各館一齊上映は言ふまでもなく、國防献金、
皇軍慰問金献納興行が各方面に行はれたこ
と、及びミッドナイト、シヨウ式短時間興
行が急激に流行したこと等を擧げることが
出来る。

〔滿洲映畫協會の設立〕 滿洲國政府にあつては、そ
の建國精神の普及徹底並びに國民教育作興の重大國策
に基づき、映畫の製作、輸出入及び配給の指導統制を
なし、國內映畫事業の健全なる發展遂行を期する映
畫國策樹立のため、昭和四年八月十四日附を以て總務
廳次長神宮正一氏を株式會社滿洲映畫協會設立委員長
に、總務廳次長廣田金澤長田田令輔、同法制部長松本快、同
主計部長古澤忠之、同私報部長堀内一雄、民生部次長
宮澤徳重、產業部次長津信介、經濟部次長西村洋一郎
各氏を同設立委員に任命、滿洲總領事館監理部長田原
作、同新京支社事務所長中島繁一兩氏を同委員に委嘱
の上、翌十五日附を以て株式會社滿洲映畫協會設立に
關する株式會社滿洲映畫協會法を公布、八月二十一日
創立總會を開催し、こゝに株式會社滿洲映畫協會は名
實共に生誕、國策に即する資本金五百萬圓の「教育文化
振興事業の製作」「配給の統制」「興行の管理」を行ひ民
族協和、日滿不可分、華蒙親善の促進に貢献すること
となつた。同協會の新任役員は左の如し。

○理事 長 金 田 東
○理事 常務 林 昭 郎
○理事 常務 岡 田 三
○監 事 中川増太郎、恩 田
なほ同協會は事務所を新京大岡町三ツツ、ビル内

に置き、映畫法の發布に伴ひユニット、システムを以
て配給統制を實施する一方、スタジオを建設して國民
教育映畫、文化映畫、娯樂映畫及び外國映畫滿洲版の
製作に當る決定である。

△滿洲映畫協會の日文事務ニュース掲載 滿洲映畫
協會では、昭和十二年七月日支事變勃發と同時に同協
會設立準備事務所より濱田、藤巻兩氏を現地に派遣、
事業實況並びに皇軍の滿洲進出の進歩に當り、
しめ、同協會最初の貴重な作品としての第一報「ニユー
ス」を八月十日在大連各映畫館を皮切りに封切、新
京、奉天、哈爾濱各地に於て上映した。この事變ニユー
ス映畫の製作は、関東軍指揮のもとに從來の配給統
制とは立場を異にした獨自のポイントより行はれ、九
月十五日までに第九報を完成した。

△昭和製鋼所宣傳映畫の製作 軍需インフレに伴ふ
職工募集に當り、鞍山、昭和製鋼所では滿洲映畫
協會設立と同時に同製鋼所全現地に於ける宣傳映畫
の製作を映畫協會に依頼、製鋼所全長、各工場作業
状況、各種施設その他を八月下旬より同協會撮影班が
撮影し、九月刊報これが完成と共に内地向、滿人向二
種に分つて製鋼所従事員の募集に使用された。

△滿洲映畫製作所新設 滿洲では映畫國策の見地か
ら從來私報が主體となつて行つてゐた映畫による社
業並びに滿洲全般の實況紹介に、より一層の全力を注
ぐと共に海外に對しても大いに宣傳するため、昭和十
一年十月新に「滿洲映畫製作所」を設置、芥川光雄氏を
同所主任として撮影技師その他關係人員を増加の上、
從來一年十種額、十萬圓の製作限度を更に増大してそ
の製作能力擴充化を期した。

同製作所が昭和十一年後半期より同十二年前半期に
至るまでの間に製作した映畫は主なるもの左の通りで
ある。

△産業に關するもの「日滿間の連絡貨物運送状況」
「大豆工業」(廣田史郎)「鐵道建設實況」(廣田史郎)
「滿洲の依拠に依る」(北滿に於ける移民状況)「開島
省に於ける朝鮮移民」(朝鮮移民の移民状況)
△觀光に關するもの「觀光日本(日本を滿洲へ紹介の
ため)」(滿洲局)「夏のハルビン」(吉林の観光)
「北滿の巴林通商」(北河河)
△軍事に關するもの「吉林、新京、哈爾濱、大連、旅
順に於ける防空演習實況」(日支事變記録映畫)
△その他「滿洲國憲法制定祝賀會實況」(奉天國都)「治
外法權確保に關する映畫」(奉天古里亞塔開國式實況)
「滿洲國議會の各地に於ける年中行事及び」(滿洲三
十年史)(現在製作中)

△滿洲局情報部に於て企画若しくは製作せるもの
「農林滿洲」(模範地の建設)「滿洲國都」(建國五年史)
「治外法權確保に關するもの」(移民に關するもの)「滿
洲映畫協會設立後同協會がこれら一切製作す」
△滿洲映畫社に於て製作せるもの「櫻土春秋」(日滿
關係の物語をテーマとしたもので成田健吉氏作、島田
章氏監督に成るもの(昭和十一年十一月完成))

△關東局フィルム檢閲所概況 關東局にお
いては、從來滿洲に於ける日本人系映畫館
上映々畫は、各地方の日本警察或は領事
館の手に依り個々に行はれてゐた映畫檢閲
の一箇所統制檢閲を必要とし、昭和十年四
月局令を以て關東局フィルム檢閲所を大
連警察署内に設置して以來、年々その實績
効果を豫期以上に收めつつあるが、昭和十
一年度中に於ける同フィルム檢閲所の檢閲
總數は一萬四千三百二十九卷、三百三十二

萬二千五百七十五卷に達し、このうち日本
映畫一千六百三十三卷、一萬三千六百七十七卷、
二百三十三萬八千七百二十六卷、米國映畫
四百七十九卷、二千九百二十一卷、七十一
萬八千五百五十卷、歐洲映畫九十三卷、六
百五十九卷、十六萬九千二百五十三卷、支
那映畫四十卷、三百三十六卷、九萬一千六
百二十卷、滿洲國映畫十一卷、二十卷、四
千四百六十六卷となつて居り、これを昭和
九年度に比較すれば同檢閲所取扱總數計に於
て三百四十六卷、九百八十卷、三十萬七千六
百九十五卷といふ激増ぶりを示してゐる。
なほ、近年に於ける映畫界の特殊現象とし
て、無聲映畫(サイレント、フィルム)に代
る發聲映畫(トーキー)の飛躍的激増傾向は
滿洲に於ても著しきものあり、關東局フィ
ルム檢閲所取扱に係るトーキー、フィルム
檢閲總數を各年別に示せば左の如し。

年次	件數	卷數	米	數
昭和九年	10	25	6,656	數
昭和十年	10	25	15,336	數
昭和十一年	10	25	15,336	數

次に昭和十一年度中關東局フィルム檢閱
所取扱フィルムについて、これを各製
會社別に主要なるものを擧ぐれば

製會社名	件數	卷數	米	數
新日本	32	2,256	5,232	數
日活	32	2,256	5,232	數

運動競技—野球

突してアウト三代澤右飛◇二一六回兩軍とも得点なし◇七回滿塁打本中飛字佐美三郎五十嵐右中間野越木盛打に生還今木投野飛▽實業田部三郎失二塁内田三郎寄りバント安打田部三郎三遊井上四球宮中飛田部生還内田三遊多田輝投前井上二遊村松遊動◇八回兩軍無得点九回滿塁打倉四球高橋二遊戸倉二封高木中前打高橋二遊宇佐美左越木盛打に高橋木盛打高橋二遊五十嵐右飛今木三遊間取打高橋二遊寄り二塁打に今木生還野飛一塁木盛を振りて刺る▽實業内田四球井上遊飛宮中飛捕野飛P日渡倉(多田輝の代打)中前取打内田二遊村松遊動に渡倉二封

Table with columns for batting statistics: 打 (Hits), 安 (Singles), 二 (Doubles), 三 (Triples), 四 (Home Runs), 死 (Runs Batted In), 失 (Errors), 過 (Outs). Rows list players like 田内井宮多(後村三) and 五.

Table with columns for batting statistics: 打 (Hits), 安 (Singles), 二 (Doubles), 三 (Triples), 四 (Home Runs), 死 (Runs Batted In), 失 (Errors), 過 (Outs). Rows list players like 井上(實), 宇佐美(滿), 高橋(實), etc.

個人打撃順位表 (最高打数の半数に満たざるものは除外) (1)井上(實) 416190001033.563 (2)宇佐美(滿) 4132720100004.538 (3)高橋(實) 415361000111.400 (4)高橋(實) 414040002114.286 (5)高橋(實) 418351000122.278 (6)高橋(實) 411630110015.273 (7)高橋(實) 4196500105012.263 (8)高橋(實) 419341000012.211 (9)高橋(實) 411320000007.182 (10)高橋(實) 4141200000026.143 (11)高橋(實) 4150200000040.133 (12)高橋(實) 4171200000010.118 (13)高橋(實) 415210001011.067 (14)高橋(實) 415011001110.067

春季州外野球大會

Table with columns for batting statistics: 打 (Hits), 安 (Singles), 二 (Doubles), 三 (Triples), 四 (Home Runs), 死 (Runs Batted In), 失 (Errors), 過 (Outs). Rows list players like 高橋(實), 高橋(實), etc.

Table with columns for batting statistics: 打 (Hits), 安 (Singles), 二 (Doubles), 三 (Triples), 四 (Home Runs), 死 (Runs Batted In), 失 (Errors), 過 (Outs). Rows list players like 高橋(實), 高橋(實), etc.

運動競技—野球

Table with columns for batting statistics: 打 (Hits), 安 (Singles), 二 (Doubles), 三 (Triples), 四 (Home Runs), 死 (Runs Batted In), 失 (Errors), 過 (Outs). Rows list players like 田内井宮多(後村三) and 五.

Table with columns for batting statistics: 打 (Hits), 安 (Singles), 二 (Doubles), 三 (Triples), 四 (Home Runs), 死 (Runs Batted In), 失 (Errors), 過 (Outs). Rows list players like 井上(實), 宇佐美(滿), 高橋(實), etc.

Table with columns for batting statistics: 打 (Hits), 安 (Singles), 二 (Doubles), 三 (Triples), 四 (Home Runs), 死 (Runs Batted In), 失 (Errors), 過 (Outs). Rows list players like 高橋(實), 高橋(實), etc.

Table with columns for batting statistics: 打 (Hits), 安 (Singles), 二 (Doubles), 三 (Triples), 四 (Home Runs), 死 (Runs Batted In), 失 (Errors), 過 (Outs). Rows list players like 高橋(實), 高橋(實), etc.

運動競技—野球



Table for the 22nd Kansai Prefecture Baseball Tournament. Columns include team names (e.g., 新電, 新電), scores, and statistics. Includes a sub-table for '優勝戦' (Championship Game) between 新電 and 新電.

Table for the 22nd Kansai Prefecture Baseball Tournament, continued. Lists individual player statistics for various teams, including batting averages, runs, and hits.

Table for the 22nd Kansai Prefecture Baseball Tournament, continued. Lists individual player statistics, including names like '今野', '木原', and '今野'.

Table for the 22nd Kansai Prefecture Baseball Tournament, continued. Lists individual player statistics, including names like '今野', '木原', and '今野'.

四二五

運動競技—野球

Table for the National Defense Gold Cup Baseball Tournament. Columns include team names (e.g., 山, 山), scores, and statistics. Includes a sub-table for '優勝戦' (Championship Game) between 山 and 山.

Table for the National Defense Gold Cup Baseball Tournament, continued. Lists individual player statistics for various teams, including batting averages, runs, and hits.

Table for the National Defense Gold Cup Baseball Tournament, continued. Lists individual player statistics, including names like '田', '井', and '田'.

Table for the National Defense Gold Cup Baseball Tournament, continued. Lists individual player statistics, including names like '田', '井', and '田'.

四二四

新京秋季リーグ

Table for the New Capital Autumn League. Columns include team names (e.g., 新電, 新電), scores, and statistics.

Table for the New Capital Autumn League, continued. Lists individual player statistics for various teams, including batting averages, runs, and hits.

運動競技—野球

Table of baseball match results from June 10 to July 22, listing teams like 大連實業, 奉天, and 安東, along with scores and venues.

Table of baseball match results from July 29 to August 10, listing teams like 奉天, 安東, and 大連實業, along with scores and venues.

陸上競技 (Track and Field) section for the 10th anniversary of the Manchurian Republic. It includes a tree diagram of events, dates (July 13-14), and organizing committees.

運動競技—陸上

順位表

Table with columns for rank (順位), name (選手名), and time (時間). It lists results for various events across different districts (第一區 to 第二十四區).

四三〇

十一年度

第二十回奉天滿鐵運動會

Text describing the 20th Manchurian Railway Sports Meeting, including dates (September 13th), location (奉天), and details of the events.

第五回滿洲國體育大會

Text describing the 5th Manchurian Sports Meeting, including dates (September 22nd) and location (新京).

八百米 2分19秒 (新京) 砲丸投 11米44 (安東) 砲丸投 11米44 (安東) 砲丸投 11米44 (安東)...

第二回ジュニア陸上競技選手権大會 (期日)九月二十九日(場所)大通運動場(主催者)南滿洲陸上競技協會

國際運動會(主催者)南滿洲陸上競技協會 中障1米津(撫順)56秒, 加藤(撫順)60秒, 1, 3 松山(關東州)4松尾(奉天)...

分09秒8, 3 安東(奉天)36分40秒 8, 4 椎(關東州)砲丸投1吉村(關東州)12米73, 2 高祖(撫順)12米97, 3 齊藤(奉天)11米67, 4 池田(鐵嶺)10米87...

運動競技—陸上

競投1中村(奉天)58.2、2對馬(撫順)58.0、十種競技1岡田(撫順)58.2、2工藤(關東州)58.0

第十二回旅順戰跡

リレー大會

(期日)十月十七日(場所)旅順戰跡コース(主催者)旅順市役所關東體研

一部(都市對抗)1大連(杉山、北本、關戸、廣川、大塚)2時間01分53秒、2旅順2時間05分13秒、二部(一般)1祭友會(八重、瀬、瀬口、土井田、三隅、渡邊)1時間55分15秒(二部新記録)2奉天運動會支部2時間04分10秒、3大通俱樂部、4沙公クラブ、5沙河口クラブ、三部(中等學校)1旅順高公A(藤、徐、李、史、時)1時間54分58秒(三部新記録)2旅順高公B2時間01分41秒、3大通一中、4旅順高公C組旅順中隊

工大豫科對工專對抗

(期日)十一月一日(場所)旅順兒

運動會地點旅大コース(主催者)南滿洲陸上競技協會

○A組(十四軒一殿)1瀨口(關東州)51分13秒、2北本(關東州)52分46秒、3渡邊(關東州)55分28秒、4志水(奉天)56分02秒、5根岸(關東州)57分01秒、B組(十四軒一殿)1黃(關東州)55分02秒、2松本(關東州)56分33秒、3夏廣(關東州)57分43秒、4田島(奉天)57分51秒、5倉本(關東州)60分54秒、○組(八軒中等學校)1境(育成)30分46秒、2成島(育成)31分31秒、3林(大連一中)4黃(早苗高小)33分53秒、5百東(大連一中)34分59秒

奉天YEC對撫順體協

(期日)四月二十六日(場所)撫順永安堂競技場(主催者)撫順體育協會)總得點撫順體協54-39奉天YEC○百米11秒、2米津午(撫)砲丸投12米72高祖(撫)○走高跳1米77松本心(撫)○高障礙15秒、5米津午(撫)○圓盤投34米89上条

玉運動場(主催者)兩校競技部)百米11秒6關(工大)○走高跳1米68山田(工專)○砲丸投9米77佐藤(工大)○千五百米4分48秒山田(工專)○高障礙19秒3山本(工大)○圓盤投25米95佐藤(工大)○棒高跳2米75山本(工大)○四百米55秒9舟田(工大)○走巾跳5米69久笠(工大)○槍投38米50秋篠(工專)○八百米繼走1分44秒工專

新京十哩マラソン

(期日)十一月三日(場所)京青國道コース(主催者)南滿洲陸上競技協會)1于希淵57分07秒、2方、3由、4桂、5伊藤

第一回旅大八景驛傳競走

(期日)十一月三日(場所)旅順忠塔一大通滿鐵社員殉難碑前開コース(主催者)滿鐵會員會體育部)第一部(聯合會單位)1連鐵(瀨口、坂根、上井田、三隅、渡邊、中島徹、近藤、八重樫)2

(奉)○走巾跳7米19岡田(奉)○四百米55秒7森本成(撫)○槍投58米79黃(撫)○千五百米4分35秒7德安(撫)○四百米繼走47秒2(撫順)

滿日前奉大嶺間往復フル、マラソン

(期日)四月二十五日(場所)旅大コース(主催者)南滿洲陸上競技協會)一部(一般)1根岸(大連俱)2時間52分30秒、2八重樫榮太郎(大連埠頭)3時間03分06秒、3藤内一夫(鞍山體協)3時間05分15秒、4松本繁義(鐵道工場)3時間05分39秒、5黃昌秀(大連俱)3時間06分27秒

奉天團體對抗戰

(期日)五月九日(場所)奉天國際)間05分55秒、2木村(旅中)3時間23分46秒、3杉山(大商)3時間29分13秒、4齊藤(工蓋)3時間33分25秒、5百東(大連一中)3時間33分34秒

時間50分21秒、2本社2時間50分26秒、3沙河口水時間59分36秒、4藤家屯3時間07分36秒、5哈爾濱3時間09分42秒、6鞍山3時間10分51秒、7消費組合3時間14分13秒

十二年度

大連斷郊競走

(主催者)關東州陸上競技協會)第一回(一月十八日)鏡ヶ池一周コース)1瀨口(奉天俱)12分54秒、2北本(紅陽俱)12分55秒、3黃(大連俱)13分53秒

運動場(主催者)奉天體育協會)總得點須位YEC(一一九點)總局(一一四點)監大(六九點)

○百米11秒5竹田(總局)○走高跳1米75岡田(總局)○千五百米4分38秒志水(總局)○高障礙18秒久恒(總局)○槍投53米56(大會新)岡田(總局)○走巾跳7米01(大會新)岡田(總局)○四百米56秒4洪(醫大)○二百米25秒8竹田(總局)○圓盤投37米15(大會新)上条YEC○五千米17分10秒志水(總局)○三段跳14米46岡田YEC○千米繼走2分15秒4YEC(高橋、岡田、濱渡、岩清水)

安東日滿交歡競技會

(期日)五月二十三日(場所)安東六道溝競技場(主催者)安東運動協會)總得點滿洲四體聯一三二・六二九・三安東連協○八百米2分08秒5金(基)○二百米24秒孫(長)○千五百米4分15秒2孫(福)○百米11秒6孫

俱樂部)1大連俱樂部(名越、關戸、宮藤、朴、黃)32點、2紫友俱樂部42點、3沙河俱樂部82點、4紅陽俱樂部82點、5黃友俱樂部91點、6雙星俱樂部100點(二部一般市中)1沙河公學堂15點(三部中等學校)1大通一中A(林、幹、平田、百東、劉)25點、2育成34點、3大通一中B組60點、4大通一中B組81點(個人)1(一部)瀨口(紫友)13分53秒、2名越(大俱)14分10秒、3(三部)1堀(育成)13分45秒

新京マラソン

(期日)三月十四日(場所)忠靈塔發着點コース(主催者)南滿洲陸上競技協會)1于希淵(文教部)58分55秒、2桂林茂(學生)59分58秒、3藤貴九(市中)1時間0分47秒、4白昌祥(市中)1時間02分00秒、5白利治(市中)1時間02分07秒

第二回全滿斷郊競走

(期日)三月二十八日(場所)大連)長(滿)○四百米54秒5金(基)○五千米16分13秒9孫(福)○四百米繼走48秒9滿洲國○千六百米繼走3分58秒2日本人○走高跳1米75吉田(日)○砲丸投11米60橫井(滿)○走巾跳6米24吉田(日)○圓盤投37米24橫井(滿)○槍投42米93吉田(日)○三段跳12米68吉田(日)

第七回滿洲學生競技

(期日)五月三十日(場所)奉天國際運動場(主催者)滿洲學生聯盟)總得點1工大(381.5)醫大(350.5)3工專(325)

州外選手権大會

(期日)六月六日(場所)撫順永安
高跳3米80阿部(紫友)...

州内選手権大會

(期日)六月二十日(場所)大通運
動場(主催者)關東工陸上競技協
會

第三回全滿ジュニア選手権大會

(期日)七月二十五日(場所)大通
運動場(主催者)南滿洲陸上競技
協會

第一回州内團體選
手権

(期日)九月十二日(場所)大通運
動場(主催者)關東工陸上競技協
會

分08秒6 松山(鶴屋)...

全滿リレー大會

(期日)六月二十七日(場所)撫順
永安運動場(主催者)撫順體育
協會

第一節
砲丸投19米19高嶺(撫)

奉天フル・マラソン

(期日)九月十九日(場所)奉天撫街
道コース(主催者)滿洲國體育奉
天事務局

滿鐵中等學校大會

(期日)九月二十三日(場所)奉天
國際運動場(主催者)滿鐵學務課
甲組(三年以上)

得點順位

1 新京商業(五四點)
2 新京中學(四九點)...

乙組(三年以下)

1 千五百米4分54秒1(大會新)
唐(新中)...

高跳3米80阿部(紫友)...

得點表

Table with 2 columns: Name, Points. Includes entries like 雙星 0500004000006, 大連 4400443000000, etc.

二部(中等校對抗)

走高跳1米55福田(二中)...

奉天記録更新會

(期日)九月五日(場所)奉天國際
運動場(主催者)奉天體協

砲丸投18秒3柴田(砲丸投10
米54左樹)...

2 寶藤(工業)四百米57秒6...

Table with 2 columns: Name, Points. Includes entries like 5工 0068030000, 4大 1240309.5, etc.